

韮崎市国土強靱化地域計画

令和6年3月

山梨県韮崎市

目 次

はじめに 「国土強靱化」とは

1 国土強靱化の理念	1
------------	---

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨	3
2 計画の目的	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4

第2章 韮崎市の概況

1 本市の特性	5
2 災害の記録	7
3 自然災害による被害想定	10

第3章 韮崎市における国土強靱化の基本的な考え方

1 脆弱性評価の考え方	16
2 施策分野の設定	21
3 脆弱性の分析と評価の実施	22

第4章 脆弱性評価の結果及びその推進方針

1 「リスクシナリオごと」の脆弱性評価の結果及びその推進方針	23
2 「施策分野ごと」の脆弱性評価の結果及びその推進方針	23

第5章 韮崎市における国土強靱化地域計画の推進等

1 市地域計画の進行管理	24
2 PDCAサイクルの確立	24
3 関係機関との連携	24
4 市民・企業等との協働	24
5 デジタル化の推進	25
6 SDGsの推進	25

「リスクシナリオごと」の
脆弱性評価の結果及びその推進方針 編 26

「リスクシナリオごと」に取りまとめた
『脆弱性評価の結果及びその推進方針』を
「施策分野ごと」に分類した仕分け表 58

「施策分野ごと」の
脆弱性評価の結果及びその推進方針 編 61

「個別事業」 編
必要な施策に対する具体的事業 102

はじめに

「国土強靱化」とは (国の国土強靱化基本計画・ガイドラインから引用)

1 国土強靱化の理念

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策等も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

(1) 理念と基本目標

- ① 我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に、繰り返しさいなまれてきました。そして、規模の大きな災害であればあるほど、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。
しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。
- ② 大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長時間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要です。
- ③ 東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策等も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要です。
- ④ そして、この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ちその帰結として、地域、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があります。
- ⑤ このため、いかなる災害等が発生しようとも、
 - ア 人命の保護が最大限図られること
 - イ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ウ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - エ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）」を推進するものです。

(2) 防災との違い

- ① 「防災」は、基本的には、地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応をとりまとめるものであり、例えば、防災基本計画では、各災害に共通する対策編を設けつつ地震災害対策編・津波災害対策編など、リスクごとに計画が立てられています。
- ② 「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、
 - ア あらゆるリスクを見据えつつ
 - イ どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。
- ③ つまり、基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチです。
- ④ 国土強靱化は、そうした最悪の事態を起こさない（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするものです。
- ⑤ そして、そうした強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめるものが強靱化の計画です。
- ⑥ さらに、国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、ライフライン機能、行政機能など様々な重要機能のあり方をリスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものです。
- ⑦ 実施主体も、地域においては、地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず、自治会や住民、経済団体や交通・物流、医療、ライフライン等の民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進めるものです。

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平時からの大規模自然災害等、様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識の下、2013（平成25）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」を公布・施行し、2014（平成26）年6月、同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

山梨県においても、2015（平成27）年12月、市町村や関係機関相互の連携の下、強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として「山梨県強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定し、2020（令和2）年3月には見直しを行っています。

本市でも、「韮崎市第7次総合計画」の将来像である『すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき』を目指し、チーム韮崎で活力あるまちづくりの推進に取り組んでいるところでありますが、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、致命的な被害を回避するとともに、迅速な復旧・復興に資する施策を計画的に推進するため「韮崎市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の目的

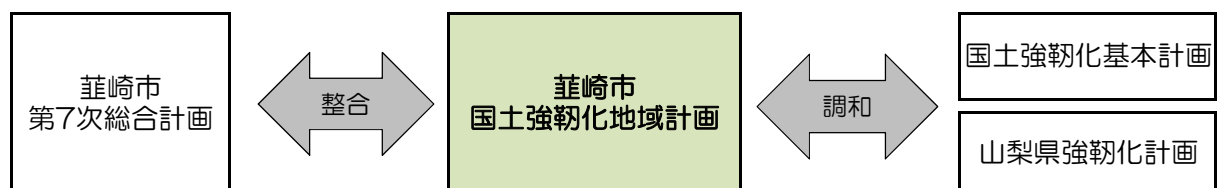
本計画の最も重要な目的は、災害により生命・財産を失わないことにあります。

本市や全国各地で発生した災害の教訓を踏まえ、市・市民・民間事業者等を含めた関係者が一体となって、生命・財産を守り迅速に復旧するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化に取り組み、市民の生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。

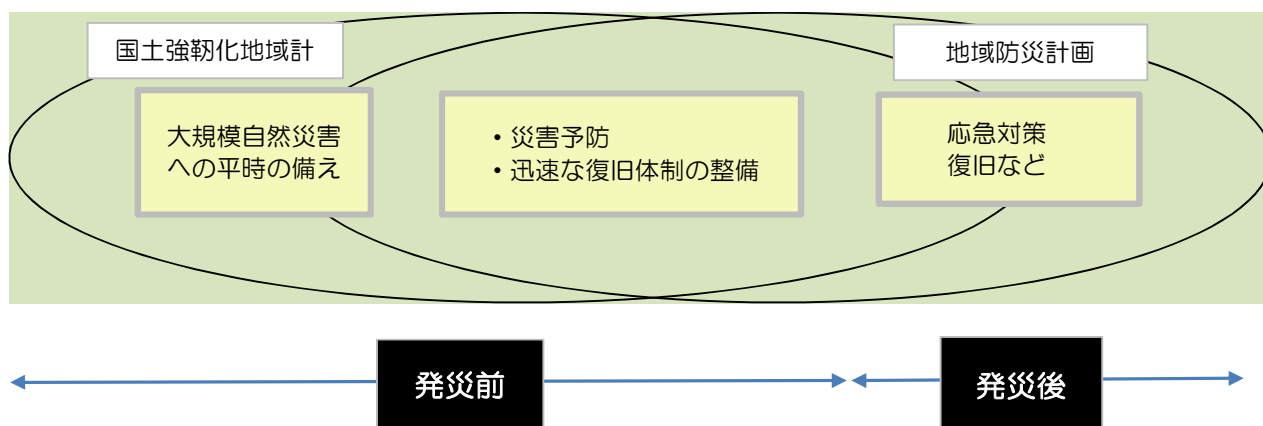
3 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定します。

また、国土強靱化基本計画及び山梨県強靱化計画との調和が保たれ、韮崎市第7次総合計画とも整合性を図った上で、安全・安心に暮らせる強いまちづくりなどの具体的な施策を計画的に推進するための指針として位置づけます。



* 地域防災計画との関係



4 計画の期間

計画期間は、韮崎市第7次総合計画の終期に合わせ、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

総合計画と本計画は、どちらも指針性を有し、分野ごとの施策を示し、施策の進捗を管理していくなど親和性があります。

したがって、両計画が同じ方向性を持つこと、また、進捗管理を同時に行うため、今期の本計画の期間を総合計画に合わせ、次回以降は同時に策定することとします。

本計画は、期間内において実施する施策のみならず、期間中に検討を始めるものや実現に向けて長期的な展望にたった施策も含まれています。

なお、今後の社会・経済情勢に急激な変化等が生じた場合は、期間内においても、適宜見直すこととします。

第2章 韮崎市の概況

1 本市の特性



(1) 位置と地勢

本市は、山梨県の北西部に位置しており、県庁所在地の甲府市から約12km、周囲を甲斐市、南アルプス市、北杜市と接しています。

面積は、143.69km²（東西約20 km、南北約12.5 km）で、市庁舎は、標高353.94mに位置しています。

全域が丘陵地帯であって、西に3,000m級の山々が連なる南アルプス、東に秩父多摩国立公園に属する茅ヶ岳に囲まれ、南に富士山、北にハケ岳を望む山紫水明の地です。

市の中央に七里岩（しちりいわ）という大きな台地があり、その岩の両側を川が挟み、さらにその川を二つの山が挟んでいます。

七里岩は、ハケ岳が約20万年前に山体崩壊を起こした際に流れた溶岩泥が韮崎まで流れつき、釜無川と塩川によって、両側を削られ現在の形となりました。

山林の面積が65%を占め、高く深い山岳地帯から無数の大小河川が流れ込み、市の中心部を流れる、記憶にも新しい令和2年7月豪雨で氾濫した球磨川、最上川と並び日本三大急流の一つに数えられる釜無川（富士川）や塩川に注いでいます。

地質は、3つに分けられています。

- ① 釜無川、塩川沿岸の沖積層地域（河川沿いの堆積物からなる地層）
- ② 七里岩、塩川左岸の丘陵地帯をつくる洪積層地域（洪水の堆積物からなる地層）
- ③ 釜無川右岸の新三紀層（2,303万年前から258万年前の時代に堆積された地層）及び花崗岩類の地域

(2) 気象

本市の気候は、全般的に降雨量が少ないうえに寒暖の差が激しく、季節風の影響が大きい「内陸気候」として特徴づけられています。

下表のとおり、平成30年の平均気温は、10年前、20年前と比べ高くなっており、本市においても、温暖化が進んでいると考えられます。

年次	平均気温（℃）			平均湿度（%）	平均風速（m/s）	天気日数（日）				総降水量（mm）
	最高	最低	平均			晴れ	曇り	雨	雪	
平成10年	25.3	3.8	13.7	63.0	2.5	220	84	56	5	795.6
平成20年	26.4	4.5	14.2	66.3	2.7	251	44	68	2	1,172.0
平成30年	27.6	4.2	14.9	64.8	2.2	229	104	29	3	1,001.0

(3) 人口

昭和29年の合併時、本市の人口は32,140人で、以後減少の一途をたどり、昭和45年には27,267人となりましたが、その後は増加に転じ、平成17年の国勢調査では、33,801人となりました。

しかし、全国的に人口減少が叫ばれるようになり、本市でも再び減少し、住民基本台帳人口では、平成30年3月1日に3万人を下回りました。

現在も自然減と社会減は継続しています。

また、老年人口比率（65歳以上の割合）は、平成27年の調査では、27.2%と、峡北圏域の32.0%、県の28.4%と比べると低い数値となっていますが、全国平均の26.6%を上回り「超高齢社会」となっています。

年次	人口	世帯数	一世帯当たりの人数	老年人口		
				人口	割合	全国割合
平成7年	32,097	9,753	3.29	5,642	17.5	14.8
平成17年	33,801	11,456	2.91	6,867	20.3	20.1
平成27年	30,680	11,673	2.63	8,357	27.2	26.6

(4) 交通

本市のほぼ中央を南北にJR中央本線、並行して中央自動車道が通っています。

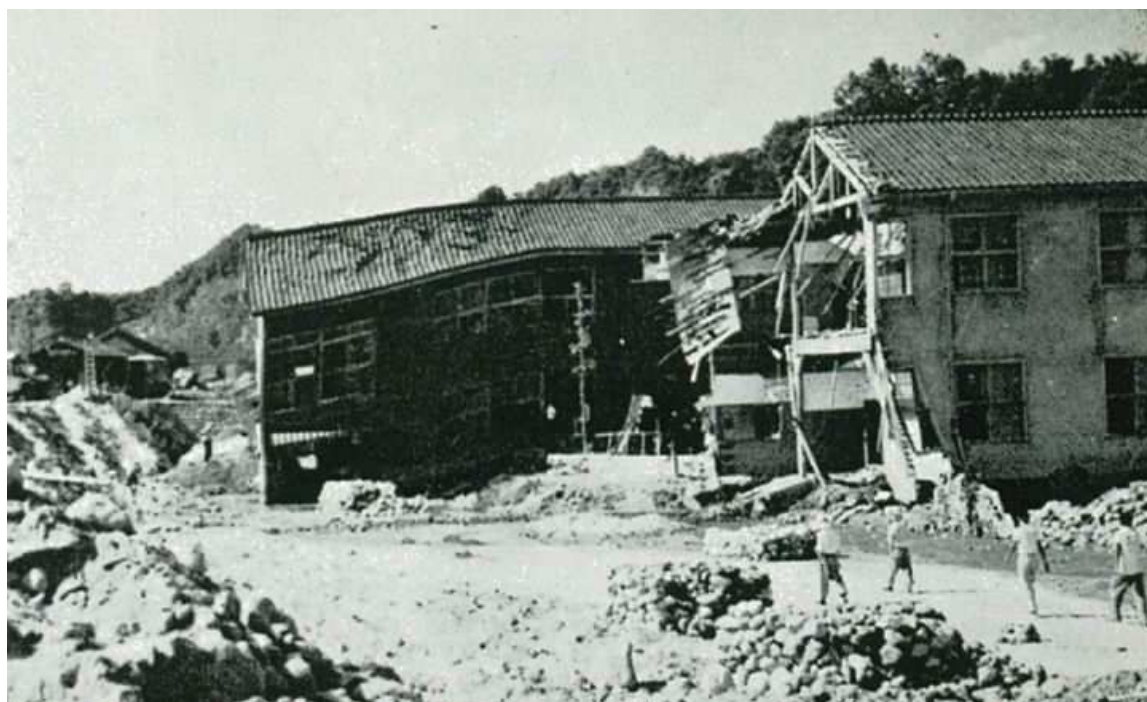
また、一般国道は、20号と141号が甲府方面から北杜方面に、釜無川と塩川に沿う形で走っています。

2 災害の記録

(1) 風水害

発生日	災害区分	被災地域	被害状況
明治31年9月	水害	葦崎町・円野町	死者41名・流失家屋282戸
大正8年9月	水害	葦崎町・穴山町	橋りょうの流出多数
大正14年8月	水害	葦崎町	橋りょうの流出多数
昭和10年9月	水害	葦崎町	流出家屋15戸 橋りょうの流出多数
昭和34年8月14日	水害 台風7号	葦崎町	死者行方不明20名 流失家屋51戸・半壊42戸 全壊31戸・橋りょうの流失29カ所 床下浸水1,461戸 ※ 被害額は昭和34年9月26日と合算
昭和34年9月26日	水害 台風15号 (伊勢湾台風)	葦崎町	死者1名・流失家屋8戸 全壊16戸・半壊81戸 床上・床下浸水1,054戸 橋りょうの流失3カ所 昭和34年災害被害額 222,647千円※
昭和57年8月1日	水害 台風10号	全域	家屋半壊11戸、床上・床下浸水14戸 農地冠水14.2畝 土木施設被害113カ所 農林業施設被害32カ所 災害被害額 275,000千円
昭和57年9月16日	水害 台風18号	全域	家屋半壊1戸・農地冠水3畝 農林業施設被害19カ所 土木施設被害49カ所 災害被害額 258,000千円
昭和58年8月15日	水害 台風12号	全域	家屋半壊2戸、床下浸水295戸 農地流失・冠水103.6畝 農業用施設被害23カ所 林業用施設被害25カ所 土木施設被害65カ所 災害被害額 891,359千円
昭和60年6月30日	水害	全域	床下浸水30戸・農地冠水60畝 農業用施設被害20カ所 土木施設被害10カ所 災害被害額 79,110千円

発生日	災害区分	被災地域	被害状況
平成10年1月 8日～16日	雪害	全域	8日・12日・15日と続けての降雪 最深積雪：甲府49cm、河口湖89cm 農業用ビニールハウスなどに被害
平成26年2月 8日～9日	雪害	全域	農業用ビニールハウスなどに被害 最深積雪：甲府45cm、河口湖66cm
平成26年2月 14日～15日	雪害	全域	災害救助法の適用 最深積雪：甲府114cm、河口湖143cm 農業用ハウスなどに甚大な被害 県内の被害 死者5人、重・軽傷者107人 家屋全壊13棟、半壊・一部損壊399棟
令和元年10月12日	風水害 台風19号	全域	災害救助法の適用 県内初の大雨特別警報の発令 本市で最大瞬間風速35mを観測 市内全域に避難指示を発令 避難者数：2,040人 住宅等の屋根損壊をはじめ、農業用施設、堤防などに甚大な被害



昭和34年9月の伊勢湾台風により大破した韮崎中学校（現在の市役所）

(2) 地震災害

発生日	山梨県内の被害状況
明治24年12月24日	山梨・静岡県境を震央とする地震（M6.5） 北都留郡で地割れ数カ所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
明治31年4月3日	山梨県中部を震央とする地震（M5.9） 南巨摩郡睦合村（現南部町）で山岳（安部岳）の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
明治35年5月25日	山梨県東部を震央とする地震（M5.4） 南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村（現大和村）に小亀裂等
大正4年6月20日	山梨県東部を震央とする地震（M5.9） 甲府市水道管亀裂4～5カ所
大正7年6月26日	神奈川県西部を震央とする地震（M6.3） 谷村（現都留市）で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鵜沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7～8カ所
大正12年9月1日	関東大地震（M7.9甲府震度6） 県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液化現象3カ所
大正13年1月15日	丹沢地震（M7.3甲府震度6） 県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60カ所
昭和19年12月7日	東南海地震（M7.9） 甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29カ所等（山梨日日新聞）
昭和51年6月16日	山梨県東部を震央とする地震（M5.5） 県東部で住家等一部破損77棟、道路22ヶ所、田畑31ヶ所、農業用施設79カ所等
昭和58年8月8日	山梨県東部を震央とする地震（M6.0） 県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147カ所、農林業用施設55カ所、道路21カ所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
平成8年3月6日	山梨県東部を震央とする地震（M5.8） 県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円
平成23年3月11日	東日本大震災（M9.0 韮崎市震度4） 東日本各地で長期間停電し、市内でも計画的（輪番）に停電を実施

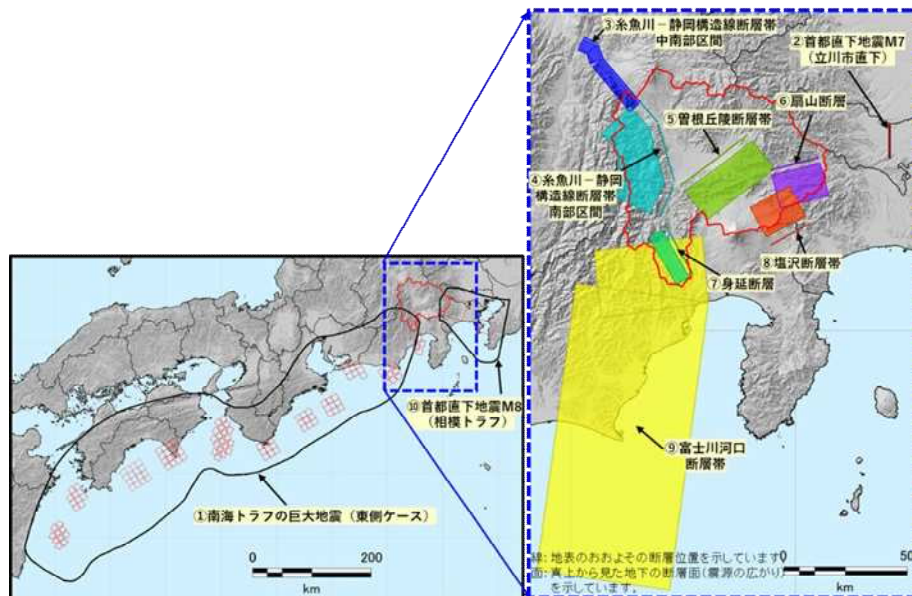
3 自然災害による被害想定

(1) 地震災害

山梨県地域防災計画（令和6年3月）によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

① 想定される地震とその規模

地震	概要	想定される規模 M(Mw)
ア 南海トラフの巨大地震（東側ケース）（下図⑩）	南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震	7.4 (6.8) 本市の最大震度6強
イ 首都直下地震（M7クラス立川市直下）（下図②）	相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震	7.6 (7.0) 本市の最大震度5弱
ウ 糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間（下図③）	山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震	7.4 (6.8) 本市の最大震度5強
エ 糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間（下図④）	山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震	7.6 (7.0) 本市の最大震度7
オ 曽根丘陵断層帯（下図⑤）	甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震	7.3 (6.8) 本市の最大震度6強
カ 扇山断層（下図⑥）	山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震	7.0 (6.5) 本市の最大震度4以下
キ 身延断層（下図⑦）	山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震	7.0 (6.5) 本市の最大震度5強
ク 塩沢断層帯（下図⑧）	山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震	6.8 (6.4) 本市の最大震度5弱
ケ 富士川河口断層帯（下図⑨）	山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震	8.3 (7.8) 本市の最大震度5強



② 危惧される被害（地震）

【基礎資料】

令和5年「山梨県地震被害想定調査報告書」

※被害想定調査は、あくまで予測（目安）であり、実際の発災時には想定通りの地震が必ずしも発生するとは限りません。被害の状況は想定と異なることも予想されます。

【被害想定時間】

県において、項目毎に別条件で想定しています。

①人的被害：宅内にいるため被害が最大となる冬朝5時

②建物被害：火災が多く発生し被害が最大となる夕方6時

その他の項目でも被害が最大となる場合を条件としています。

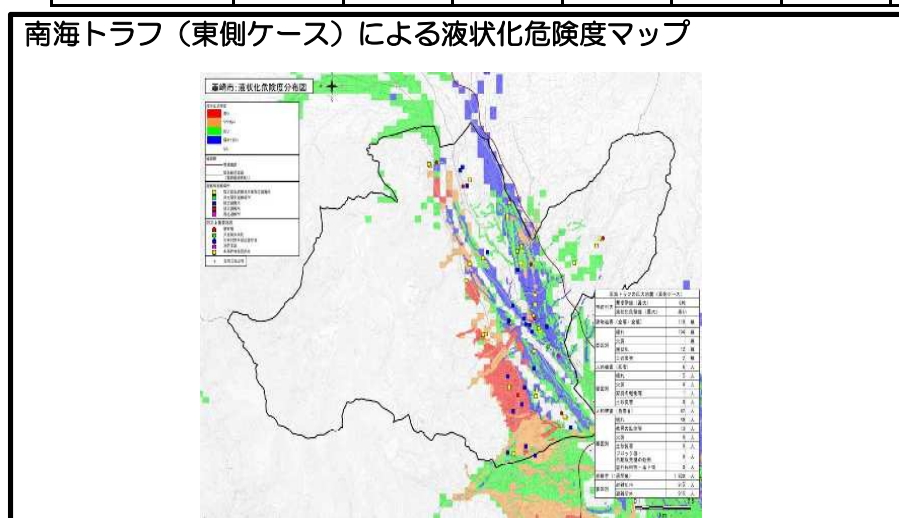
(A) 人的被害 ※火災による被害、急傾斜地崩壊による被害は、いずれも0または1未満のため省略

区分	建物被害による			計		
	死者	重傷	軽傷	死者	重傷	軽傷
ア 南海トラフ	5	9	53	5	9	53
イ 首都直下			1			1
ウ 糸魚川中	9	62	12	9	62	12
エ 糸魚川南	69	123	314	69	123	314
オ 曽根丘陵	6	9	50	6	9	50

(B) 建物被害 ※火災による被害該当0または1未満のため省略

区分	液状化による		揺れによる		急傾斜地崩壊による		計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
ア 南海トラフ	12	122	104	285	2	4	118	411
イ 首都直下	2	23	0	1	0	1	2	25
ウ 糸魚川中	4	42	140	328	1	2	145	372
エ 糸魚川南	11	107	1,384	1,362	2	3	1,397	1,472
オ 曽根丘陵	7	76	98	281	1	3	106	360

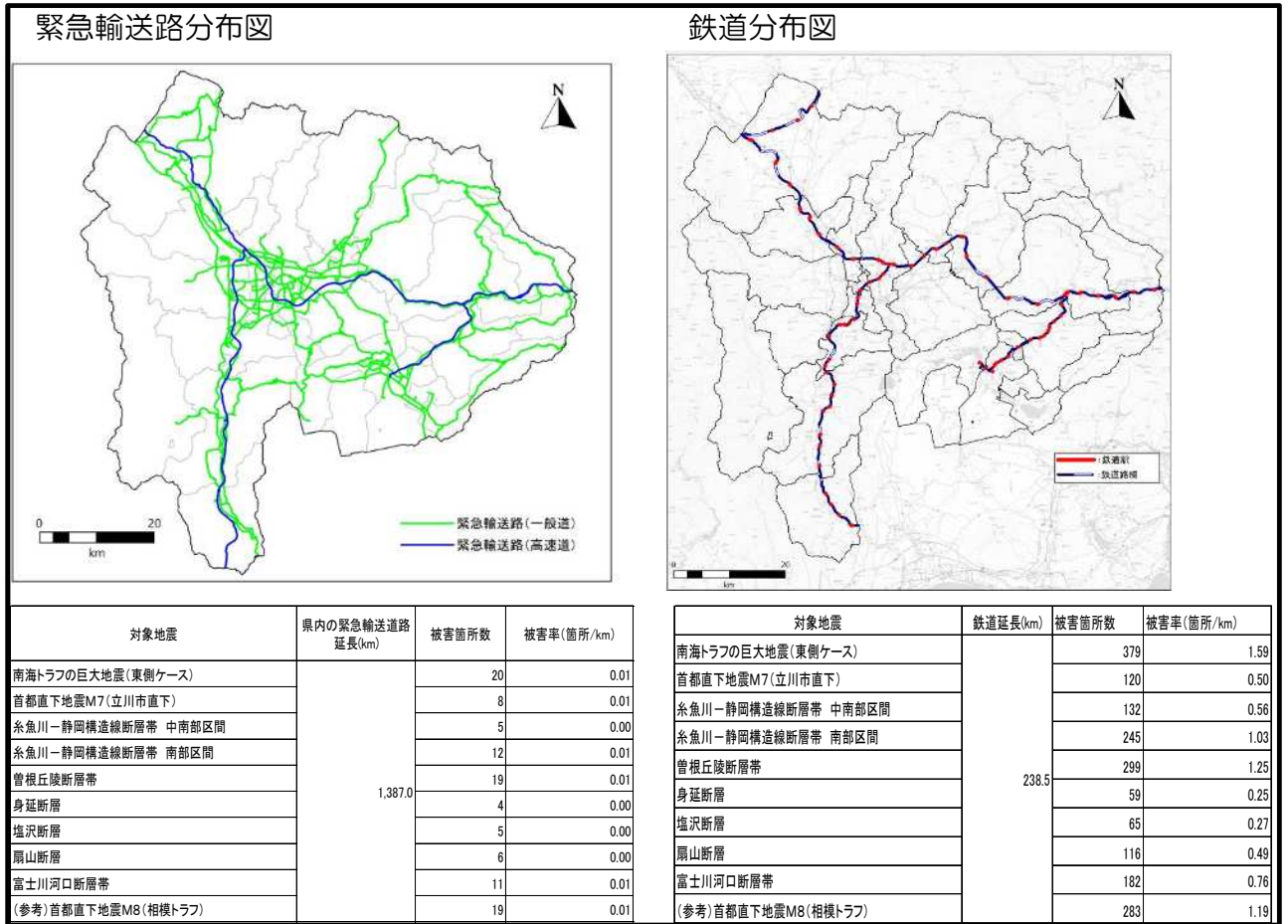
南海トラフ（東側ケース）による液状化危険度マップ



(C) 避難者数：最大となる発生1週間後：夏12時

区分	避難所内	避難所外
ア 南海トラフ	945	945
イ 首都直下	12	12
ウ 糸魚川中	305	305
エ 糸魚川南	3,425	3,425
オ 菅根丘陵	463	463

(D) 緊急輸送路及び鉄道



(E) その他

区分	通信被害(固定電話)			停電人口			上水道被害(断水人口)			
	直後	1日後	1週間後	直後	1日後	1週間後	直後	1日後	1週間後	1カ月後
ア 南海トラフ	19,785	4,954	48	22,333	5,592	54	10,725	9,965	6,045	697
イ 首都直下	2,118	73	0	1,314	65	-	220	165	49	-
ウ 糸魚川中	8,624	759	2	9,734	857	2	1,868	1,632	730	15
エ 糸魚川南	23,543	10,490	99	26,574	11,841	200	19,459	18,674	13,356	2,448
オ 菅根丘陵	19,789	4,958	52	8	20,484	7,162	1,950	1,706	770	17

(2) 水害・土砂災害

近年、全国各地で急増している集中豪雨をもたらす線状降水帯や局地的豪雨は、河川の氾濫や土砂災害を引き起こし、また、異常気象による巨大台風は、猛烈な風雨による甚大な被害を発生させています。

本市においても、令和元年10月の台風19号は、記憶に新しいところであり、昭和34年には、伊勢湾台風等により釜無川が氾濫し、死者・行方不明者21人、全壊家屋が132棟という大きな被害を経験しています。

令和元年度に改訂した「土砂災害洪水ハザードマップ」に示されているとおり、本市では、浸水深が3～5メートルの区域が多数存在しており、また、令和2年10月に追録版とした「家屋倒壊等氾濫想定区域図」により、釜無川・塩川・御勅使川流域に、氾濫による家屋の倒壊をもたらすような区域や、河岸が浸食された場合における家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域も存在するなど、甚大な被害が想定されます。

令和元年10月の台風19号による釜無川右岸の堤防洗掘（清哲町地内）



(3) 雪害

平成26年2月本県は、南西諸島から発達して進んできた低気圧と上空の寒気の影響により大雪となり、甲府市で最深積雪が114センチメートルに達し、それまでの49センチメートルの2倍以上、観測史上初めてとなる記録的な積雪となりました。

この大雪により、建物の損壊や停電などが各地で発生するとともに、鉄道の運休や高速道路、国道も通行止めとなり、県内外への交通が遮断され陸の孤島と化し、物流にも大きな影響がありました。

山梨県は、昭和58年の台風12号の豪雨災害以来31年ぶりとなる災害対策本部を設置しましたが、本市をはじめほとんどの市町村が豪雪対策は講じていなかったため、雪害対応は困難を極めました。

したがって、近年の異常気象の傾向も踏まえ、このときと同程度の大雪が降ることや被害の発生を想定します。

平成26年2月豪雪の除雪作業



(4) 火山災害

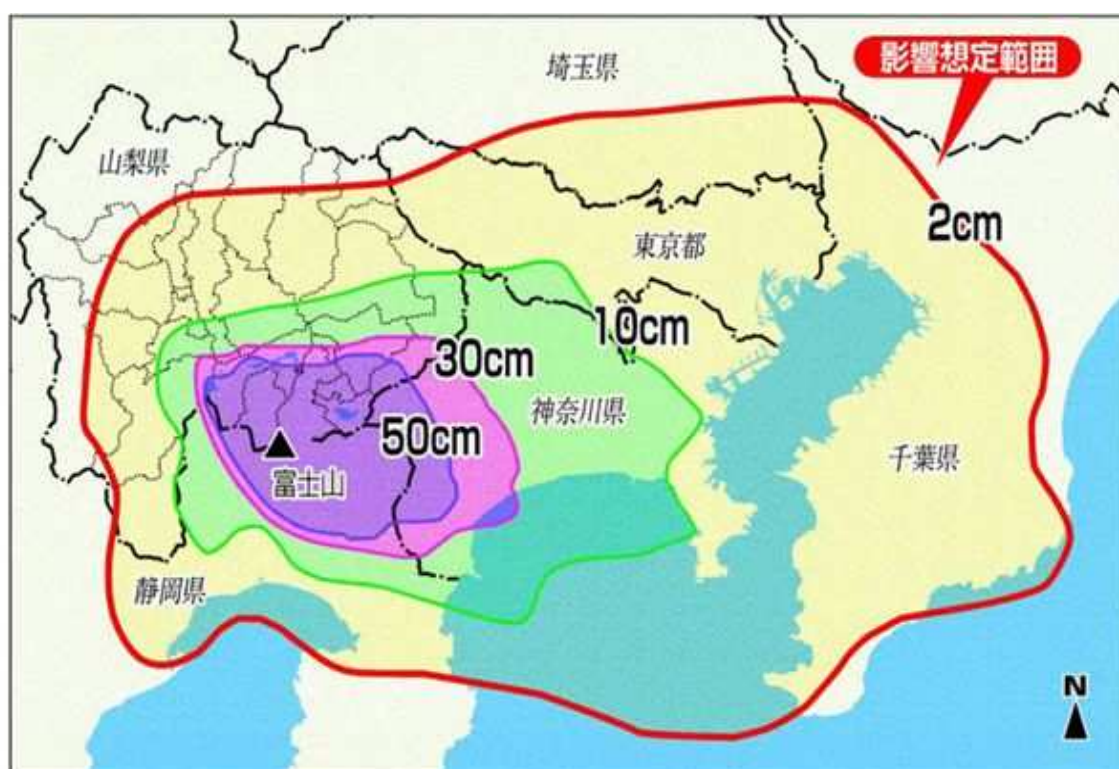
気象庁の火山噴火予知連絡会は、過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動がある火山を活火山と定義し、国内で110の活火山を指定しています。

富士山は、この中の一つであり、過去の活動度による活火山の分類ではBにランクされています。

富士山の噴火は、これまでの歴史をたどると、約300年おきの一定のペースで起きていると言われていたのですが、1707年の宝永噴火以降、平穏な状態が300年以上続いています。

宝永噴火では、火山灰が江戸まで届き、降り積もった火山灰により農耕地が耕作できず、また、河川氾濫などの二次災害を引き起こすなど、各地に甚大な被害を与えたと言われています。

風向きにもよりますが、韮崎市での降灰予想は2センチメートルとなっていますので、この降灰量を想定します。



第3章 韮崎市における国土強靱化の基本的な考え方

1 脆弱性評価の考え方

本市における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、本市の特性を踏まえたうえで、甚大な被害を回避するために、現在の施策などについて、どこに脆弱性があるのかを把握するために実施するものです。

国の基本計画及び県の地域計画において、脆弱性の分析・評価の結果に基づき定められた強靱化に必要な施策の推進方針を踏まえ、本市の地域計画の策定においても以下の手順により、推進方針を定めます。

(県のリスクと同様)

【(1) 想定するリスクの設定 (計画の対象とする災害)】

- ① 地震 (東海地震、活断層地震など)
- ② 豪雨、豪雪
- ③ 富士山火山噴火



(県の目標と同様)

【(2) 基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興



(県の目標と同様)

【(3) 事前に備えるべき目標 (基本目標を達成するための)】

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が、迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する



【(4) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定】



（国・県の分野を参考）

【(5) 施策分野の設定（リスクシナリオを回避するための）】

脆弱性評価は、施策の分野ごとに行うこととされています。

- (1) 個別政策分野
 - ①行政機能 ②住環境 ③交通・防災 ④福祉・保健医療
 - ⑤産業 ⑥教育 ⑦国土保全
- (2) 横断的分野
 - ①老朽化対策 ②リスクコミュニケーション
 - ③他機関等との連携



【(6) 脆弱性評価】

起きてはならない最悪の事態を回避するために行っている現行の取り組みを抽出し、現行の取り組みで十分かどうかを分析・評価します。



【(7) 推進方針の検討】

脆弱性評価の結果に基づき、今後必要となる施策とその推進方針を検討します。

(1) 想定するリスク（計画の対象とする災害）の設定

本市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他にテロ事件や大規模事故等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国の基本計画が広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していること、また、県の計画では、地震、豪雨・豪雪、火山噴火を想定していますので、本市においても、県と同様の災害を対象とします。

なお、富士山火山噴火については、本市への影響は比較的少ないと予測されますが、降灰による被害や市町村を越えた避難が想定されるため、対象としています。

(2) 基本目標

国の基本計画及び県の計画で位置づけられた4つの基本目標を踏まえ、いかなる大規模災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指すこととし、県と同様の4つの基本目標を定め、各種施策を推進します。

(3) 事前に備えるべき目標（基本目標を達成するための）

国の基本計画及び県の計画で設定されている8つの事前に備えるべき目標を参考に、本市においても「8つの事前に備えるべき目標」を設定します。

(4) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

国の基本計画においては、事前に備えるべき目標の妨げになるものとして45のリスクシナリオを設定し、また、山梨県においては、33のリスクシナリオを設定しています。

本市においては、国や県等の計画を参考に「29のリスクシナリオ」を、次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による住宅・建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等、避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行きわたらない事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防、自衛隊等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺
		2-5	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩所等の供給不足
		2-6	富士山噴火の影響による県東部エリアからの避難者の受入が困難となる事態
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
		3-2	信号機の全面停止等による交通事故・交通渋滞の多発
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	災害時に活用する情報サービス（防災行政無線や防災アプリ等）が機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン（製品の原材料等調達から販売まで）の寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化
		5-2	主要幹線道路や鉄道が分断する等の基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞による生産活動への甚大な影響

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
6	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	市民の生活・経済活動の維持に必要な電気、ガス、燃料等の供給機能の停止
		6-2	上下水道の長期間にわたる供給・使用停止
		6-3	生活関連道路等地域交通網が分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	堤防、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	風評被害等による観光、農産物などに対する地域経済への甚大な影響
		7-5	被災地、避難所等における疫病・感染症等の大規模発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	被災者に対する住宅対策や健康支援策が十分に講じられず、生活再建が著しく遅れる事態
		8-4	河川周辺の浸食や浸水被害が広範にわたり、復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法において強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、国の基本計画及び県の計画の施策分野を参考に、次のとおり、個別施策分野として7分野、横断的分野として3分野を設定しました。

施策分野		分野ごとの主な施策内容
個別分野	【1】 行政機能	(1) 行政機能の維持等に係る施策
	【2】 住環境	(1) 住宅や建築物の安全に係る施策
		(2) 上下水道の強化などに係る施策
		(3) 災害廃棄物等の処理に係る施策
		(4) エネルギーの確保に係る施策
		(5) 被災者等の支援等に係る施策
	【3】 交通・防災・消防	(1) 主要道路等の整備に係る施策
		(2) 交通政策に係る施策
		(3) 防災意識の向上や避難行動等に係る施策
		(4) 地域の防災力向上に係る施策
		(5) 避難所に係る施策
		(6) 情報通信手段等の整備に係る施策
		(7) 消防の体制整備等に係る施策
	【4】 福祉・保健医療	(1) 感染症予防対策に係る施策
		(2) 要配慮者等に係る施策
		(3) 医療・福祉施設の安全や機能維持に係る施策
		(4) 災害時の医療、福祉、保健衛生に係る施策
	【5】 産業	(1) 農林・商工業の振興に係る施策
		(2) 農地・森林等の整備に係る施策
		(3) 事業所等の安全対策等に係る施策
	【6】 教育	(1) 学校施設の安全、防災教育に係る施策
(2) 生涯学習・スポーツ施設等の安全に係る施策		
【7】 国土保全	(1) 河川等の整備に係る施策	
横断的分野	【1】 老朽化対策	(1) 公共施設の適切な維持管理、更新に係る施策
	【2】 リスクコミュニケーション	(1) 市民・事業所等との防災意識の共有に係る施策
	【3】 他機関等との連携	(1) 他自治体、団体等との連携に係る施策

3 脆弱性の分析と評価の実施

29のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について、それぞれ回避するために必要な施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度を踏まえ、現在進めている取り組みで対応が可能であるか、脆弱性の分析と評価を行いました。

(1) 現在進めている施策や計画している施策の着実な推進

強靱化に必要な取り組みとして、既の実施している施策もありますが、現行で十分という状況ではありませんので、計画されている施策も含め、着実に進めていく必要があります。

(2) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる施策の推進

- ① 施設の整備・耐震化等のハード対策のみではなく、訓練・防災教育等のソフト対策を災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせることで効果的に施策を推進する必要があります。
- ② ハザードマップの作成や避難訓練といった「ソフト対策」は、限られた財政の中で短期間に一定の効果を得るための有効な対策ですが、「ハード対策」は、堤防の整備や施設の耐震化のように対策の実施や効果の発現までに長期間を要するものや、老朽化対策のように時期を逸することなく着実な対応が求められるものがあります。
長期的な視野の下で全体の工程を念頭に置きつつ、ソフトとハードを適切に組み合わせ、計画的に施策を推進していくことが重要です。

(3) 関係機関等との連携の強化

強靱化に必要な取り組みを進めるうえで、個々の施策の実施主体は、市だけではなく国や県、民間事業者、各種団体など多岐にわたることから、情報共有をはじめ、なお一層の連携を強化する必要があります。

第4章 脆弱性評価の結果及びその推進方針

1 「リスクシナリオごと」の脆弱性評価の結果及びその推進方針

強靱化を図るうえで、現在実施している関連施策や事業の進捗状況、課題など、それぞれのリスクシナリオを回避するために必要な事項について分析と評価を行い、その結果と推進方針をとりまとめ、26ページから57ページに掲載しています。

2 「施策分野ごと」の脆弱性評価の結果及びその推進方針

脆弱性評価は、施策分野ごとに行うこととされていますので、前項の「リスクシナリオごと」の結果と推進方針を、58ページから60ページの『仕分け表』により、「施策分野ごと」に整理し、61ページから101ページに掲載しています。

3 必要な施策に対する具体的事業「個別事業」

必要な施策に対する具体的な事業については、個別事業編として、102ページから106ページに掲載しています。

第5章 韮崎市における国土強靱化地域計画の推進等

1 市地域計画の進行管理

市地域計画を推進するためには、それぞれの取り組みを着実に実施するだけでなく、評価・検証し、取り組み状況の確認などの進行管理を実施するとともに、必要に応じて見直しを行います。

計画については、重複する点も多い韮崎市地域防災計画と同様に、韮崎市防災会議委員の意見を聴取します。

2 PDCAサイクルの確立

市地域計画に基づく施策・事業を計画的かつ効率的に推進するため、PDCAサイクルを通じた検証・改善を継続的に行います。

また、今後社会経済情勢等の変化や災害による新たな課題・取り組み等が生じた場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

3 関係機関との連携

市地域計画における取り組みは、まちづくり、教育、福祉、防災、情報等が様々に関連する計画であることから、計画の推進にあたっては、各部署との密接な連携を図るだけでなく、国や県等の関係する機関との連携について、平時から関係性の構築を図ります。

4 市民・企業等との協働

本市が、国・県等と連携して行う「公助」だけでは、災害発生時の様々なニーズに的確に対応することには限界があるため、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会が互いに自発的に連携し、お互いを守る「共助」を中心とした地域防災力を、より一層強化する取り組みを推進します。

また、地域防災力の強化に向けて、市民、自主防災組織、事業所等が、災害発生時の必要な時に必要な助け合いができる体制の構築を図るため、住民同士の地域内でのより良い関係性の構築や共助体制の強化に努めます。

5 デジタル化の推進

強靱化の取り組みや施策を効率的に進めるためには、デジタル技術の活用が不可欠でありますので、様々な分野においてデジタル化を推進します。

6 SDGsの推進

持続的な地域社会を構築していくためには、地域経済、社会保障、自然環境などを将来にわたって持続可能なものとしていくことが必要である。

平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、2016年から2030年までの間の国際目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられている。

国際的な共通目標として、実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、発展途上国のみならず、先進国も含めたすべての主体が取り組む普遍的なものであり、わが国においても積極的に取り組みが進められています。

SDGsは、このアジェンダにおける「誰一人として取り残さない」という言葉に象徴されるように、包摂性（社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から擁護し、社会の一員として取り組み、支え合うこと。）や多様性を重視しながら、経済・社会・環境の課題を統括的に解決し、持続可能な社会の実現を目指すものであり、人口減少に歯止めをかけ、地域を振興していく上で重要な視点である。

こうしたことから、本計画では、個別事業の推進において、持続可能な開発目標と関連付け、施策の展開を図っていくこととします。



「リスクシナリオごと」の 脆弱性評価の結果及びその推進方針 編

「評価結果」及び「推進方針」の内容によっては、一つの「事前に備えるべき目標」や「リスクシナリオ」だけでなく、関連する項目に重複して掲載する必要があるが、同じ内容が何度も繰り返して出てくることにより、非常に分かりづらくなりますので、本編においては、一部を除き重複を避けて掲載しています。

事前に備えるべき目標		「1」 直接死を最大限防く	
リスクシナリオ		[1-1] 地震等による建物・交通施設等の倒壊、火災による死傷者の発生	
【評価結果】			
(1) 住宅、宅地、建築物等の耐震対策		【推進方針】	
<p>① インフラの「長寿命化計画」や「韮崎市耐震改修促進計画」に沿った、住宅、建築物等の耐震診断、耐震改修の着実な進捗と適正な維持管理を行う必要があります。</p> <p>② 住宅の耐震化を進める補助金制度を実施していますが、耐震化率は伸び悩んでいます。倒壊による死傷者を出さないために、耐震化率を上げる必要があります。</p> <p>③ 管理不十分な一般の空き家等については、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、適切な管理の促進を図る必要があります。</p> <p>また、空き家のまま活用されない建物は、設備が老朽化する場合があります。解体する必要があるため、空き家のまま活用されない建物は、設備が老朽化する場合があります。また、空き家のまま活用されない建物は、設備が老朽化する場合があります。また、空き家のまま活用されない建物は、設備が老朽化する場合があります。</p> <p>④ 過去の震災等で、家具の転倒による死傷者が多数発生していることから、建物内の家具等の下敷きによる死傷者を出さないために、転倒防止対策の啓発や促進を行う必要があります。</p> <p>⑤ 公民館等の地域における避難所については、耐震調査を実施するとともに、適切な耐震補強や改修・修繕を行う必要があります。</p>	<p>所管課</p> <p>建設課、教育課</p> <p>建設課</p> <p>市民生活課、総合政策課、建設課</p> <p>総務課</p> <p>総務課ほか施設所管課</p>	<p>(1) 住宅、宅地、建築物等の耐震対策</p> <p>① インフラの長寿命化計画や耐震改修促進計画に沿った着実な進捗と適正な維持管理を行うとともに、適宜、計画の見直しを行います。また、学校施設長寿命化計画を策定し、中長期的な施設整備の具体的な方針を定め、学校施設に求められる防災機能の強化を図ります。</p> <p>② 耐震化率の向上を図るため、戸別訪問による耐震化の必要性と補助制度の周知を、なお一層進めます。また、補助制度が有効活用されるよう、適宜、制度の見直しを行います。</p> <p>③ 空き家の状況把握と所有者等の特定を進め、危険な家屋については、所有者等に対し、助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を適切に実施します。また、空き家の利活用を推進します。</p> <p>④ 耐震性がある建物でも、家具等の転倒によって死傷者が発生しないよう、NPO法人減災ネットやまなしへの委託事業のほか、地区長連合会、自主防災組織連絡協議会の総会や様々な団体の会議などにおいて、また、事業所等にも家具等固定化の啓発活動を行います。</p> <p>⑤ 耐震調査や日常点検、定期点検により施設の劣化状況等を把握し、適正な修繕、改修を行い、避難所として必要な機能を維持、確保します。</p>	<p>① 公共施設適正配置実施計画とも整合性を図り、耐震化等を促進し安全性の確保、適正な配置、維持保全を実施します。</p> <p>② 既設施設の耐震化・老朽化・不燃化対策を、より一層進めるとともに、新規に施設を整備する際においても、耐震化・不燃化措置を講じます。なお、新規施設を建設する際は、公民連携手法等について検討します。</p> <p>③ 定期的な点検と適正な管理・更新を進めます。</p> <p>④ 水利の不足地域や消火栓のみに依存している箇所を、消防団や地区等の協力を得て把握し、計画的な耐震性防火水栓の整備に取り組みます。</p> <p>⑤ 転倒等の危険性がある備品などについて、防止用器具を取り付けます。</p>
(2) 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策		【評価結果】	
<p>① 「韮崎市公共施設等総合管理計画」に基づいた改修等を、計画的かつ総合的に推進する必要がある。</p> <p>② 学校施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、市民交流施設、医療施設、公園施設、民間の児童福祉施設・高齢者福祉施設などの不特定多数が集まる施設は、災害時の避難場所や災害対策の拠点施設として利用されますので、耐震化・老朽化・不燃化対策を一層図る必要があります。</p> <p>③ 老朽化している公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため、「韮崎市公営住宅長寿命化計画」に基づき、定期的な点検するとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要があります。</p> <p>④ 消火栓は、水道管の破綻等により使用不能となるなど甚大な被害が懸念されることがあるため、水利の不足地域や消火栓のみに依存している箇所を、消防団や地区等の協力を得て把握し、計画的な耐震性防火水栓の整備に取り組みます。</p> <p>⑤ 転倒等の危険性がある備品などについて、防止用器具を取り付けます。</p>	<p>施設所管課</p> <p>施設所管課</p> <p>建設課</p> <p>総務課、上下水道課</p> <p>全課</p>	<p>(2) 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策</p> <p>① 公共施設適正配置実施計画とも整合性を図り、耐震化等を促進し安全性の確保、適正な配置、維持保全を実施します。</p> <p>② 既設施設の耐震化・老朽化・不燃化対策を、より一層進めるとともに、新規に施設を整備する際においても、耐震化・不燃化措置を講じます。なお、新規施設を建設する際は、公民連携手法等について検討します。</p> <p>③ 定期的な点検と適正な管理・更新を進めます。</p> <p>④ 水利の不足地域や消火栓のみに依存している箇所を、消防団や地区等の協力を得て把握し、計画的な耐震性防火水栓の整備に取り組みます。</p> <p>⑤ 転倒等の危険性がある備品などについて、防止用器具を取り付けます。</p>	<p>① 公共施設適正配置実施計画とも整合性を図り、耐震化等を促進し安全性の確保、適正な配置、維持保全を実施します。</p> <p>② 既設施設の耐震化・老朽化・不燃化対策を、より一層進めるとともに、新規に施設を整備する際においても、耐震化・不燃化措置を講じます。なお、新規施設を建設する際は、公民連携手法等について検討します。</p> <p>③ 定期的な点検と適正な管理・更新を進めます。</p> <p>④ 水利の不足地域や消火栓のみに依存している箇所を、消防団や地区等の協力を得て把握し、計画的な耐震性防火水栓の整備に取り組みます。</p> <p>⑤ 転倒等の危険性がある備品などについて、防止用器具を取り付けます。</p>

<p>(3) 防災意識の高揚</p> <p>① 市及び防災関係機関は、大規模な災害発生時に、市、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初期、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上または現地において計画的に実践的な防災訓練を行う必要があります。</p> <p>② 防災意識の高揚を図るため、出前講座等の中で地域や家庭での予防・安全対策の必要性や災害時の行動等、防災知識の普及啓発を進める必要があります。</p> <p>③ 大規模災害時の救命率を高めるため、災害現場において、市民等が適切な応急処置ができるよう救急講習会を開催し、普及啓発活動を行う必要があります。</p>	<p>総務課、市立病院</p>	<p>(3) 防災意識の高揚</p> <p>① 市、県、関係機関などが参加して行う「富士川流域における大規模土砂災害を想定した合同訓練」や「市総合防災訓練」などにおいて、より実践的な訓練を実施し、対応力の向上を図ります。</p> <p>また、避難所の利用者が避難所の開設及び運営を自主的にできるように、小中学校ごとに特定地区総合防災訓練、その4年後にフォローアップ訓練を実施していますが、住民の自主的な意識を維持するために、引き続き、訓練を実施します。</p> <p>市立病院においても、業務継続計画（BCP）に基づき、防災・避難訓練を継続して実施し、防災意識の高揚を図ります。</p> <p>② 出前講座等のほか、市から地区に積極的に出向き、災害時の行動等について住民を交えた協議を行い、避難行動等の理解を深めます。</p> <p>③ 市で進めている地域減災リーダーの育成は、資格取得時に普通救命講習の受講を義務付けていることから、更なる育成を図り応急措置ができる住民を増やします。</p>
<p>(4) 消防体制の整備</p> <p>① 大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため、常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みの推進と広域的な連携体制を構築する必要があります。</p> <p>② 地域の安全確保のために、大きな役割を担っている消防団への入団促進や災害時において列队的な消防活動ができるよう、安全装備品の確保及び消防施設等の整備を推進し、消防団活動の更なる充実強化を図る必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>(4) 消防体制の整備</p> <p>① 市や消防団と峡北消防本部との連携を強化するとともに、広域的な連携体制の構築を行います。</p> <p>また、市民及び民間事業所などと協働して、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みを推進します。</p> <p>② 入団促進などを図るため、団員報酬の増額や安全装備品などの整備を進めていますが、更なる消防団活動の充実強化のため、入団促進や安全装備品の確保等について、市消防団本団役員会で協議します。</p> <p>また、消防ポンプ自動車や可搬式小型動力ポンプについては、定期的に更新し、災害時に対応できるように整備します。</p>
<p>(5) 要配慮者等の対策</p> <p>① 高齢者、障がい者、要配慮者などの災害時要配慮者のさらなる福祉避難所の確保や各施設における避難確保計画の整備などを推進するため、既に締結している協定の見直しも含め、現在進めている「荳崎市福祉施設の災害対策協議会」における取り組みが必要です。</p> <p>② 一人暮らし高齢者の安心・安全確保のため、急病や緊急時の消防への通報体制を整える必要があります。</p> <p>③ 介護が必要な方の安心・安全な生活環境の向上のため、地域密着型サービス等の事業所整備の検討が必要です。</p>	<p>福祉課、総務課、長寿介護課</p>	<p>(5) 要配慮者等の対策</p> <p>① 「荳崎市福祉施設の災害対策協議会」を定期的に開催し、福祉避難所の更なる確保や連携の強化を図ります。</p> <p>② 65歳以上の一人暮らしの方の緊急通報システム「ふれあいペンダント」の設置、聴覚や言語に障がいがある方の「ネット119緊急通報システム」への登録を促進します。</p> <p>③ 「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、必要な介護サービスが提供されるよう地域密着型サービス等の事業所整備を検討します。</p>
<p>(6) 道路等の環境整備</p> <p>① 幹線道路等の整備や市街地の狭い道路を改善し、安全な避難路や緊急車両の通行を確保する必要があります。</p> <p>② 災害時に緊急避難場所等のオープンスペースとして活用できる、都市公園内の老朽化対策や機能維持及び新たな体育館や市民の避難時の駐車場整備を図る必要があります。</p> <p>③ 倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去、補強などの啓発活動が必要です。</p> <p>④ 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等の被害の拡大を防ぐため、引き続き必要なお道路の無電柱化を検討する必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>(6) 道路等の環境整備</p> <p>① 重要な生活道路等について、幅員の狭い区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。</p> <p>② 施設内の建物の老朽化対策や機能維持のための定期点検や修繕を行います。</p> <p>また、新たな体育館建設に伴い、駐車場も整備します。</p> <p>③ ブロック塀撤去に係る補助対象を拡大し、周知を図ります。</p> <p>④ 魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、引き続き電柱などの地中化を推進します。</p>

<p>(7) 火災予防に関する啓発活動</p> <p>① 火災が発生した場合の迅速な対応を図るため、住宅用などの火災警報器の普及を促進する必要があります。</p> <p>② 停電復旧時等の火災発生を防ぐため、避難時の電源ブレーカーの遮断の更なる周知徹底を図る必要があります。</p>	<p>総務課、峡北消防本部</p> <p>総務課</p>	<p>(7) 火災予防に関する啓発活動</p> <p>① 現在、峡北管内の住宅用火災報知機の設定率は82%であり、その内、条例に適合している機器の設置割合は、57%です。通正機器の普及を促進するとともに、老朽化した火災報知機の交換の必要性についても啓発活動を行います。</p> <p>② 市総合防災訓練における地区避難訓練などの際に、電源ブレーカーの遮断を実施するよう、引き続き、自主防災組織などを通じ周知を徹底します。</p>
<p>(8) 遺体の収容、火葬体制の確立</p> <p>① 寺院や公共施設等、災害時においても遺体の収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所が開設できるよう関係部署と連携する必要があります。</p> <p>② 災害時においても、火葬を遅滞なく行うため、「山梨県広域火葬計画」に基づき、平時から情報交換等により、体制の充実を図る必要があります。</p> <p>③ 感染力の強い感染症による遺体の収容や火葬を行う場合は、国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき対応することとし、必要となる物品等の備蓄に努める必要があります。</p>	<p>市民生活課、総務課</p> <p>市民生活課</p> <p>市民生活課、総務課</p>	<p>(8) 遺体の収容、火葬体制の確立</p> <p>① 関係部署において連携を図る中で、遅滞なく遺体収容（安置）所が開設できるよう、適切な場所の選定などを進めます。</p> <p>② 引き続き、平時から「山梨県広域火葬計画」に基づき情報交換等を行い、体制の強化を図ります。</p> <p>③ 国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき対応することとし、必要となる資機材等の備蓄を進めます。</p>

事前に備えるべき目標		「1」 直接死を最大限防く	
リスクシナリオ		[1-2] 異常気象等による広域的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生	
【評価結果】		【推進方針】	
(1) ハザードマップの整備		所管課	(1) ハザードマップの整備
① 大規模化する災害を想定した浸水想定区域や避難所等の変更などに合わせ、ハザードマップを随時見直しする必要があります。		建設課、総務課	① これまでも、ハザードマップの改訂や追録版の発行などを迅速に行っていますが、引き続き、必要に応じた見直しを行い、自主防災組織連絡協議会や地区に出向き周知します。
(2) 総合的な治水対策		建設課、教育課	(2) 総合的な治水対策
① 国や県、防災関係機関と連携し、堤防及び施設等の改修・強化などの総合的な治水対策を推進していく必要があります。		建設課	① 国及び県、流域自治体等と更に連携し、河川、下水道、流域対策などの総合的な治水対策を進めます。
② 釜無川、堀川、御勅使川をはじめ本市には多くの河川が流れており、長時間の豪雨による大規模な洪水被害の懸念があるため、流下阻害となる堆積土砂や支障木、それらによる陸地化や樹林化を抑制するための適切な河川管理による適正な河道断面の確保を、河川管理者である国及び県へ、引き続き要望する必要があります。		建設課	② 国及び県管理の河川等については、堤防強化や流下阻害となる支障木、堆積土砂の撤去等適切な河川の維持管理を、継続して要望します。
③ 市管理の河川や水路、雨水幹線、調整池等については、国及び県と連携し、堆積土砂の撤去等、防災機能維持のための適切な維持管理に努める必要があります。		建設課	③ 甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性等を総合的に判断しながら、河川改修や水路の整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。
④ 洪水等の発災前及び発災後の状況に合わせた適切な対応をするため、各地区に対する情報提供方法の浸透を図る必要があります。		総務課	④ 防災無線による情報提供のほか、各地区への防災アプリを活用した円滑な情報提供・情報収集を行うため、定期的にアプリの操作訓練を実施します。
(3) 適切な運用管理等		建設課	(3) 適切な運用管理等
① 河川、水路、農業用水利施設については、老朽化対策や適正な維持管理を行う必要があります。		建設課	① 管理者・関係機関と連携し、老朽化対策や適正な維持管理を行います。
② 水門等については、適切な管理や円滑な運用のための体制を整備する必要があります。		建設課	② 水門等の管理者と定期的な打合せ等を行い、適切な管理や円滑な運用を継続します。
(4) 水害警戒避難体制の整備		建設課、総務課	(4) 水害警戒避難体制の整備
① ハザードマップ等を活用し、浸水想定区域内の市民に対する周知を行い、円滑な避難ができるよう支援する必要があります。		建設課	① 地区へ出向いての説明などを積極的に進めるとともに、想定浸水深標識等の設置により、円滑な避難ができるよう支援します。 また、避難時に浸水想定区域内の市民に高台の中央公園等への避難の周知を行い、速やかに車で避難ができるようにします。
② ハザードマップで想定している広範囲な浸水区域や河岸浸食箇所の減災方法などについて、国・県等の関係機関と検討する必要があります。		総務課	② 国及び県等の関係機関と対策について協議し、必要な措置を講じるよう要望します。
③ 様々な状況の変化に対応した、臨機応変な避難指示などの発出時期等を随時見直しを行うことと併せて、防災情報をともに、住民自身の確かな判断を行い、自分の命は自分で守る行動ができるようにする必要があります。		総務課	③ 自分の命は自分で守ることを、地区長連合会や自主防災組織連絡協議会の総会をはじめ、様々な団体等の会議の場で啓発活動を行います。 また、避難指示等の発出時期については、引き続き随時見直しを行います。
④ 洪水等に対する警戒情報や避難情報を、住民や本市を訪れている観光客等に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要があります。		総務課	④ 市民には防災無線や防災アプリなどの多様な方法で伝えるほか、観光客等には総合防災情報システム（Lアラート）による「緊急速報メール」を活用し、迅速な情報提供を行います。
⑤ 孤立した避難者の救助体制や生活必需品の備蓄、情報伝達手段等を確保する必要があります。		総務課	⑤ 孤立するおそれのある地区を把握するとともに、どのような状況になるのかをシミュレーションし、救助体制や情報伝達手段等について検討を進めます。 また、孤立するおそれのある集落等では、地域で市民による生活物資の備蓄を呼びかけます。

(5) 異常降雪時における道路管理及び除雪体制		(5) 異常降雪時における道路管理及び除雪体制
<p>① 異常降雪時においては、主要幹線から順次除排雪を実施しますが、建設安全協議会等との連携を密にし、除雪体制の強化に向けた取り組みを進める必要があります。</p> <p>② 地域の実情に応じた除雪の実施と集落の生活道路の寸断への対応など、道路環境の維持・向上を図るため、地域住民との連携による除排雪の取り組みを推進する必要があります。</p> <p>③ 積雪等による移動困難者対策として、積雪時の避難場所、指定避難所及び避難路の確保とその周知・啓発を図り、観光客等の帰宅困難者の避難対策の取り組みについても進める必要があります。</p> <p>④ 異常な降雪量の除排雪を進めるには、雪の捨て場所を確保する必要があります。</p>	<p>建設課</p> <p>建設課</p> <p>総務課、教育課、産業観光課</p> <p>総務課、建設課、市民生活課</p>	<p>① 平成26年2月の大雪における除雪の取り組みを踏まえ、気象情報等により、迅速な活動が行えるよう備えます。</p> <p>② 平成26年2月の大雪における除雪の取り組みを踏まえ、地域住民による隣近所への支え合いによる除雪等の共助や連携した迅速な活動が行えるよう、区役員との情報共有を図ります。</p> <p>③ 平成26年2月の大雪における取り組みを踏まえ、臨機応変な避難場所の開設など、帰宅困難者の避難対策を進めます。</p> <p>④ 平成26年2月の大雪における取り組みを踏まえ、事前に雪の捨て場所を定めず。</p>

事前に備えるべき目標 「1」 直接死を最大限防く	
リスクシナリオ [1-3] 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	
【評価結果】	
(1) 避難体制等の整備	<p>① 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載したハザードマップの随時見直し等や市民への周知徹底を図り、警戒や避難体制を整える必要があります。</p> <p>② 土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の強化を推進する必要があります。</p> <p>③ 土砂災害の発生時に、市民の安全を確保するとともに、被災者のための安全な一時収容場所や避難のための道路等を確保する必要があります。</p>
(1) 避難体制等の整備	<p>① これまでも、ハザードマップの改訂や追録版の発行などを迅速に行っていますが、引き続き、必要に際した見直しを行い、自主防災組織連絡協議会や地区に出向き周知します。また、土砂災害警戒標識の設置により、平時から土砂災害に対する危機意識の醸成を図り、避難の必要性を周知します。</p> <p>② 特に、土砂災害特別警戒区域における自主防災組織に対し、市と連携した地域減災リーダー等による避難訓練や防災教育を実施し、防災意識や地域の連帯感、コミュニティの醸成を図ります。</p> <p>③ 被災者を一時収容するため、予め安全な避難場所や避難のための道路を整備し、避難などを迅速かつ適切に進め、市民の安全を確保します。</p>
(2) 土砂災害対策	<p>① 県により指定されている土砂災害特別警戒区域の解消のため、国や県との調整を行い、土砂災害に対する砂防事業、急傾斜地崩落対策事業の推進を図ります。また、土砂災害が危惧される危険個所の点検を毎年実施し、危険個所の早期整備を国や県に要望します。特に、避難所や要配慮者施設周辺の土砂災害特別警戒区域の指定が解除できるよう、優先的にハード整備を行うよう働きかけます。</p>

所管課

建設課、総務課

総務課

建設課、建設課

建設課

<p>事前に備えるべき目標 「1」 直接死を最大限防く</p>	<p>【1-4】 情報伝達の不備等、避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生</p>	
<p>リスクシナリオ</p>	<p>【評価結果】</p>	
<p>(1) 情報の収集、伝達体制の確立</p>	<p>【推進方針】</p>	<p>所管課</p>
<p>① 災害発生時に、国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するための体制を維持する必要があります。</p>	<p>(1) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>① 国土交通省富士川砂防事務所、中北建設事務所、甲府地方気象台などの各機関と、緊急時にはホットラインにより情報伝達等が行われる体制を維持します。</p>	<p>総務課</p>
<p>(2) 地域防災力の向上</p>	<p>(2) 地域防災力の向上</p>	<p>総務課</p>
<p>① 発信する情報に対し、市民が正しい知識と行動力を身につけるためには、平時からの自主防災組織の育成や消防団の充実・強化など、地域で災害に対応できる体制を整える必要があります。</p> <p>② 危険箇所や避難行動要支援者等の把握、地区防災訓練の推進等、地域防災力の向上が重要です。</p>	<p>① 地域減災リーダーの育成を引き続き行うとともに、減災リーダーを活用した自主防災組織の育成を進めています。 また、災害時に備え、防災資器材整備の支援を行います。 なお、消防団への入団促進や更なる消防団活動の充実強化のため、市消防団本団役員会で協議します。</p> <p>② 自主防災組織の再編と併せ、地区防災計画（地区減災マップ、避難行動要支援者を優先避難させる地区タイムライン、訓練計画等を盛り込む）の策定を促進します。</p>	<p>総務課</p>
<p>(3) 避難行動要支援者等への対応</p>	<p>(3) 避難行動要支援者等への対応</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>① 地域包括支援センターを中心とした活動により、総合相談や高齢者等の実態把握をすることで、災害時に対応可能な体制を整備する必要があります。</p> <p>② 生活支援体制整備事業の推進により地域の課題把握と解決策を検討し、地域住民とともに災害時にも対応できる地域ネットワークの構築が必要です。</p> <p>③ 避難行動要支援者名簿を随時見直し、最新の情報を提供していく必要があります。</p>	<p>① 総合相談や高齢者等の実態把握を行い、避難行動要支援者名簿への登録を促すなど、災害時に対応できる体制を整備します。</p> <p>② 生活支援体制整備事業の取り組みを推進するため、生活支援コーディネーターと地域の話し合いの場を設置し地域の課題把握などを行い、支え合いの体制づくりを進めています。災害時にも対応できるネットワークの構築を進めます。</p> <p>③ 名簿の提供方法について、入力や名簿の作成がより容易にできるシステムの導入を含め検討します。</p> <p>④ 要支援者個々の避難方法等についても定めるなど、実効性のあるものに見直します。また、名簿を活用した避難訓練の実施を推進します。</p>	<p>長寿介護課、福祉課</p>
<p>④ 避難行動要支援者名簿登録者の個別計画（要支援者個々の避難方法を定めた避難支援計画）を、実効性のあるものに見直す必要があります。 また、要支援者の避難訓練を地域毎で実施していく必要があります。</p> <p>⑤ 本市に住む外国人や観光客の安全・安心を確保するため、災害情報を伝達する手段を整備する必要があります。</p>	<p>⑤ 外国人居住者に多言語表示等によるチラシを配付するとともに、外国人を多く雇用している事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけます。 また、観光客等には総合防災情報システム（シアラート）による「緊急速報メール」を活用し、迅速な情報提供を行います。</p>	<p>福祉課、長寿介護課</p> <p>福祉課</p> <p>総務課、市民生活課、産業観光課</p>
<p>(4) 情報伝達手段の整備</p>	<p>(4) 情報伝達手段の整備</p>	<p>総務課</p>
<p>① 情報伝達の重要性を認識し、防災アプリ、メールマガジンなどの導入を行い、登録者数は増加していますが、登録をさらに促進する必要があります。 また、アプリに様々な機能を追加していますが、さらに有効な機能の導入を検討する必要があります。</p> <p>② 防災行政無線難聴地域の方や携帯電話を持たない方への戸別受信機の設定を促進する必要があります。</p>	<p>① 引き続き、防災アプリやメールマガジンの登録者増の取り組みを進めます。 また、先進自治体の取り組み事例などを参考に、有効なアプリ機能の追加導入を検討します。</p> <p>② 携帯電話等の所有者には防災アプリなどの登録を推進していますが、避難情報等を迅速に伝達するために、難聴地域や携帯電話を持たない世帯には戸別受信機の設定を促進します。なお、携帯電話を持たない世帯等で設置を希望する世帯には、その事情に応じた柔軟に対応します。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p>

事前に備えるべき目標		「2」 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ		[2-1] 交通網の寸断・途絶等により被災地に必要な物資が行きわたらない事態	
【評価結果】		【推進方針】	
(1) 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築	所管課	(1) 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築	
① 避難の長期化に対応できよう備蓄倉庫を整備するとともに、計画的な備蓄により、食料・飲料水・生活必需品などの必要となる物資を確保する必要があります。また、各家庭での備蓄をローリングストック方式により促進する必要があります。	総務課、教育課	① 防災拠点施設への備蓄倉庫の整備を進めるとともに、引き続き、市において計画的に備蓄を進め、各家庭においても、3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるよう周知を行います。	
② 備蓄品については、多様なニーズに合わせ、アレルギー対応食料等の新たな品目の導入について検討する必要があります。	総務課、教育課、福祉課	② 園児・児童・生徒等の食物アレルギーの状況を踏まえ、対応食料等の導入を進めます。	
③ 他の自治体、各種団体、民間事業者等と災害時の相互協定、広域応援について協定を締結し、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保など継続した災害対応力を強化する必要があります。	総務課	③ これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけという状態にならないよう、実効性を確保します。また、更なる効果的な協定の締結を進めます。	
④ 災害時に医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携し、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要があります。	健康づくり課、市立病院	④ 災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材、医薬品等の確保に努めます。	
(2) 緊急輸送道路等の整備		(2) 緊急輸送道路等の整備	
① 幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、国・県・市の関係部署が連携し検討する必要があります。	建設課	① 災害時においても、緊急輸送道路の通行が確保できるよう、関係機関が連携し検討を進めます。	
② 災害時の道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要があります。	建設課	② 道路施設や橋梁等を整備するにあたっては、耐震化を推進するとともに、道路の高上げ等の改良を進めます。	
③ 緊急輸送道路に指定されている路線をはじめ、計画的な整備や維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保と整備が必要です。	建設課	③ 緊急輸送道路以外の路線による輸送について、複数ルートでの確保に向け検討します。	
(3) 水道施設の耐震化		(3) 水道施設の耐震化	
① 災害時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、「韮崎市地域水道ビジョン」等に基づき、水道施設や基幹管路等の耐震化事業を推進する必要があります。	上下水道課	① 長期停止を防ぐため、導水管等の耐震化や老朽管の布設替えを計画的に行います。	

事前に備えるべき目標		「2」 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ		[2-2] 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
【評価結果】		【推進方針】	
(1) 道路等の整備		(1) 道路等の整備	
① 幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、国・県・市の関係部署が連携し検討する必要があります。	建設課	① 関係機関が連携し、災害時においても緊急輸送道路の通行が確保できるよう、検討を進めます。	
	建設課	② 道路施設や橋梁等を整備するにあたっては、耐震化を推進するとともに、道路の高上げ等の改良を進めます。	
(2) 物資・資機材等の備蓄、調達方法		(2) 物資・資機材等の備蓄、調達方法	
① 孤立するおそれのある集落には、自主防災組織により公民館等に一定期間過ごせるだけの食料等の備蓄を進める必要があります。	総務課	① 行政の対策だけでは限界があるため、自主防災組織による備蓄などを働きかけます。	
	総務課	② ドローンによる物資運搬方法などについて、既の実施している他自治体の取り組みなどを調査・研究します。 また、遠距離の孤立集落に対しては、県等にヘリコプターを要請し援助を求めます。	

事前に備えるべき目標		「2」 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ		[2-3] 警察、消防、自衛隊等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	
【評価結果】			
(1) 消防広域応援体制の整備		【推進方針】	
<p>① 人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互協力を図る体制を整備する必要があります。</p> <p>② 防災関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、「災害時受援計画」を策定する必要があります。</p>		所管課	<p>(1) 消防広域応援体制の整備</p> <p>① 消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互協力を図る体制を整備します。</p> <p>② 大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく他自治体などからの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受け入れ体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組みます。</p>
		総務課	
(2) 地域防災力の向上			
<p>① 地域の安全確保のために、大きな役割を担っている消防団への入団促進や災害時において効果的な消防活動ができるよう、安全装備品の確保及び消防施設等の整備を推進し、消防団活動の更なる充実強化を図る必要があります。</p> <p>② 大規模災害時の救命率を高めるため、災害現場において、市民等が適切な応急処置ができるよう救急講習会等を開催し、普及啓発活動を行う必要があります。</p>			
		総務課	<p>(2) 地域防災力の向上</p> <p>① 入団促進などを図るため、団員報酬の増額や安全装備品などの整備を進めていますが、更なる消防団活動の充実強化のため、入団促進や安全装備品の確保等について、市消防団本団役員会で協議します。 また、消防ポンプ自動車や可搬式小型動力ポンプについては、定期的に更新し、災害時に対応できるように整備します。</p> <p>② 市で進めている地域減災リーダーの育成は、資格取得時に普通救命講習の受講を義務付けていることから、更なる育成を図り応急措置ができる住民を増やします。</p>
		総務課	

事前に備えるべき目標	「2」 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
リスクシナリオ	[2-4] 医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺
【評価結果】	
(1) 医療機関におけるライフライン等の確保	所管課
<p>① 災害拠点病院である市立病院では、災害時の医療機能を維持するため、地震対策をとり自家発電機、災害用井戸などを整備するなどとして、供給の長期途絶に備える必要があります。</p> <p>② 市立病院の来院者や入院患者、医療を提供するための職員に対する食料・飲料水のほか、燃料等の確保や調達手段を確保する必要があります。</p>	市立病院
(2) 医療協力体制等の構築	
<p>① 災害拠点病院である市立病院への緊急車両の通行及び物資等の搬入路を確保するため、警察など関係機関と連携を密にするとともに、緊急輸送網の確保を検討する必要があります。</p> <p>② 市内医療機関や県内外の関係機関との連絡・応援体制を整備するとともに、派遣方法等について連携強化する必要があります。</p>	市立病院、健康づくり課
<p>③ 医療需要が供給を上回る事態に対応するため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトレーニング訓練を継続的に行う必要があります。</p>	市立病院、健康づくり課
<p>④ 県や医療関係機関と連携し、負傷者の迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、初期医療体制及び後方医療体制等の強化を図る必要があります。</p>	健康づくり課
<p>⑤ 災害時の負傷者等に対応するため、臨時の救護所における医療救護活動について、医療救護マニュアルの充実を図る必要があります。</p>	健康づくり課
<p>⑥ 医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、関係機関と協力し医療救護マニュアルに基づく訓練を継続する必要があります。</p>	健康づくり課、市立病院
<p>⑦ 感染力の強い感染症の感染拡大に備え、市立病院や医療関係機関が連携する中で、感染者、一般患者、救急・入院患者を区分した受け入れができる体制を整備し、併せて院内での感染予防を強化するため、必要となる資機材の整備を行う必要があります。</p>	市立病院
(3) 在宅医療・介護の連携強化	
<p>① 関連のある多くの職種との連携強化を図るための会議の開催等、保健福祉部門も交えた災害時に対応可能な体制の整備を行う必要があります。</p>	福祉課、長寿介護課、市立病院、健康づくり課、総務課
(4) 市民等の自主的救護体制の整備	
<p>① 救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により医療活動が困難となること予想されるため、市民等に対し近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について、自主的に対応することを周知徹底し、自主的救護体制を整備する必要があります。</p>	総務課
<p>② 災害現場において、市民等が適切な応急処置ができるよう救急講習会を開催するなど、普及啓発活動を推進する必要があります。</p>	総務課、教育課
【推進方針】	
(1) 医療機関におけるライフライン等の確保	
<p>① 災害時の医療機能を維持するため、自家発電機、災害用井戸などを整備するなどとして、供給の長期途絶に備えます。</p>	市立病院
<p>② 総務課と連携しながら、食料・飲料水や非常電源用の燃料等の確保及び調達手段の確立を進めます。</p>	市立病院、総務課
(2) 医療協力体制等の構築	
<p>① 市立病院への緊急車両の通行及び物資等の搬入路を確保するため、警察など関係機関と連携を密にし、緊急輸送網の確保を検討します。</p>	市立病院、総務課
<p>② 災害拠点病院である市立病院において、災害時に必要とされる医療従事者を確保するため、市内医療機関や県内外の各機関と連携し、総合的な医療救護活動等の体制整備を推進します。また、災害派遣医療チーム（DMAT）の受援体制と情報共有がスムーズに行われるよう連携強化を図ります。</p>	市立病院、健康づくり課
<p>③ 市立病院で定期的に実施している防災訓練において、業務継続計画（BCP）に基づき、引き継ぎ、トリアージの手順などを確認する訓練を行うなど、迅速な医療救護ができる体制を整えます。</p>	市立病院、健康づくり課
<p>④ 迅速かつ適切な医療救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用が図られるよう、県や医療関係機関と共に訓練を実施します。</p>	健康づくり課
<p>⑤ 災害による負傷者への速やかな救護のため、経路自治体の対応などを調査しマニュアルの充実を図ります。</p>	健康づくり課
<p>⑥ 災害による負傷者への速やかな医薬品等を提供するため、関係機関との連携を強化するために訓練を実施します。</p>	健康づくり課、市立病院
<p>⑦ 市立病院や医療関係機関が連携する中で、感染者、一般患者、救急・入院患者を区分した受け入れができる体制を整備するとともに、院内での感染予防を強化するため、必要となる資機材を整備します。</p>	市立病院
(3) 在宅医療・介護の連携強化	
<p>① 災害時に対応可能な体制の整備を進めるため、既存の協議会等を活用し、保健福祉部門も交えた関連のある多くの職種との連携強化を図るための会議を開催します。</p>	福祉課、長寿介護課、市立病院、健康づくり課、総務課
(4) 市民等の自主的救護体制の整備	
<p>① 住民が自身の安全を確保したうえで、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等の共助について周知し、自主的対応ができる救護体制の整備を進めます。</p>	総務課
<p>② 市で進めている地域減災リーダーの育成は、資格取得時に普通救命講習の受講を義務付けていることから、更なる育成を図り応急措置ができる住民を増やします。</p>	総務課、教育課

事前に備えるべき目標	「2」 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ	[2-5] 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩所等の供給不足	
【評価結果】		
(1) 関係機関との連携等	所管課	【推進方針】
<p>① 集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合に、適切な避難及び誘導ができるよう一時滞在施設の確保などについて、関係機関と協議する必要がある。</p> <p>② 商業施設や事業所に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水、生活必需品の備蓄や安否確認の体制整備を要請する必要があります。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課、産業観光課</p>	<p>(1) 関係機関との連携等</p> <p>① 帰宅困難者の避難及び誘導ができるよう、また一時滞在施設の確保など、施設や関係機関と協議を進め、必要に応じて、受入れ施設の整備について検討します。</p> <p>② 施設や事業所と生活必需品の備蓄などについて協議を進めます。</p>
(2) 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	総務課、教育課	(2) 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備
<p>① 計画的な備蓄により、食料・飲料水・生活必需品などの必要となる物資を確保する必要があります。</p> <p>② 他の自治体、各種団体、民間事業者等と災害時の相互協定、広域応援について協定を締結し、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保など、継続した災害対応力を強化する必要があります。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p>	<p>① 引き続き、計画的な備蓄を進めます。</p> <p>② これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけでいい状態にならないよう、市総合防災訓練への参加などにより実効性を確保します。また、更なる効果的な協定の締結を進めます。</p>

事前に備えるべき目標		「2」 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ		[2-6] 富士山噴火の影響による県東部エリア等からの避難者の受入が困難となる事態	
【評価結果】			
(1) 避難者の受入れ対策		所管課	【推進方針】
① 富士山噴火災害により、市町村を越えた避難が想定されるため、対応力の強化に向けて県や周辺市町村等と避難、輸送の支援について協議する必要があります。	総務課	(1) 避難者の受入れ対策 ① 本市は、富士吉田市と避難者を受け入れる協定を締結しています。受入れなどの対応力を強化するとともに、輸送の支援体制について、富士吉田市や県等と協議を進めます。	
(2) 降灰対策		市民生活課、産業観光課、建設課	(2) 降灰対策 ① 関係部署において、降灰によりどのような被害が想定されるかを把握し、処理方法や農作物等の被害の予防対策を進めます。
① 風向きによっては、市内でも数cmの降灰の可能性があるため、処理体制や農作物等への被害の予防対策を進める必要があります。			

事前に備えるべき目標	「3」 必要不可欠な行政機能を確保する		
リスクシナリオ	[3-1] 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員による行政機能の長期にわたる機能不全	【評価結果】	【推進方針】
(1) 職員に対する防災教育	職員に対して、災害時における適切な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害対応力が高まるよう、防災訓練の実施や各種研修会の開催、災害対応マニュアル等による災害対応スキルの向上を図る必要があります。	所管課 総務課、秘書人事課	(1) 職員に対する防災教育 ① 新規採用職員の研修において、防災・減災に関する学習機会を設け、採用時から、防災・減災への対応の必要性を認識させることにも、消防団への入団や女性消防協力隊への入隊を促します。また、職員参加訓練や避難所開設運営訓練等を定期的に実施し、初動などの対応力向上を図ります。
(2) 防災拠点施設の整備、機能維持	市庁舎等の機能不全は、全ての事態に対する回復に直接的に影響することから、いかなる大規模な災害時においても利用可能な情報通信設備・電源設備の整備などにより、必要な機能を維持する必要があります。	総務課、教育課	① いかかなる大規模災害時においても必要な行政機能を維持し、業務継続計画（BCP）の取り組みが実施できるよう、利用可能な情報通信設備などの整備を進めます。
	庁舎が機能不全に陥った場合の行政機能を維持するには、代替機能を構築する必要があります。	総務課	② 庁舎が機能を維持するための代替施設の検討を進めます。
	庁舎が被災した場合においても、業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持する必要があります。	総務課	③ 市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、「ICT部門の業務継続計画（BCP）」の策定など、機能を維持するための体制づくりを推進します。また、行政機能の臨時的代替施設について、検討を進めます。
	災害対策体制の機能強化を図るため、地域防災計画や事業継続計画（BCP）の見直しを必要に応じて行う必要があります。	総務課、市立病院	④ 組織の見直しや人事異動、事務分掌の変更などを含め、毎年度必要な見直しを行います。
	職員や関係者が、長期にわたって庁舎等に宿泊・滞在すること想定し、食料・飲料水等の備蓄、寝袋や簡易ベッドなどの宿泊できる環境を整備する必要があります。	秘書人事課、総務課、教育課、市立病院	⑤ 非常参加時には、最低3日間の食料等の持参を職員に呼びかけていますが、持参できない場合もあつたことから、職員の食料や寝袋などの確保を行い、業務継続計画（BCP）に沿った取り組みができるよう備えます。
(3) 相互応援体制の整備	災害支援協定先の自治体や企業、団体からの応援を適時的確に受ける体制を、平時から構築するとともに、他団体が被災した際には、適切な支援が行えるような体制を整備する必要があります。	総務課、関連協定締結課	(3) 相互応援体制の整備 ① これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけという状態にならないよう、市総合防災訓練への参加などにより実効性を確保します。また、他団体が被災した際には、適切な支援が行えるような体制を整備します。
(4) 市民による避難所開設・運営訓練	小中学校ごとに特定地区総合防災訓練を実施し、避難所の利用者が避難所の開設及び運営を自主的に行えるようするとともに、住民と施設管理者とで「緊急時施設利用合意書」を締結しています。また、4年後には「フォロアアップ訓練」を実施し、その検証を行っています。また、4年後には「フォロアアップ訓練」を実施し、訓練を実施する必要があります。	総務課、教育課	(4) 市民による避難所開設・運営訓練 ① 引き続き、特定地区総合防災訓練やフォロアアップ訓練を実施し、住民による自主的な避難所の開設及び運営の意識の更なる醸成を図ります。
(5) 文化財の保護	市内に現存する文化財を災害から守るため、防災対策を講じる必要があります。	総務課、教育課	(5) 文化財の保護 ① 文化財防火週間における防災訓練を引き続き実施するとともに、必要に応じ専門家の支援を受けながら貴重な文化財の防災対策を講じます。

事前に備えるべき目標	「3」 必要不可欠な行政機能を確保する	
リスクシナリオ	[3-2] 信号機の全面停止等による交通事故・交通渋滞の多発	
【評価結果】		
(1) 関係機関との協議	所管課	(1) 関係機関との協議
① 山梨県警察や韮崎警察署と主要交差点への人員配置の協議を行うとともに、信号機への電源付加装置の設置を要望する必要があります。	総務課	① 山梨県警察や韮崎警察署に対し、信号機への電源付加装置の設置を要望します。 また、主要交差点への人員配置の協議を行います。
② 地域の交通安全団体と災害時の交通誘導などについて、協力体制を協議する必要があり ます。	総務課	② 韮崎警察署交通安全協議会等と、災害時の交通誘導などの協力体制について協議します。

事前に備えるべき目標	「4」 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
リスクシナリオ	[4-1] 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
【評価結果】		
(1) 山梨県電力供給体制強化戦略の取り組み	所管課	【推進方針】
<p>① 県は、「事前の対策による被害の最小化」「停電からの早期復旧」「災害に強いエネルギーシステムの導入」を3本の柱とした「電力供給体制強化戦略」を策定しました。本市においても、県や関係機関と連携した取り組みを推進する必要があります。</p>	<p>総務課、建設課、産業観光課、市民生活課</p>	<p>(1) 山梨県電力供給体制強化戦略の取り組み</p> <p>① 県が策定した戦略においては、市町村等と連携した「樹木の事前伐採」「復旧作業の役割分担による早期復旧」等、具体的な取り組みを示していますので、本市においても、この取り組みを推進します。</p>
(2) 電源の確保		
<p>① 災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報共有を確保するため、公共施設等への非常用発電装置、無停電電源装置などの整備や、太陽光発電などの代替電力を確保するなど、常時使用可能な状態を維持する必要があります。</p> <p>また、電力供給停止に備え、自家発電装置などの非常時バックアップ体制の整備を促進する必要があります。</p> <p>② 事業所や一般住宅等においても、太陽光発電、住宅用燃料電池、蓄電池等の代替電力を普及促進する必要があります。</p>	<p>総務課、健康づくり課、教育課、市立病院、福祉課</p> <p>市民生活課</p>	<p>(2) 電源の確保</p> <p>① 市庁舎への非常用発電装置、無停電電源装置などは整備していますが、その他の施設への整備を進めます。</p> <p>また、バックアップ体制の整備を促進します。</p> <p>② 引き続き、補助金制度において代替電力の普及促進を図るとともに、更なる周知を行います。</p>
(3) 市民等への災害情報の伝達		
<p>① 情報伝達手段として、防災行政無線、広報車両、市ホームページ、防災アプリ等により引き続き、迅速かつ的確な避難情報等を積極的に伝達できる体制を整えておく必要があります。</p> <p>② 総合防災情報システム（Jアラート）の適切な運用や全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動等、地域の実情や地震・豪雨などの災害に際した多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要があります。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p>	<p>(3) 市民等への災害情報の伝達</p> <p>① 他自治体の伝達手段などの調査・研究や有効な手段の導入を検討し、情報伝達手段の多様化・確実化を進めます。</p> <p>② 引き続き、JアラートやJアラートとの連動訓練を定期的に変更します。</p> <p>また、情報伝達等を迅速かつ確実にするため、防災アプリなどの登録者数を増やします。</p>

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>「4」 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p>	
<p>リスクシナリオ</p>	<p>[4-2] 災害時に活用する情報サービス（防災行政無線や防災アプリ等）が機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>	
<p>【評価結果】</p>		
<p>(1) 伝達手段の確保</p> <p>① 情報伝達の重要性を認識し、防災アプリ、メールマガジンなど多様な伝達手段を導入していますが、今後も災害時の確実な伝達に努めるとともに、新たな有効な手段についても研究する必要があります。</p> <p>② 避難所における避難者の被災状況や支援ニーズの把握は、迅速かつ的確に行う必要があり、その際の有効な手段について検討する必要があります。また、被災箇所からの被害状況や支援ニーズの情報収集も必要不可欠です。災害対策本部へ情報提供できる手段について整備する必要があります。</p> <p>③ 広報車両等による情報収集・伝達手段など、マンパワーによる様々な方法も確立しておく必要があります。</p>	<p>所管課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課、総合政策課</p>	<p>(1) 伝達手段の確保</p> <p>① 他自治体の伝達手段などの調査・研究や有効な手段の導入を検討し、情報伝達手段の多様化・確実化を更に進めます。</p> <p>② 現在、災害対策本部と指定避難所間の情報をオンラインで共有できる仕組み（wifi環境）を整備していますが、新たに避難所を指定する際もwifi環境を整備し、状況把握の迅速化に努めます。 なお、停電時においては、モバイルルータなどの代替手段により対応します。 また、被災箇所からの情報提供は、防災アプリに、被災状況確認機能や写真投稿機能を追加し活用することとしています。その他の有効な手段について研究していきます。</p> <p>③ 災害発生時の正確な情報収集・伝達手段を確保するため、状況に応じたシミュレーション等による訓練を実施します。</p>

事前に備えるべき目標	「5」 経済活動を機能不全に陥らせない	
リスクシナリオ	[5-1] サプライチェーン（製品の原材料等調達から販売まで）の寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化	
【評価結果】		
(1) 事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進 ① 災害時に、被害を最小限に食い止めることができよう、災害時の重要業務を継続するための事業継続計画の策定を促進・支援するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力などの体制を整える必要があります。また、物流の複数ルートを確認するなど、生産力が低下しない対策を進める必要があります。	所管課 産業観光課、総務課、市立病院	【推進方針】 (1) 事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進 ① 事業所に対し、BCPの策定を働きかけるとともに、国や関係機関等による策定のための支援制度の周知を行います。また、防災訓練の実施、事業所の耐震化、物流の複数ルートの確保などの体制整備を進めるよう要請します。
(2) 生産力低下防止対策 ① 製品の供給体制の維持や燃料、材料供給ルートの確保のため、道路の震災対策や洪水・土砂災害対策を確実に推進する必要があります。 ② 大規模自然災害による食料不足に備え、良好な農地環境の保全、担い手の育成など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。 ③ 生産停止に陥らないよう、太陽光発電、燃料電池、蓄電池などの多様な代替エネルギーの調達手段を確保する必要があります。	建設課 産業観光課、建設課 産業観光課	(2) 生産力低下防止対策 ① 農工団地や工業団地入居事業者、及び穂坂地区や七里岩台上の事業者などの生産力を低下させないため、震災対策のほか、周辺狭路道路の拡幅整備や迂回路の整備などを進めます。 ② 良好な農地環境の保全、担い手の育成など、強靱な農業生産基盤の整備を促進します。 ③ 事業所に対し、BCPの策定を働きかけるとともに、国や関係機関等による策定のための支援制度の周知を行います。また、多様な代替エネルギーの調達手段を確保するよう要請します。

事前に備えるべき目標	「5」 経済活動を機能不全に陥らせない	
リスクシナリオ	[5-2] 主要幹線道路や鉄道が分断する等の基幹的交通ネットワークの機能停止	
【評価結果】		
(1) 道路等の防災・減災対策	所管課	【推進方針】
<p>① 幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、平時から国・県・市の関係部署が連携し、防災・減災対策を強化する必要があります。</p> <p>② 災害時の道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要があります。</p> <p>③ 緊急輸送道路に指定されている路線をはじめ、計画的な整備や維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保と整備が必要です。</p> <p>④ 鉄道の分断について、移動手段の代替機能の確保を検討するとともに、鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要があります。</p>	<p>建設課</p> <p>建設課</p> <p>建設課</p> <p>総合政策課、総務課</p>	<p>(1) 道路等の防災・減災対策</p> <p>① 関係機関が連携し、災害時においても緊急輸送道路の通行が確保できるよう、検討を進めます。</p> <p>② 道路施設や橋梁等を整備するにあたっては、耐震化を推進するとともに、道路の嵩上げ等の改良を進めます。</p> <p>③ 関係機関が連携し、円滑な輸送体制の確保と整備について、検討を進めます。</p> <p>④ 鉄道の分断による市民や帰宅困難者の移動手段を確保するため、関係機関・事業者等との連携を強化します。</p>
(2) 電柱の倒壊、樹木の倒木への対応		
<p>① 電柱の倒壊及び樹木の倒木により、交通が遮断される恐れがあることから、緊急輸送道路等における送電線の地下埋設による無電柱化を進めるとともに、倒木による影響の大きい樹木の特定や伐採等の措置を図る必要があります。</p>	建設課	<p>(2) 電柱の倒壊、森林の倒木への対応</p> <p>① 電柱の倒壊により、道路交通が阻害され避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた東京電力パワーリッド（株）との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、緊急輸送道路等における無電柱化を検討します。</p> <p>また、路線付近における森林調査を実施し、倒木のおそれのある樹木の伐採等必要な除根伐を行います。</p>

<p>事前に備えるべき目標 「5」 経済活動を機能不全に陥らせない</p>	<p>リスクシナリオ [5-3] 食料等の安定供給の停滞による生産活動への甚大な影響</p>	
<p>【評価結果】</p>		
<p>(1) 農水産業に係る生産基盤の対策</p>	<p>所管課</p>	<p>【推進方針】</p>
<p>① 大規模自然災害による食料不足に備え、良好な農地環境の保全、担い手の育成など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。</p> <p>② 引き続き、農業生産基盤の整備や関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止・解消を図るとともに、農業の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要があります。</p> <p>③ 畑地帯総合整備事業等により、引き続き、生産基盤の総合的な強化を図り、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上、農家経営の安定化を図る必要があります。</p> <p>④ 農水産業被害を最小限に抑えるため、農地や農水産業用施設の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成など、管理体制の充実・強化を促進する必要があります。また、定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平時からの適切な維持管理を促進する必要があります。</p> <p>⑤ 災害時における家畜等の感染症予防、防疫体制を整備する必要があります。</p> <p>⑥ 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生等、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐ必要があります。</p>	<p>産業観光課、建設課 産業観光課、建設課 産業観光課、建設課 産業観光課、建設課 産業観光課 産業観光課</p>	<p>(1) 農水産業に係る生産基盤の対策</p> <p>① 良好な農地環境の保全、担い手の育成など、強靱な農業生産基盤の整備を促進します。</p> <p>② 農地等には、多面的な防災機能の役割があることから、生産基盤の低下を避けるため、担い手を育成するとともに、農地や森林の荒廃を防ぎ適切な維持管理を行います。また、土地改良事業による優良農地の整備や遊休農地の解消等を推進します。</p> <p>③ 畑地帯総合整備事業や土地改良事業による担い手農家への農地の集積、集約化や優良農地の整備、遊休農地の解消対策を推進します。</p> <p>④ 農地や農水産業用施設等の管理体制の整備、老朽化・耐震化対策を行うなど、平時からの適切な維持管理を行います。</p> <p>⑤ 家畜の防疫について、生産者等と定期的に意見交換、情報交換を行い、感染症の防止対策を進めます。</p> <p>⑥ 引き続き、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進します。</p>
<p>(2) 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備</p>	<p>総務課、教育課 総務課 建設課、教育課</p>	<p>(2) 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備</p> <p>① 引き続き、市において計画的に備蓄を進めるとともに、各家庭においても、3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるよう周知を行います。また、備蓄倉庫が整備されていない避難所への整備計画を進めます。</p> <p>② これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけでという状態にならないよう、市総合防災訓練への参加などにより実効性を確保します。また、更なる効果的な協定の締結を進めます。</p> <p>③ 改築の際には、災害時の緊急物資集積所としての役割が確保できるように努めます。</p>
<p>① 計画的な備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品など必要となる物資を確保する必要があるですが、併せて、備蓄品を保管する備蓄倉庫を整備する必要があります。</p> <p>② 災害時の相互協定、応援協定に基づき、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、引き続き災害対応力の強化を図る必要があります。</p> <p>③ 災害時の緊急物資集積所である韮崎公園（韮崎市営総合運動場体育館）が浸水想定区域にあるため、改築の際には場所も含め、物資の緊急集積所としての役割の確保などについて検討する必要があります。</p>	<p>総務課、教育課 総務課 建設課、教育課</p>	<p>(2) 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備</p> <p>① 引き続き、市において計画的に備蓄を進めるとともに、各家庭においても、3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるよう周知を行います。また、備蓄倉庫が整備されていない避難所への整備計画を進めます。</p> <p>② これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけでという状態にならないよう、市総合防災訓練への参加などにより実効性を確保します。また、更なる効果的な協定の締結を進めます。</p> <p>③ 改築の際には、災害時の緊急物資集積所としての役割が確保できるように努めます。</p>

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>「6」 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる</p>	
<p>リスクシナリオ</p>	<p>〔6-1〕 市民の生活・経済活動の維持に必要な電気、ガス、燃料等の供給機能の停止</p>	
<p>【評価結果】</p>		
<p>(1) ライフラインの災害対応力の強化</p> <p>① 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、代替機能の確保など関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要があります。</p> <p>② 供給先からの複数のルートを確認するなど、エネルギーの供給停止を防ぐ対策を進める必要があります。</p> <p>③ 住宅・地域への自立型電源の普及促進のための取り組みを進める必要があります。</p> <p>④ 住宅などの建て替え等の際は、省エネ性能に優れた高断熱建材等の使用などを推進する必要があります。</p>	<p>所管課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>市民生活課</p> <p>市民生活課</p>	<p>【推進方針】</p> <p>(1) ライフラインの災害対応力の強化</p> <p>① 災害発生時のライフラインの損傷は、市民の生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、その機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関や事業者等と連携しながら、災害に対する対応力を強化します。</p> <p>② 関連事業者と災害協定を締結し、緊急時のエネルギー供給体制の整備を推進します。</p> <p>③ 住宅・地域への自立型電源の普及を促進するとともに、そのための支援などの取り組みを進めます。また、エネルギーの安定供給のために補助金制度を設け、家庭用リチウムイオン蓄電池や燃料電池、EV車からの外部電器を推進します。</p> <p>④ 住宅の建て替えの際には、高断熱建材の使用など、省エネ性能に優れた住宅になるよう推進します。また、補助制度により、家庭用リチウムイオン蓄電池や燃料電池、EV車からの外部電器等を推進します。</p>

事前に備えるべき目標		「6」 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	
リスクシナリオ		[6-2] 上下水道の長期間にわたる供給・使用停止	
【評価結果】			
(1) 水道施設等の整備		【推進方針】	
<p>① 災害時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、「韮崎市地域水道ビジョン」等に基づき、水道施設や基幹管路等の耐震化事業を推進する必要があります。</p> <p>② 大規模災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、災害時応急井戸の活用、飲料水の備蓄など代替の確保について検討する必要があります。</p> <p>③ 災害時の避難所、防災拠点施設、医療機関でマンホールトイレが使用可能な施設の整備を進める必要があります。</p> <p>④ マンホールポンプ施設の停電時の運転体制の強化等を行う必要があります。</p> <p>⑤ 上下水道施設は、浸水被害を受けることにより長期間にわたる機能停止とならないよう、想定される浸水の高さに対応した施設整備・改修を行うとともに、施設の水密化を図る必要があります。</p> <p>⑥ 市が管理する浄化槽において、管理体制の強化、被災時の早期復旧など維持管理体制について、マニュアル化する必要があります。</p> <p>⑦ 上下水道の早期復旧のため、図面等重要書類をバックアップしておく必要があります。</p> <p>⑧ 災害時、汚水処理施設の長期間にわたる機能停止により、疫病・感染症等が発生しないよう、汚水処理機能を確保するため、未整備箇所には、下水道施設や合併処理浄化槽の整備を促進する必要があります。</p>		<p>(1) 水道施設等の整備</p> <p>① 長期停止を防ぐため、導水管等の耐震化や老朽管の布設替えを計画的に行います。</p> <p>② 発災後の調査や応急復旧等を効果的に実施するため、広域的な応援体制や関係機関との協力体制を確立します。 また、災害時応急井戸等の活用についても進めていきます。</p> <p>③ 内閣府等は、避難所におけるトイレの確保に向けた検討においては、とりわけマンホールトイレの導入について関係部局が相互に連携して検討するように求めていますので、整備に向けた検討を進めます。</p> <p>④ マンホールポンプ施設の停電時の運転体制の強化として、発電機等の確保を検討します。</p> <p>⑤ 各施設ごとに想定される浸水の高さに対応するため、水密扉の設置等を実施し、浸水に強い施設整備を進めます。</p> <p>⑥ 管理体制の強化、被災時の早期復旧など維持管理体制について、マニュアル化を進めます。</p> <p>⑦ 発災後の調査や応急復旧等にあたっては、施設の図面等が必要となるため、各施設の台帳等の電子化や外部データ保管サービスを活用するとともに、被災しても台帳等を使用できるように定期的にバックアップを行い最新の情報を管理します。 また、停電時にバックアップ用として印刷製本でも保管します。</p> <p>⑧ 災害時等において汚水処理施設が被災した場合、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の改築・更新を進めるとともに、汚水処理機能を確保するため、下水道施設や合併処理浄化槽の整備を推進します。</p>	
(2) 応急給水等の対策		(2) 応急給水等の対策	
<p>① 断水時に際する緊急的措置として給水車による給水を行っています。配備している台数で対応できない広域的な断水状態になることを想定し、平時から他自治体及び他団体との支援体制を強化していく必要があります。</p> <p>② 被災した上下水道施設等を、迅速に復旧させるために必要な市内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資機材の備蓄を行う必要があります。</p>		<p>① 市が給水車として使用できる車両は少なく、災害時には速やかに応急給水所を開設することが重要であることから、迅速な対応ができるよう、支援体制の強化を進めます。 また、市のみでは十分な給水ができないと判断したときは、日本水道協会を通じ支援を要請します。</p> <p>② 速やかに応急給水活動が行えるよう資機材の備蓄、更新及び調達体制の強化を図るとともに、平時から市内事業者や関係機関等との連携強化に向けた協議を進めます。</p>	
<p>所管課</p> <p>上下水道課</p> <p>上下水道課、総務課</p> <p>総務課、総合政策課、福祉課、長寿介護課、教育課、市立病院</p> <p>上下水道課</p> <p>上下水道課</p> <p>所有する各課</p> <p>上下水道課</p> <p>上下水道課</p>			

事前に備えるべき目標		「6」 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	
リスクシナリオ		[6-3] 生活関連道路等地域交通網が分断する事態	
【評価結果】			
(1) 道路等の整備		【推進方針】	
<p>① 引き続き、生活道路を整備し、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要です。</p> <p>② 老朽化した既存道路や農林道施設、崩壊の危険性のある法面、路肩の改良などを計画的に推進していく必要があります。</p> <p>③ 災害発生時における避難路や代替輸送道路を確保するため、迂回路として活用できる農道等を把握し、必要な整備・改良を進めるとともに、平時から機能の維持を図ります。</p>		<p>(1) 道路等の整備</p> <p>① 重要な生活道路等について、幅員の狭い区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。</p> <p>② 老朽化した既存道路や農林道施設、崩壊の危険性のある法面、路肩の改良などを計画的に推進します。</p> <p>③ 迂回路として活用できる農道等を把握し、必要な整備・改良を進めるとともに、平時から機能の維持を図ります。</p> <p>また、震災対策のほか、迂回路の整備などを進めます</p>	
(2) 高齢者等の移動支援		(2) 高齢者等の移動支援	
<p>① 自動車運転免許証を保有していない、または返納された高齢者や障がい者等を対象に、災害時にも対応し機能できる外出を支援する必要があるとあります。</p>		<p>① 市全域での市民ハスの運行など災害時にも利用できる外出支援を検討し、移動手段の確保を図ります。</p>	
		<p>所管課</p> <p>建設課</p> <p>建設課</p> <p>建設課</p> <p>総務課、総合政策課、福祉課、長寿介護課</p>	

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>「7」 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</p>	
<p>リスクシナリオ</p>	<p>【7-1】 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p>	
<p>【評価結果】</p>		
<p>(1) 建物倒壊等の対策の強化</p> <p>① 住宅等の倒壊による死傷者の発生、交通麻痺を回避するため、幹線道路や生活道路、緊急輸送道路周辺における住宅について、国庫補助などを活用し、耐震化率を上げる必要が あります。</p> <p>② 事業所、店舗や倉庫などの住宅以外の建物についても、耐震化率を上げる必要がありま す。</p> <p>③ 災害時に、倒壊や屋根材等の飛散防止のため、「空き家等対策計画」に基づき、特定空 き家等に対する措置を着実に実行する必要があります。</p> <p>④ 建設安全協議会等の関係機関との連携強化を平時から進め、被災時の迅速な道路復旧体 制を確立する必要があります。</p>	<p>所管課</p> <p>建設課</p> <p>建設課</p> <p>市民生活課</p> <p>建設課</p>	<p>【推進方針】</p> <p>(1) 建物倒壊等の対策の強化</p> <p>① 耐震化率の向上を図るため、戸別訪問による耐震化の必要性と補助制度の周知を、なお一 層進めます。また、補助制度が有効活用されるよう、制度の見直しを行います。</p> <p>② 事業所などの建物についても、耐震化率を上げる取り組みを検討します。</p> <p>③ 空き家の状況把握と所有者等の特定を進め、危険な家屋については、所有者等に対し、助 言・指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を適切に実施します。</p> <p>④ 災害時において、地域の力を結集し迅速な道路等復旧体制を構築するため、葦崎市建設安 全協議会と災害時応援協定を締結していますが、訓練を実施するなど相互の連携強化を図り ます。</p>

事前に備えるべき目標		「7」 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
リスクシナリオ		[7-2] 堤防、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
【評価結果】		【推進方針】	
(1) 情報の収集、伝達体制の確立		(1) 情報の収集、伝達体制の確立	
① 災害により、堤防やため池等が被害を受けた時は、国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するための必要があります。	建設課	① 国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するためのより効果的な体制を検討します。	
(2) 協力体制の整備		(2) 協力体制の整備	
① 迅速な応急対応を実施するため、国・県・建設安全協議会等と災害時の協力について、事前に協議しておく必要があります。	建設課	① 韮崎市建設安全協議会と災害時応援協定を締結していますが、国や県、関係機関とも災害時の協力体制などについて、相互の連携強化を図ります。	
(3) 農業用水利施設の被害防止		(3) 農業用水利施設の被害防止	
① 農業用水利施設の適切な安全管理を実施し、防災重点ため池の耐農改修を進め、ハザードマップの作成を行う必要があります。	建設課	① 決壊のおそれのあるため池については、県と連携し、堤体や畦畔の点検・補強を行うとともに、計画的に改修します。 また、ため池ハザードマップを作成し、危険箇所を周知します。	

事前に備えるべき目標		「7」 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
リスクシナリオ		[7-3] 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
【評価結果】		【推進方針】	
(1) 農地の荒廃防止		(1) 農地の荒廃防止	
① 農地の洪水調整機能を最大限発揮させるためには、特に、水田が適切に管理されている必要があります。	建設課	① 農地の洪水調整機能を発揮させるため、JA梨北等と連携し、適切な水田の管理を促進します。	
② 農地の荒廃防止のため、農業従事者への適切な支援・維持管理を推進する必要があります。	産業観光課、建設課	② 農地の荒廃防止のため、農業従事者への適切な支援を継続します。	
③ 防災につながる農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、生産活動を支援する必要があります。	産業観光課、建設課	③ 引き続き、中山間地域などでの生産活動を支援します。	
④ 引き続き、農業生産基盤の整備や関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止・解消を図るとともに、農業の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要があります。	建設課	④ 農地等には、多面的防災機能の役割があることから、生産基盤の低下を避けるため、担い手を育成することにも、農地や森林の荒廃を防止し適切な維持管理を行います。また、土地改良事業による優良農地の整備や遊休農地の解消等を推進します。	
⑤ 畑地帯総合整備事業等により、引き続き、生産基盤の総合的な強化を図り、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上、農家経営の安定化を図る必要があります。	建設課	⑤ 畑地帯総合整備事業や土地改良事業による担い手農家への農地の集積、集約化や優良農地の整備、遊休農地の解消対策を推進します。	
(2) 森林の荒廃防止		(2) 森林の荒廃防止	
① 森林が有する水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害の抑制等の多面的機能の維持を図るため、下草刈りや不要木の伐採など、適切な維持管理を図る必要があります。	産業観光課	① 森林が有する多面的機能の維持を図るため、下草刈りや不要木の伐採など、城北森林組合等と連携し、適切な維持管理を図ります。	
② 市の面積の65%を占める森林を健全な状態に管理するため、「荊崎市森林整備計画」を策定し、これに基づき植栽や間伐等を行っています。病虫害の駆除や火災防止活動等と併せて効果的に実施する必要があります。	産業観光課	② 森林を健全な状態に管理するための取り組みを推進します。	

事前に備えるべき目標	「7」 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
リスクシナリオ	[7-4] 風評被害等による観光、農産物などに対する地域経済への甚大な影響	
【評価結果】		
(1) 農産物の風評被害防止	所管課	(1) 農産物の風評被害防止
<p>① 風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農産物等の検査体制を国・県等と連携して推進し、安全性を高めたうえで消費者の安心を担保するとともに、消費者に対して、本市の正確な情報をどのような方法で発信すれば、多くの方に伝わるかなど効果的な情報発信を検討する必要があります。</p> <p>② 平時から、食の安全・安心を追求した農産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図る必要があります。</p>	産業観光課	<p>① 災害発生時の市外への情報発信を迅速かつ的確に行うとともに、効果的かつ効果的な発信方法などの風評被害防止対策について、関係機関と連携して検討を進めます。</p> <p>② 本市の特産品である、コメ・モモ・ブドウなどの農産物の生産体制の充実を図り、産地ブランド力の向上を図ります。</p>

<p>事前に備えるべき目標 「7」 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</p>		
<p>リスクシナリオ [7-5] 被災地、避難所等における疫病・感染症等の大規模発生</p>		
<p>【評価結果】</p>		
<p>(1) 感染症の予防対策</p>	<p>所管課</p>	<p>【推進方針】</p>
<p>① 避難所や被災地区における感染症の発生予防やまん延防止のため、平時から予防接種の促進や消毒、衛生害虫駆除を行うための感染防止処理体制を確保する必要があります。</p> <p>② 大量の災害廃棄物が発生し、処理に相当の期間を要するため、衛生対策に留意する必要があります。</p> <p>③ 平素から、市民が良好な健康状態を維持するための取り組みが必要です。</p> <p>④ マスクや手指消毒液等を備蓄するとともに、市民への備蓄を啓発する必要があります。</p> <p>⑤ 避難所での密による感染拡大を防ぐため、引き続き、指定避難所以外の避難先を確保するよう啓発する必要があります。</p> <p>⑥ 避難所での感染予防のため、避難者の健康状態のチェック、マスクの着用、手洗いの推奨などを行うとともに、間仕切りなどによるソーシャルディスタンスを確保する必要があります。</p> <p>⑦ 災害ボランティアの受け入れの際、感染力の強い感染症予防対策を検討する必要があります。</p> <p>⑧ 感染症の拡大防止のため、一箇所に集中しないように新たな避難所を確保しておく必要があります。</p>	<p>健康づくり課、市民生活課 市民生活課 健康づくり課 総務課、健康づくり課 総務課 総務課、健康づくり課、教育課 福祉課、健康づくり課、総務課 総務課、建設課</p>	<p>(1) 感染症の予防対策</p> <p>① 引き続き、予防接種の接種率の向上を図るとともに、消毒などの感染防止処理体制を構築します。</p> <p>② 災害廃棄物処理計画に基づき、災害に備えて平時から取り組んでおくべき事項及び災害廃棄物処理の手順を明確にしておきます。</p> <p>③ 引き続き、健康診断などを受けやすい環境を整えるとともに、健康教育に取り組み、平素から良好な健康状態を維持できる体制を確保します。</p> <p>④ 市において、感染症予防対策に必要な物品等を計画的に備蓄を進めていますが、各家庭においても、備蓄に努めることや避難する場合は持参するよう周知を行います。</p> <p>⑤ 引き続き、自宅が安全な場合は自宅での避難、親戚・知人宅等への避難、地区公民館等への避難などの指定避難所以外の避難について啓発を行います。</p> <p>⑥ 引き続き、避難する場合には、消毒液や事前に各戸配布してある「問診票」の持参、マスクの着用を呼びかけるとともに、新たに感染症予防対策を盛り込み、市民向けと職員向けに作成した「避難所運営マニュアル」に沿った運営を行います。</p> <p>⑦ 災害ボランティアを受け入れる際の感染力の強い感染症予防対策について、経験自治体の対応などを調査し検討します。</p> <p>⑧ 安全が確保できる場合には自宅での避難、友人・親戚宅への避難などを呼びかけるとともに、民間施設などの確保を進めています。</p>
<p>(2) 下水道施設の老朽化・浸水対策</p>		<p>(2) 下水道施設の耐震化等</p>
<p>① 老朽化が進む下水道施設の長寿命化対策のため、「ストックマネジメント計画」を策定し、効果的かつ効果的に点検・調査・修繕・改築を実施する必要があります。</p> <p>② 下水道機能を確保するため、「総合地震対策計画」を策定し、主要な管路施設の浸水対策を実施する必要があります。</p>	<p>上下水道課 上下水道課</p>	<p>① 「ストックマネジメント計画」を策定し、効果的かつ効果的に点検・調査・修繕・改築を進めます。</p> <p>② 「総合地震対策計画」を策定し、主要な管路施設の浸水対策を進めます。</p>
<p>(3) 下水道業務継続計画（BCP）の改定等</p>		<p>(3) 下水道業務継続計画（BCP）の改定等</p>
<p>① 下水道業務継続計画を地震以外の災害以外の災害にも対応した、より実践的な計画に見直し、災害対応機能を強化する必要があります。</p>	<p>上下水道課</p>	<p>① 災害発生時に、迅速かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持回復するため、下水道BCPを見直しハードとソフト対策を組み合わせた総合的な対策を進めます。</p>
<p>(4) 災害用トイレの整備</p>	<p>総務課、教育課</p>	<p>(4) 災害用トイレの整備</p>
<p>① 学校や公共施設等、避難所を開設する施設の衛生環境の維持のため、マンホールトイレ等の災害用トイレを整備するとともに、組立式トイレや簡易トイレの備蓄を推進する必要があります。</p>		<p>① 避難所におけるトイレについては、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレといった種類によって特長が異なるため、ライフラインの状況や避難者の状況等に応じた使用できるような準備をしておくことが求められており、内閣府等から避難所におけるトイレの確保に向けた検討においては、とりわけマンホールトイレの導入について、関係部局が相互に連携して検討するよう求めていますので、整備に向けた検討を進めます。</p>

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>「8」 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>	
<p>リスクシナリオ</p>	<p>〔8-1〕 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	
<p>【評価結果】</p>		
<p>(1) 処理体制の整備</p>	<p>所管課</p>	<p>(1) 処理体制の整備</p>
<p>① 災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にするため、「災害廃棄物処理計画」に基づき、復旧・復興の妨げとなる廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要があります。</p> <p>② 災害廃棄物の仮置場等については、公共施設や市有地などを中心に、平時の活用と災害時の対応の両面を考慮し、あらかじめ選定・確保しておく必要があります。</p> <p>また、中央公園周辺等の遊休農地の遊休農地を臨時駐車場として確保し、災害時の市民の避難場所とするほか、災害廃棄物の一時保管場所としての活用などを検討する必要があります。</p> <p>③ 災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結び、処理能力を確保する必要があります。</p> <p>④ 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うため、引き続き、ごみの分別等の環境に配慮した行動ができるよう、周知徹底を図る必要があります。</p> <p>⑤ し尿処理施設について、災害に強い構造にするとともに、被災後も早期復旧を図り停滞を防止する必要があります。</p>	<p>市民生活課</p> <p>市民生活課、建設課</p> <p>市民生活課</p> <p>市民生活課</p> <p>市民生活課</p>	<p>① 災害廃棄物処理計画に基づき、災害に備えて平時から取り組んでおくべき事項及び災害廃棄物処理の手順を明確にし、実効性の向上を図ります。</p> <p>② 災害廃棄物処理計画において、学校のグラウンドや避難場所となっていない公園や河川の土手、工業地域などを、災害の状況や道路事情等に応じて、活用することとしています。あらかじめ複数箇所の選定を進めます。</p> <p>また、遊休農地の活用についても検討します。</p> <p>③ 災害廃棄物処理計画に基づき、県をはじめとして北杜市、甲斐市、峡北広域行政事務組合との連携により、迅速に処理する体制を構築するとともに、他都県等への応援要請が必要な場合には、県が主体となり調整を行うので、県との連絡体制を整備します。</p> <p>④ 災害廃棄物の円滑な処理に必要なごみの分別化を図るため、現在進めているごみの減量化と同様に、分別意識向上の取り組みを推進します。</p> <p>⑤ 管理する峡北広域行政事務組合で建て替えていきますので、災害に強い構造や停滞しない機能を有する施設となるよう協議します。</p>

<p>事前に備えるべき目標 「8」 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>	<p>リスクシナリオ [8-2] 地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>【評価結果】</p>	<p>【推進方針】</p>
<p>(1) コミュニティ強化の支援</p>	<p>所管課</p>	<p>(1) コミュニティ強化の支援</p>	<p>(1) コミュニティ強化の支援</p>
<p>① 地域防災力の柱として、市民が中心となった自主防災組織の育成を行っています。少子高齢化に伴う地域活動の担い手不足の解消や、より機能する自主防災組織とするため、地域減災リーダーの活用を含め、再編を推進する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>① 地域防災力の柱として、市民が中心となった自主防災組織の育成を行っています。少子高齢化に伴う地域活動の担い手不足の解消や、より機能する自主防災組織とするため、地域減災リーダーの活用を含め、再編を推進する必要があります。</p>	<p>① 令和元年度から、地区長連合会や自主防災組織連絡協議会において説明を重ね、令和2年度からの3年間で再編を進めることとしています。</p>
<p>② 公助だけに頼らない自助と共助を、地域において実践するためには、地域全体での地域活動への参加や実践が図られる取り組みを行う必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>② 公助だけに頼らない自助と共助を、地域において実践するためには、地域全体での地域活動への参加や実践が図られる取り組みを行う必要があります。</p>	<p>② 地区長連合会や自主防災組織連絡協議会等において、地域全体での活動参加などの取り組みについて検討します。</p>
<p>③ 自治会への加入率が年々減少しており、地域での共助を進めるにあたっては加入を促進し、平時からお互いを知る関係を築くことが必要です。</p>	<p>総務課</p>	<p>③ 自治会への加入率が年々減少しており、地域での共助を進めるにあたっては加入を促進し、平時からお互いを知る関係を築くことが必要です。</p>	<p>③ 地域での共助を進める手段の一つとして、自治会への加入を促進するため、令和2年度に地区長連合会で自治会への加入促進ハンドブックを作成しましたので、令和3年度の地区役員が決定次第、各区長あてに配付します。</p>
<p>④ 地域防災力の強化に、直接的にプラスとなる消防団への加入促進や荏苒市地域減災リーダーの育成、知識の向上を図るなど地域における防災力を向上させる必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>④ 地域防災力の強化に、直接的にプラスとなる消防団への加入促進や荏苒市地域減災リーダーの育成、知識の向上を図るなど地域における防災力を向上させる必要があります。</p>	<p>④ 消防団への入団促進を図るため、団員報酬の増額や安全装備品などの整備を進めています。また、地域減災リーダーの育成を引き続き行うとともに、減災リーダーを活用した自主防災組織の再編を進めています。</p>
<p>⑤ 地域防災力を維持するためには、保育所や幼稚園、学校等のみで行う防災訓練だけでなく、地域と連携した防災訓練の実施や地域減災リーダー連絡協議会による研修など、平時から地域防災力の向上に努める必要があります。</p>	<p>総務課、福祉課、教育課</p>	<p>⑤ 地域防災力を維持するためには、保育所や幼稚園、学校等のみで行う防災訓練だけでなく、地域と連携した防災訓練の実施や地域減災リーダー連絡協議会による研修など、平時から地域防災力の向上に努める必要があります。</p>	<p>⑤ 地域内の「共助」の意識の醸成を図り地域防災力向上させるため、地域と連携した防災訓練などを実施します。</p>
<p>(2) 外国人居住者の地域活動への参加促進</p>	<p>総務課</p>	<p>(2) 外国人居住者の地域活動への参加促進</p>	<p>(2) 外国人居住者の地域活動への参加促進</p>
<p>① 地域に住む外国人に対し、災害発生後の共助の一員としての対応力を強化する必要があると見られます。</p>	<p>総務課</p>	<p>① 地域に住む外国人に対し、災害発生後の共助の一員としての対応力を強化する必要があると見られます。</p>	<p>① 転入の際に、外国人居住者に多言語表示等によるチラシを配付するとともに、外国人を多く雇用している事業所等に対し、共助の一員としての対応力を含めた防災講習会の開催を働きかけます。</p>
<p>(3) 外国人居住者への情報発信</p>	<p>総務課、総合政策課、市民生活課</p>	<p>(3) 外国人居住者への情報発信</p>	<p>(3) 外国人居住者への情報発信</p>
<p>① 被災した外国人に対する生活支援情報や災害情報等の情報発信について、多言語化や音声化、やさしい日本語での資料提供等を行う必要があります。</p>	<p>総務課、総合政策課、市民生活課</p>	<p>① 被災した外国人に対する生活支援情報や災害情報等の情報発信について、多言語化や音声化、やさしい日本語での資料提供等を行う必要があります。</p>	<p>① 転入の際や外国人を多く雇用している事業所等に対し、外国人居住者に多言語表示等によるチラシを配付します。</p>
<p>また、どこに行けば情報が得られるのかを、あらかじめ周知しておく必要があります。</p>	<p>福祉課</p>	<p>また、どこに行けば情報が得られるのかを、あらかじめ周知しておく必要があります。</p>	<p>① 市民が参加して実施している災害ボランティアセンター開設・運営訓練を通じ、ボランティア意識の醸成を図ります。</p>
<p>(4) 災害ボランティア活動の環境整備</p>	<p>福祉課</p>	<p>(4) 災害ボランティア活動の環境整備</p>	<p>(4) 災害ボランティア活動の環境整備</p>
<p>① 市内全域及び市民全員が、支援が必要な被災者を受け入れることは想定していないことから、平時から災害ボランティアの育成などを行う必要があり、社会福祉協議会やボランティア団体と連携・協力し、市民による市内でのボランティア活動を増やす取り組みが必要です。</p>	<p>福祉課</p>	<p>① 市内全域及び市民全員が、支援が必要な被災者を受け入れることは想定していないことから、平時から災害ボランティアの育成などを行う必要があり、社会福祉協議会やボランティア団体と連携・協力し、市民による市内でのボランティア活動を増やす取り組みが必要です。</p>	<p>① 市民が参加して実施している災害ボランティアセンター開設・運営訓練を通じ、ボランティア意識の醸成を図ります。</p>
<p>また、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携・協力し、市民による市内でのボランティア活動を増やす取り組みを進めます。</p>	<p></p>	<p>また、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携・協力し、市民による市内でのボランティア活動を増やす取り組みを進めます。</p>	<p>また、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携・協力し、市民による市内でのボランティア活動を増やす取り組みを進めます。</p>

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>「8」 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>	
<p>リスクシナリオ</p>	<p>〔8-3〕 被災者に対する住宅対策や健康支援策が十分に講じられず、生活再建が著しく遅れる事態</p>	
<p>【評価結果】</p>		
<p>(1) 被災地・避難所の支援</p>	<p>所管課</p>	<p>【推進方針】</p>
<p>① 避難所の開設が長期間にわたる場合は、開設期間を見込み、衛生面の取り組みの徹底や避難所環境の改善を実施する必要があります。</p> <p>② 避難所での生活が困難で支援が必要な高齢者や障がい者等に対し、福祉施設への受け入れが可能な体制を整備する必要があります。</p> <p>③ 被災者のこころのケア等については、市と県が連携しながら計画的に実施できる体制を構築する必要があります。</p>	<p>総務課、福祉課、市民生活課、教育課 福祉課、長寿介護課 健康づくり課、長寿介護課、福祉課、総務課</p>	<p>① 被災地・避難所の支援 ① 避難所における良好な生活環境確保のため、避難所用の日常生活品の備蓄やトイレ機能等の衛生面の充実を図ります。 また、被災者のニーズに沿った環境整備を進めます。 ② 福祉施設との協定を進め、受け入れ先の確保を図ります。 ③ 発災直後から、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、避難所におけるフライハイシーの保護等の環境整備を進めます。</p>
<p>(2) 住宅再建への支援</p>	<p>建設課、産業観光課 建設課</p>	<p>② 住宅再建への支援 ① 過去に被災した自治体の有効な支援策等を調査し、被災者の自立再建を後押しする施策等を検討します。 また、被災者の経済的な生活基盤を安定確保するため、雇用維持対策や再就職支援を円滑に実施する必要があります。 ② 被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な候補地の新たな選定や配置計画の策定等を行うとともに、「韮崎市公営住宅等長寿命化計画」に基づき住宅の適正な確保及び管理を行い、市営住宅等の提供や民間賃貸住宅家賃助成制度等の支援策を検討するなど、あらかじめ住居の供給体制などの整備を推進します。</p>

事前に備えるべき目標	「8」 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
リスクシナリオ	[8-4] 河川周辺の浸食や浸水被害が広範にわたり、復旧・復興が大幅に遅れる事態
【評価結果】	
(1) 治水対策等	該当する項目に担当者を記入。
<p>① 国や県、防災関係機関と連携し、堤防及び施設等の改修・強化などの総合的な治水対策を推進するとともに、ハザードマップで想定している広範囲な浸水想定区域や河岸浸食箇所の減災方法などについても検討する必要があります。</p> <p>② ハザードマップ等を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を、平時から図り有事に備える必要があります。</p> <p>③ 河岸浸食の可能性が指摘されている「市営総合運動場及び体育館」については、再整備計画を進める必要があります。</p>	<p>建設課</p> <p>総務課、建設課</p> <p>教育課、建設課</p>
(1) 治水対策等	【推進方針】
<p>① 総合的な治水対策や河岸浸食の減災方法などについて、専門家の意見を伺いながら、国や県、関係機関等と連携し検討を進めます。</p> <p>② 地区へ出向いての説明などを積極的に進め、円滑な避難ができるよう支援します。また、自分の命は自分で守ることを、地区長連合会や自主防災組織連絡協議会の総会をはじめ、様々な団体等の会議の場で啓発活動を行います。</p> <p>③ 河岸浸食の可能性が指摘されている「市営総合運動場及び体育館」については、再整備計画を進めます。</p>	

「リスクシナリオごと」に取りまとめた

『脆弱性評価の結果及び推進方針』を、

「施策分野ごと」に分類した仕分け表

表内の()○数字は、リスクシナリオの番号

事前に備えるべき目標	起さてはならない最悪の事態	個別施策分野							横断的分野		
		【1】行政機能	【2】環境	【3】交通・防災・消防	【4】福祉・保健医療	【5】産業	【6】教育	【7】国土保全	【1】老朽化対策	【2】リスクコミュニケーション	【3】他機関等との連携
3 必要不可欠な行政機能を確保する	交通網やライフラインの寸断・途絶による行政機関の長期にわたる機能不全	(1)① (2)① (2)② (2)③ (2)④ (2)⑤	上下水道の強化に際する施策 災害時の強要物資の処理に際する施策 工場の安全確保に際する施策 エネルギーの確保に際する施策 被災者等の支援に際する施策	交通政策に際する施策 主要道路等の整備に際する施策 交通政策に際する施策 交通安全の向上に際する施策 消防力の向上に際する施策 避難所の確保に際する施策 情報通信手段の確保に際する施策 消防の体制整備に際する施策 感染症予防に際する施策 要配慮者等に際する施策 要配慮者の確保に際する施策 医療・福祉施設等の確保に際する施策 災害時の医療確保に際する施策	豊林・農林・畜産等の確保に際する施策 豊林・農林等の確保に際する施策 豊林・畜産等の確保に際する施策	学校の安全対策に際する施策 生涯学習施設等の確保に際する施策	河川等の整備に際する施策	(1) 公共施設等の適切な管理、更新に際する施策	(2) リスクコミュニケーション	(3) 他機関等との連携	
	3-1			(3)① (4)① (5)①	(1)① (4)①	(2)① (2)②	(5)①	(4)①	(3)①		
	3-2	信号機の全面停止等による交通事故・交通渋滞の多発	(2)① (1)②								
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	(2)①	(2)① (2)②	(1)①		(3)① (3)②		(2)②	(1)①		
	4-2				(1)②	(1)① (1)② (1)③			(1)②	(1)① (1)②	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	サプライチェーン（製品の原材料等調達から販売まで）の寸断等による企業生産力低下による経営の悪化		(2)③					(1)① (2)①	(1)① (2)③		
	5-1										
	5-2		(1)② (1)③					(2)①	(1)②	(1)① (1)③ (1)④ (2)①	
6 ライフライン、交通ネットワーク等の被雷を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	(1)③ (1)④	(1)① (1)② (1)③ (1)④	(2)① (2)②	(2)①			(1)① (1)② (1)③ (1)④ (1)⑤ (1)⑥	(1)② (1)③ (1)④	(1)① (1)② (2)②	
	6-2		(1)① (1)② (1)③ (1)④ (1)⑤ (1)⑥ (1)⑦ (1)⑧ (2)① (2)②							(1)① (1)② (2)②	
	6-3		(1)① (1)② (1)③		(2)①				(1)②	(1)① (1)② (2)②	

表内の()○数字は、リスクシナリオの番号

		個別施策分野										横断的分野															
		【1】行政機能		【2】住環境		【3】交通・防災・消防		【4】福祉・保健医療		【5】産業		【6】教育		【7】国土保全		【1】老朽化対策	【2】リスクコミュニケーション	【3】他機関等との連携									
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	行政機能の維持に係る施策	被災者等の支援に係る施策	上下水道の強化に係る施策	災害廃棄物の処理に係る施策	工場の確認に係る施策	電子レンジの確保に係る施策	被災者等の支援に係る施策	主要道路等の整備に係る施策	交通規制に係る施策	防災意識の向上に係る施策	地域の防災力向上に係る施策	避難所に関する施策	備蓄物資の確保に係る施策	消防団の体制整備に係る施策	感染症対策に係る施策	要配慮者等に対する施策	医療・福祉施設等の維持に係る施策	農林・畜産・水産等の関係者に対する施策	学校施設等の安全対策に係る施策	生涯学習事業（PTA）の推進に係る施策	河川等の整備に係る施策	公共施設等の適切な維持管理、更新に係る施策	市民・事業者の防災意識の向上に係る施策	他団体・関係機関との連携		
		7-1	(1)① (1)③ (1)④																				(1)① (1)②	(1)④			
		7-2								(3)①																(1)① (2)① (3)①	
		7-3																								(1)② (1)③ (2)①	
7 制御不能な台風・大雨・二次災害を発生させない	7-4																								(1)①		
	7-5			(2)① (2)② (3)①	(1)②							(1)⑤ (1)⑥ (1)⑧ (4)①													(1)① (1)② (1)③ (1)④ (1)⑤ (1)⑥ (1)⑧		
	8-1				(1)① (1)② (1)③ (1)④ (1)⑤																				(1)③ (1)⑤		
	8-2										(1)① (1)② (1)③ (1)⑤ (2)① (4)①			(1)④											(1)① (1)② (1)③ (1)④ (1)⑤ (2)① (3)①	(4)①	
8 社会・経済が迅速かつ復旧・復興が可能な状態になる	8-3																								(1)② (1)③ (2)① (2)②		
	8-4								(1)②																(1)③ (1)② (1)①		

「施策分野ごと」の

脆弱性評価の結果及びその推進方針 編

個別施策分野		[1] 行政機能	
【評価結果】		【推進方針】	
(1) 行政機能の維持に係る施策		(1) 行政機能の維持に係る施策	
① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策 ア インフラの「長寿命化計画」や「荳崎市耐震改修促進計画」に沿った、住宅、建築物等の耐震診断、耐震改修の着実な進捗と適正な維持管理を行う必要があります。	リスクシナリオ：1-1-1-(1)	建設課、教育課	ア インフラの長寿命化計画や耐震改修促進計画に沿った着実な進捗と適正な維持管理を行うとともに、適宜、計画の見直しを行います。 また、学校施設長寿命化計画を策定し、中長期的な施設整備の具体的な方針を定め、学校施設に求められる防災機能の強化を図ります。
② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策 ア 「荳崎市公共施設等総合管理計画」に基づいた改修等を、計画的かつ総合的に推進する必要があります。 イ 学校施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、市民交流施設、医療施設、公園施設、民間の児童福祉施設・高齢者福祉施設などの不特定多数が集まる施設は、災害時の避難場所や災害対策の拠点施設として利用されますので、耐震化・老朽化・不燃化対策を一層図る必要があります。 ウ 公共施設内の備品等の転倒防止対策の促進が必要です。	リスクシナリオ：1-1-1-(2)	施設所管課 施設所管課 全課	② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策「リスクシナリオ：1-1-1-(2)」 ア 公共施設適正配置実施計画とも整合性を図り、耐震化等を促進し安全性の確保、適正な配置、維持保全を実施します。 イ 既設施設の耐震化・老朽化・不燃化対策を、より一層進めるとともに、新規に施設を整備する際においても、耐震化・不燃化措置を講じます。 なお、新規施設を建設する際は、公民連携手法等について検討します。 ウ 転倒等の危険性がある備品などについて、防止用器具を取り付けます。
③ 道路等の環境整備 ア 災害時に緊急避難場所等のオープンスペースとして活用できる、都市公園内の老朽化対策や機能維持及び新たな体育館や市民の避難時の駐車場整備を図る必要があります。	リスクシナリオ：1-1-1-(6)	建設課	③ 道路等の環境整備「リスクシナリオ：1-1-1-(6)」 ア 施設内の建物の老朽化対策や機能維持のための定期点検や修繕を行います。 また、新たな体育館建設に伴い、駐車場も整備します。
④ 遺体の収容、火葬体制の確立 ア 寺院や公共施設等、災害時においても遺体の収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所が開設できるよう関係部署と連携する必要があります。 イ 災害時においても、火葬を遅滞なく行うため、「山梨県広域火葬計画」に基づき、平時から情報交換等により、体制の充実を図る必要があります。 ウ 感染力の強い感染症による遺体の収容や火葬を行う場合は、国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき対応することとし、必要となる物品等の備蓄に努める必要があります。	リスクシナリオ：1-1-1-(8)	市民生活課、総務課 市民生活課 市民生活課、総務課	④ 遺体の収容、火葬体制の確立「リスクシナリオ：1-1-1-(8)」 ア 関係部署において連携を図る中で、遅滞なく遺体収容（安置）所が開設できるよう、適切な場所の選定などを進めます。 イ 引き続き、平時から「山梨県広域火葬計画」に基づく情報交換等を行い、体制の強化を図ります。 ウ 国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき対応することとし、必要となる資機材等の備蓄を進めます。
⑤ 職員に対する防災教育 ア 職員に対して、災害時における適切な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害対応高対応ができるよう、防災訓練の実施や各種研修会の開催、災害対応マニュアル等による災害対応スキルの向上を図る必要があります。	リスクシナリオ：3-1-1-(1)	総務課、秘書人事課	⑤ 職員に対する防災教育「リスクシナリオ：3-1-1-(1)」 ア 新規採用職員研修において、防災・減災に関する学習機会を設け、採用時から、防災・減災への対応の必要性を認識させるとともに、消防団への入団や女性消防協力隊への入隊を促します。また、職員参集訓練や避難所開設運営訓練等を定期的に実施し、初動などの対応力向上を図ります。

⑥ 防災拠点施設の整備、機能維持「リスクシナリオ：3-1-(2)」	総務課、教育課	
<p>ア 庁舎等の機能不全は、全ての事態に対する回復に直接的に影響することから、いかなる大規模な災害時においても利用可能な情報通信設備・電源設備の整備などにより、必要な機能を維持する必要があります。</p> <p>イ 庁舎が機能不全に陥った場合の行政機能を維持するには、代替機能を構築する必要があるります。</p> <p>ウ 庁舎が被災した場合においても、業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持する必要があります。</p> <p>エ 中央公園周辺などの高台への公共施設の整備など、庁舎が機能不全に陥った場合の行政機能の臨時施設としての活用などについて検討する必要があります。</p> <p>オ 災害対策体制の機能強化を図るため、地域防災計画や事業継続計画（BCP）の見直しを必要に応じて行う必要があります。</p> <p>カ 職員や関係者が、長期にわたって庁舎等に宿泊・滞在することを想定し、食料・飲料水等の備蓄、寝袋や簡易ベッドなどの宿泊できる環境を整備する必要があります。</p>	<p>総務課、教育課</p>	<p>ア いかかなる大規模な災害時においても必要な行政機能を維持し、業務継続計画（BCP）の取り組みが実施できるよう、利用可能な情報通信設備などの整備を進めます。</p> <p>イ 行政機能を維持するための代替施設の検討を進めます。</p> <p>ウ 市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、「ICT部門の業務継続計画（BCP）」の策定など、機能を維持するための体制づくりを推進します。また、行政機能の臨時的代替施設について、検討を進めます。</p> <p>エ 組織の見直しや人事異動、事務分掌の変更などを含め、毎年度必要な見直しを行います。</p> <p>オ 非常参集時には、最低3日間の食料等の持参を職員に呼びかけていますが、持参できない場合もあることから、職員の食料や寝袋などの確保を行い、業務継続計画（BCP）に沿った取り組みができるよう備えます。</p>
⑦ 電源の確保「リスクシナリオ：4-1-(2)」	総務課、健康づくり課、教育課、市立病院、福祉課	
<p>ア 災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報共有を確保するため、公共施設等への非常用発電機・無停電電源装置などの整備や、太陽光発電などの代替電力を確保するなど、常時使用可能な状態を維持する必要があります。</p> <p>また、電力供給停止に備え、自家発電装置などの非常時バックアップ体制の整備を促進する必要があります。</p>	<p>総務課、健康づくり課、教育課、市立病院、福祉課</p>	<p>ア 市庁舎への非常用発電機・無停電電源装置などは整備していますが、その他の施設への整備を進めます。また、バックアップ体制の整備を促進します。</p>

個別施策分野	[2] 住環境		
	【評価結果】		
(1) 住宅や建築物の安全に係る施策	【推進方針】		
① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策	リスクシナリオ：1-1-1(1)	所管課	
<p>ア 住宅の耐震化を進める補助金制度を実施していますが、耐震化率は伸び悩んでいます。倒壊による死傷者を出さないために、耐震化率を上げる必要があります。</p> <p>イ 管理不十分な一般の空き家等については、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、適切な管理の促進を図る必要があります。</p> <p>また、空き家のまま活用されない建物は、設備が老朽化する場合があります。解体する必要がある場合があります。</p> <p>ウ 過去の震災等で、家具の転倒による死傷者が多数発生していることから、建物内の家具等の下敷きによる死傷者を出さないために、転倒防止対策の啓発や促進を行う必要があります。</p>	<p>ア 耐震化率の向上を図るため、戸別訪問による耐震化の必要性と補助制度の周知を、なお一層進めます。また、補助制度が有効活用されるよう、適宜、制度の見直しを行います。</p> <p>イ 空き家の状況把握と所有者等の特定を進め、危険な家屋については、所有者等に対し、助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を適切に実施します。</p> <p>また、移住対策として、空き家の利活用を推進します。</p>	建設課	
<p>ウ 過去の震災等で、家具の転倒による死傷者が多数発生していることから、建物内の家具等の下敷きによる死傷者を出さないために、転倒防止対策の啓発や促進を行う必要があります。</p>	<p>ウ 耐震性がある建物でも、家具等の転倒によって死傷者が発生しないよう、NPO法人減災ネットやまなしへの委託事業のほか、地区屋連合会、自主防災組織連絡協議会の総会や様々な団体の会議などにおいて、また、事業所等にも家具等固定化の啓発活動を行います。</p>	総務課	
② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策	リスクシナリオ：1-1-1(2)	施設所管課	
<p>ア 学校施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、市民交流施設、医療施設、公園施設、民間の児童福祉施設・高齢者福祉施設などの不特定多数が集まる施設は、災害時の避難場所や災害対策の拠点施設として利用されますので、耐震化・老朽化・不燃化対策を一層図る必要があります。</p>	<p>② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策 「リスクシナリオ：1-1-1(2)」</p> <p>ア 既設施設の耐震化・老朽化・不燃化対策を、より一層進めるとともに、新規に施設を整備する際においても、耐震化・老朽化・不燃化措置を講じます。</p>		
③ 道路等の環境整備	リスクシナリオ：1-1-1(6)	建設課	
<p>ア 倒壊の恐れがあるプロック塙等の撤去、補強などの啓発活動が必要です。</p>	<p>③ 道路等の環境整備 「リスクシナリオ：1-1-1(6)」</p> <p>ア プロック塙撤去に係る補助対象を拡大し、周知を図ります。</p>		
④ 火災予防に関する啓発活動	リスクシナリオ：1-1-1(7)	総務課、峡北消防本部	
<p>ア 火災が発生した場合の迅速な対応を図るため、住宅用などの火災警報器の普及を促進する必要があります。</p>	<p>④ 火災予防に関する啓発活動 「リスクシナリオ：1-1-1(7)」</p> <p>ア 現在、峡北管内の住宅用火災報知機の設置率は82%であり、その内、条例に適合している機器の設置割合は、57%ですので、適正機器の普及を促進するとともに、老朽化した火災報知機の交換の必要性についても啓発活動を行います。</p>		
⑤ 電源の確保	リスクシナリオ：4-1-1(2)	市民生活課	
<p>ア 事業所や一般住宅等においても、太陽光発電、住宅用燃料電池、蓄電池等の代替電力を普及促進する必要があります。</p>	<p>⑤ 電源の確保 「リスクシナリオ：4-1-1(2)」</p> <p>ア 引き続き、補助金制度において代替電力の普及促進を図るとともに、更なる周知を行います。</p>		
⑥ ライフラインの災害対応力の強化	リスクシナリオ：6-1-1(1)	市民生活課	
<p>ア 住宅・地域への自立型電源の普及促進のための取り組みを進めます。</p> <p>イ 住宅などの建て替え等の際は、省エネ性能に優れた高断熱建材等の使用などを推進する必要があります。</p>	<p>⑥ ライフラインの災害対応力の強化 「リスクシナリオ：6-1-1(1)」</p> <p>ア 住宅・地域への自立型電源の普及を促進するとともに、そのための支援などの取り組みを進めます。</p> <p>また、エネルギーの安定供給のために補助金制度を設け、家庭用リチウムイオン蓄電池や燃料電池、E V車からの外部給電器を推進します。</p> <p>イ 住宅の建て替えの際には、高断熱建材の使用など、省エネ性能に優れた住宅になるよう進めます。</p> <p>また、補助制度により、家庭用リチウムイオン蓄電池や燃料電池、E V車からの外部給電器等を推進します。</p>		

<p>① 建物倒壊等の対策の強化 「リスクシナリオ：7-1-(1)」</p> <p>ア 住宅等の倒壊による死傷者の発生、交通麻痺の発生、幹線道路や生活道路、緊急輸送道路周辺における住宅について、国庫補助などを活用し、耐震化率を上げる必要があり。</p> <p>イ 災害時に、倒壊や屋根材等の飛散防止のため、「空き家等対策計画」に基づき、特定空き家等に対する措置を著実に実行する必要がある。</p> <p>ウ 建設安全協議会等の関係機関との連携強化を平時から進め、被災時の迅速な道路復旧体制を確立する必要があります。</p>	<p>建設課</p> <p>市民生活課</p> <p>建設課</p>	<p>① 建物倒壊等の対策の強化 「リスクシナリオ：7-1-(1)」</p> <p>ア 耐震化率の向上を図るため、戸別訪問による耐震化の必要性と補助制度の周知を、なお一層進めます。また、補助制度が有効活用されるよう、制度の見直しを行います。</p> <p>イ 空き家の状況把握と所有者等の特定を進め、危険な家屋については、所有者等に対し、助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を適切に実施します。</p> <p>ウ 災害時において、地域の力を結集し迅速な道路等復旧体制を構築するため、韮崎市建設安全協議会と災害時応援協定を締結していますが、訓練を実施するなど相互の連携強化を図ります。</p>
---	------------------------------------	--

<p>個別施策分野</p>		<p>[2] 住環境</p>	
<p>【評価結果】</p>		<p>【推進方針】</p>	
<p>(2) 上下水道の強化などに係る施策</p>		<p>所管課</p>	
<p>① 水道施設の耐震化 「リスクシナリオ：2-1-(3)」</p>		<p>上下水道課</p>	
<p>ア 災害時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、「韮崎市地域水道ビジョン」等に基づき、水道施設や基幹管路等の耐震化事業を推進する必要があります。</p>	<p>上下水道課</p>	<p>ア 長期停止を防ぐため、導水管等の耐震化や老朽管の布設替えを計画的に行います。</p>	
<p>② ライフラインの災害対応力の強化 「リスクシナリオ：6-1-(1)」</p>		<p>総務課</p>	
<p>ア 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、代替機能の確保など関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>ア 災害発生時のライフラインの損傷は、市民の生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、その機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関や事業者等と連携しながら、災害に對する対応力を強化します。</p>	
<p>③ 水道施設等の整備 「リスクシナリオ：6-2-(1)」</p>		<p>上下水道課</p>	
<p>ア 災害時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、「韮崎市地域水道ビジョン」等に基づき、水道施設や基幹管路等の耐震化事業を推進する必要があります。</p>	<p>上下水道課</p>	<p>ア 長期停止を防ぐため、導水管等の耐震化や老朽管の布設替えを計画的に行います。</p>	
<p>イ 大規模災害に对应するため、広域的な応援体制を整備するとともに、災害時緊急井戸の活用、飲料水の備蓄など代替の確保について検討する必要があります。</p>	<p>上下水道課、総務課</p>	<p>イ 被災後の調査や応急復旧等を効果的に実施するため、広域的な応援体制や関係機関との協力体制を確立します。</p> <p>また、災害時緊急井戸等の活用についても進めていきます。</p>	
<p>ウ 災害時の避難所、防災拠点施設、医療機関でマンホールトイレが使用可能な施設の整備を進める必要があります。</p>	<p>総務課、総合政策課、福祉課、長寿介護課、教育課、市立病院</p>	<p>ウ 内閣府等は、避難所におけるトイレの確保に向けた検討においては、とりわけマンホールトイレの導入について関係部局が相互に連携して検討するように求めていますので、整備に向けた検討を進めます。</p>	
<p>エ マンホールポンプ施設の停電時の運転体制の強化等を行う必要があります。</p>	<p>上下水道課</p>	<p>エ マンホールポンプ施設の停電時の運転体制の強化として、発電機等の確保を検討します。</p>	
<p>オ 上下水道施設は、浸水被害を受けることにより長期間にわたり機能停止とならないよう、想定される浸水の高さに対応した施設整備・改修を行うとともに、施設の水密化を図る必要があります。</p>	<p>上下水道課</p>	<p>オ 各施設ごとに想定される浸水の高さに対応するため、水密扉の設置等を実施し、浸水に強い施設整備を進めます。</p>	
<p>カ 市が管理する浄化槽において、管理体制の強化、被災時の早期復旧など維持管理体制について、マニュアル化する必要があります。</p>	<p>所有する各課</p>	<p>カ 管理体制の強化、被災時の早期復旧など維持管理体制について、マニュアル化を進めます。</p>	
<p>キ 上下水道の早期復旧のため、凶面等重要書類をバックアップしておく必要があります。</p>	<p>上下水道課</p>	<p>キ 被災後の調査や応急復旧等にあたっては、施設の凶面等が必要となるため、各施設の台帳等の電子化や外部データ保管サービスを活用するとともに、被災しても台帳等を使用できるように定期的にバックアップを行い最新の情報管理します。</p> <p>また、停電時に備え、バックアップ用として印刷製本でも保管します。</p>	
<p>ク 災害時、汚水処理施設の長期間にわたる機能停止により、疫病・感染症等が発生しないよう、汚水処理機能を確保するため、未整備箇所には、下水道施設や合併処理浄化槽の整備を促進する必要があります。</p>	<p>上下水道課</p>	<p>ク 災害時等において汚水処理施設が被災した場合、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の改築・更新を進めるとともに、汚水処理機能を確保するため、下水道施設や合併処理浄化槽の整備を推進します。</p>	

<p>④ 応急給水等の対策「リスクシナリオ：6-2-(2)」</p> <p>ア 断水時における緊急措置として給水車による給水を行っています。配備している台数が対応できない広域的な断水状態になることを想定し、平時から他自治体及び他団体との支援体制を強化していく必要があります。</p> <p>イ 被災した上下水道施設等を、迅速に復旧させるために必要な市内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資機材の備蓄を行う必要があります。</p>	<p>上下水道課</p>	<p>④ 応急給水等の対策「リスクシナリオ：6-2-(2)」</p> <p>ア 市が給水車として使用できる車両は少なく、災害時には速やかに応急給水所を開設することが重要であることから、迅速な対応ができるよう、支援体制の強化を進めます。また、市のみでは十分な給水ができないと判断したときは、日本水道協会を通じ支援を要請します。</p> <p>イ 速やかに応急給水活動が行えるよう資機材の備蓄、更新及び調達体制の強化を図るとともに、平時から市内事業者や関係機関等との連携強化に向けた協議を進めます。</p>
<p>⑤ 下水道施設の老朽化・浸水対策「リスクシナリオ：7-5-(2)」</p> <p>ア 老朽化が進む下水道施設の長寿命化対策のため、「ストックマネジメント計画」を策定し、効果的かつ効果的に点検・調査、修繕・改築を実施する必要があります。</p> <p>イ 下水道機能を確保するため、「総合地震対策計画」を策定し、主要な管路施設の浸水対策を実施する必要があります。</p>	<p>上下水道課</p>	<p>⑤ 下水道施設の老朽化・浸水対策「リスクシナリオ：7-5-(2)」</p> <p>ア 「ストックマネジメント計画」を策定し、効果的かつ効果的に点検・調査、修繕・改築を進めます。</p> <p>イ 「総合地震対策計画」を策定し、主要な管路施設の浸水対策を進めます。</p>
<p>⑥ 下水道業務継続計画 (BCP) の改定等「リスクシナリオ：7-5-(3)」</p> <p>ア 下水道業務継続計画を地震以外の災害にも対応した、より実践的な計画に見直し、災害対応機能を強化する必要があります。</p>	<p>上下水道課</p>	<p>⑥ 下水道業務継続計画 (BCP) の改定等「リスクシナリオ：7-5-(3)」</p> <p>ア 災害発生時に、迅速かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持回復するため、下水道BCPを見直しハードとソフト対策を組み合わせた総合的な対策を進めます。</p>

個別施策分野

[2] 住環境

<p>【評価結果】</p>	<p>所管課</p>	<p>【推進方針】</p>
<p>(3) 災害廃棄物等の処理に係る施策</p>		<p>(3) 災害廃棄物等の処理に係る施策</p>
<p>① 感染症の予防対策「リスクシナリオ：7-5-(1)」</p> <p>ア 大量の災害廃棄物が発生し、処理に相当の期間を要するため、衛生対策に留意する必要があります。</p>	<p>市民生活課</p>	<p>① 感染症の予防対策「リスクシナリオ：7-5-(1)」</p> <p>ア 災害廃棄物処理計画に基づき、災害に備えて平時から取り組んでおくべき事項及び災害廃棄物処理の手順を明確にしておきます。</p>
<p>② 処理体制の整備「リスクシナリオ：8-1-(1)」</p> <p>ア 災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にするため、「災害廃棄物処理計画」に基づき、復旧・復興の妨げとなる廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要があります。</p> <p>イ 災害廃棄物の仮置場等については、公共施設や市有地などを中心に、平時の活用と災害時の対応の両面を考慮し、あらかじめ選定・確保しておく必要があります。</p> <p>また、中央公園周辺等の遊休農地を臨時駐車場として確保し、災害時の市民の避難場所とするほか、災害廃棄物の一時保管場所としての活用などを検討する必要があります。</p> <p>ウ 災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結び、処理能力を確保する必要があります。</p> <p>エ 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うため、引き続き、ごみの分別等の環境に配慮した行動ができるよう、周知徹底を図る必要があります。</p> <p>オ 処理する必要があるため、被災後早期復旧を図り停滯を防止する必要があります。</p>	<p>市民生活課</p>	<p>② 処理体制の整備「リスクシナリオ：8-1-(1)」</p> <p>ア 災害廃棄物処理計画に基づき、災害に備えて平時から取り組んでおくべき事項及び災害廃棄物処理の手順を明確にし、実効性の向上を図ります。</p> <p>イ 災害廃棄物処理計画において、学校のグラウンドや避難場所となっていない公園や河川の土手、工業地域などを、災害の状況や道路事情等に応じて、活用することとしています。あらかじめ複数箇所の選定を進めます。</p> <p>また、遊休農地の活用についても検討します。</p> <p>ウ 災害廃棄物処理計画に基づき、県をはじめとして北杜市、甲斐市、峡北広域行政事務組合との連携により、迅速に処理する体制を構築するとともに、他都県等への応援要請が必要な場合には、県が主体となり調整を行うので、県との連絡体制を整備します。</p> <p>エ 災害廃棄物の円滑な処理に必要なごみの分別化を図るため、現在進めているごみの減量化と同様に、分別意識向上の取り組みを推進します。</p> <p>オ 管理する峡北広域行政事務組合で建て替えを予定していますので、災害に強い構造や停滯を防止する必要があるため、被災後早期復旧を図り停滯を防止する必要があります。</p>

個別施策分野

[2] 住環境

【評価結果】

(4) エネルギーの確保に係る施策

① 電源の確保 「リスクシナリオ：4-1-1(2)」

ア 災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報共有を確保するため、公共施設等への非常用発電装置、無停電電源装置などの整備や、太陽光発電などの代替電力を確保するなど、常時使用可能な状態を維持する必要があります。
また、電力供給停止に備え、自家発電装置などの非常時バックアップ体制の整備を促進する必要があります。

イ 事業所や一般住宅等においても、太陽光発電、住宅用燃料電池、蓄電池等の代替電力を普及促進する必要があります。

② 生産力低下防止対策 「リスクシナリオ：5-1-1(2)」

ア 生産停止に陥らないよう、太陽光発電、燃料電池、蓄電池などの多様な代替エネルギーの調達手段を確保する必要があります。

③ ライフラインの災害対応力の強化 「リスクシナリオ：6-1-1(1)」

ア 供給先からの複数のルートを確保するなど、エネルギーの供給停止を防ぐ対策を進める必要があります。

イ 住宅・地域への自立型電源の普及促進のための取り組みを進める必要があります。

ウ 住宅などの建て替え等の際は、省エネ性能に優れた高断熱建材等の使用などを推進する必要があります。

【推進方針】

(4) エネルギーの確保に係る施策

① 電源の確保 「リスクシナリオ：4-1-1(2)」

ア 市庁舎への非常用発電装置、無停電電源装置などは整備していますが、その他の施設への整備を進めます。
また、バックアップ体制の整備を促進します。

イ 引き続き、補助金制度において代替電力の普及促進を図るとともに、更なる周知を行います。

② 生産力低下防止対策 「リスクシナリオ：5-1-1(2)」

ア 事業所に対し、BCPの策定を働きかけるとともに、国や関係機関等による策定のための支援制度の周知を行います。
また、多様な代替エネルギーの調達手段を確保するよう要請します。

③ ライフラインの災害対応力の強化 「リスクシナリオ：6-1-1(1)」

ア 関連事業者と災害協定を締結し、緊急時のエネルギー供給体制の整備を推進します。

イ 住宅・地域への自立型電源の普及を促進するとともに、そのための支援などの取り組みを進めます。
また、エネルギーの安定供給のために補助金制度を設け、家庭用リチウムイオン蓄電池や燃料電池、EV車からの外部給電器を推進します。

ウ 住宅の建て替えの際には、高断熱建材の使用など、省エネ性能に優れた住宅になるよう推進します。
また、補助金により、家庭用リチウムイオン蓄電池や燃料電池、EV車からの外部給電器等を推進します。

所管課

総務課、健康づくり課、教育課、市立病院、福祉課

市民生活課

産業観光課

総務課

市民生活課

市民生活課

個別施策分野

〔2〕 住環境

【評価結果】

(5) 被災者等の支援等に係る施策

① 避難者の受入れ対策「リスクシナリオ：2-6-(1)」

ア 富士山噴火災害により、市町村を越えた避難が想定されるため、対応力の強化に向けて県や周辺市町村等と避難、輸送の支援について協議する必要があります。

② 降灰対策「リスクシナリオ：2-6-(2)」

ア 風向きによっては、市内でも数cmの降灰の可能性があるため、処理体制や農作物等への被害の予防対策を進める必要があります。

③ 住宅再建への支援「リスクシナリオ：8-3-(2)」

ア 被災した住宅の復旧・修繕については、長期間を要するので、国及び県の支援策を活用しながら、被災者の自立再建を後押しする施策を展開する必要があります。

イ 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設が必要になることを想定し、建設できる候補地を精査検討しておくとともに、市営住宅の提供や民間賃貸住宅家賃助成制度等の被災者に対する支援策について、制度の適用と同時に被災者に対して情報提供できる体制を構築する必要があります。

また、中央公園周辺の遊休農地を臨時駐車場として確保し、災害時の応急仮設住宅建設予定地としての活用を検討する必要があります。

【推進方針】

(5) 被災者等の支援等に係る施策

① 避難者の受入れ対策「リスクシナリオ：2-6-(1)」

ア 本市は、富士吉田市と避難者を受け入れる協定を締結しています。受入れなどの対応力を強化するとともに、輸送の支援体制について、富士吉田市や県等と協議を進めます。

② 降灰対策「リスクシナリオ：2-6-(2)」

ア 関係部署において、降灰によりどのような被害が想定されるかを把握し、処理方法や農作物等の予防・除去などの対策を検討します。

③ 住宅再建への支援「リスクシナリオ：8-3-(2)」

ア 過去に被災した自治体の有効な支援策等を調査し、被災者の自立再建を後押しする施策等を検討します。
また、被災者の経済的な生活基盤を安定確保するため、雇用維持対策や再就職支援を円滑に実施する必要がありますので、公共職業安定所等の関係機関と連携を強化します。

イ 被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な候補地の新たな選定や配属計画の策定等を行うとともに、「韮崎市公営住宅等長寿命化計画」に基づき住宅の適正な確保及び管理を行い、市営住宅等の提供や民間賃貸住宅家賃助成制度等の支援策を検討するなど、あらかじめ住居の供給体制などの整備を推進します。

所管課

総務課

市民生活課、産業観光課、建設課

建設課、産業観光課

建設課

個別施策分野		[3] 交通・防災・消防	
【評価結果】		【推進方針】	
(1) 主要道路等の整備に係る施策		(1) 主要道路等の整備に係る施策	
① 道路等の環境整備 「リスクシナリオ：1-1-(6)」	幹線道路等の整備や街地の狭い道路を改善し、安全な避難路や緊急車両の通行を確保する必要があります。	建設課	① 道路等の環境整備 「リスクシナリオ：1-1-(6)」 ア 重要な生活道路等について、幅員の狭い区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。
② 避難体制等の整備 「リスクシナリオ：1-3-(1)」	ア 土砂災害の発生時に、市民の安全を確保するとともに、被災者のための安全な一時収容場所や避難のための道路等を確保する必要があります。	総務課、建設課	② 避難体制等の整備 「リスクシナリオ：1-3-(1)」 ア 被災者を一時収容するため、予め安全な避難場所や避難のための道路を整備し、避難などを迅速かつ適切に進め、市民の安全を確保します。
③ 緊急輸送道路等の整備 「リスクシナリオ：2-1-(2)」	ア 幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、国・県・市の関係部署が連携し検討する必要があります。 イ 災害時の道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要があります。	建設課 建設課	③ 緊急輸送道路等の整備 「リスクシナリオ：2-1-(2)」 ア 災害時においても、緊急輸送道路の通行が確保できるよう、関係機関が連携し検討を進めます。 イ 道路施設や橋梁等を整備するにあたっては、耐震化を推進するとともに、道路の高上げ等の改良を進めます。
④ 道路等の整備 「リスクシナリオ：2-2-(1)」	ア 道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化対策を著実に推進する必要があります。	建設課	④ 道路等の整備 「リスクシナリオ：2-2-(1)」 ア 道路施設や橋梁等を整備するにあたっては、耐震化を推進するとともに、道路の高上げ等の改良を進めます。
⑤ 生産力低下防止対策 「リスクシナリオ：5-1-(2)」	ア 製品の供給体制の維持や燃料、材料供給ルート確保のため、道路の震災対策や洪水・土砂災害対策を確実に推進する必要があります。	建設課	⑤ 生産力低下防止対策 「リスクシナリオ：5-1-(2)」 ア 農工団地や工業団地入居事業者、及び補苴地区や七里岩台上の事業者などの生産力を低下させないため、震災対策のほか、周辺狭隘道路の拡幅整備や迂回路の整備などを進めます。
⑥ 道路等の防災・減災対策 「リスクシナリオ：5-2-(1)」	ア 災害時の道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要があります。 イ 緊急輸送道路に指定されている路線をはじめ、計画的な整備や維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保と整備が必要です。	建設課 建設課	⑥ 道路等の防災・減災対策 「リスクシナリオ：5-2-(1)」 ア 道路施設や橋梁等を整備するにあたっては、耐震化を推進するとともに、道路の高上げ等の改良を進めます。 イ 関係機関が連携し、円滑な輸送体制の確保と整備について、検討を進めます。
⑦ 道路等の整備 「リスクシナリオ：6-3-(1)」	ア 引き続き、生活道路を整備し、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要です。 イ 老朽化した既存道路や農林道施設、崩壊の危険性のある法面、路肩の改良などを計画的に推進していく必要があります。 ウ 災害発生時における避難路や代替輸送道路を確保するため、迂回路として活用できる農道等を把握し、必要な整備・改良を進めるとともに、平時から機能の維持を図ります。	建設課 建設課 建設課	⑦ 道路等の整備 「リスクシナリオ：6-3-(1)」 ア 重要な生活道路等について、幅員の狭い区間等の改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保します。 イ 老朽化した既存道路や農林道施設、崩壊の危険性のある法面、路肩の改良などを計画的に推進します。 ウ 迂回路として活用できる農道等を把握し、必要な整備・改良を進めるとともに、平時から機能の維持を図ります。 また、震災対策のほか、迂回路の整備などを進めます

個別施策分野		[3] 交通・防災・消防	
【評価結果】		【推進方針】	
(2) 交通政策に係る施策		(2) 交通政策に係る施策	
① 道路等の環境整備 「リスクシナリオ：1-1-(6)」		① 道路等の環境整備 「リスクシナリオ：1-1-(6)」	
ア	緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等の被害の拡大を防ぐため、引き続き必要な道路の無電柱化を検討する必要があります。	建設課	ア 魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、引き続き電柱などの地中化を推進します。
② 緊急輸送道路等の整備 「リスクシナリオ：2-1-(2)」		② 緊急輸送道路等の整備 「リスクシナリオ：2-1-(2)」	
ア	緊急輸送道路に指定されている路線をはじめ、計画的な整備や維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保と整備が必要です。	建設課	ア 緊急輸送道路以外の路線による輸送について、複数ルートでの確保に向け検討します。
③ 道路等の整備 「リスクシナリオ：2-2-(1)」		③ 道路等の整備 「リスクシナリオ：2-2-(1)」	
ア	幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、国・県・市の関係部署が連携し検討する必要があります。	建設課	ア 関係機関が連携し、災害時においても緊急輸送道路の通行が確保できるよう、検討を進めます。
④ 医療協力体制等の構築 「リスクシナリオ：2-4-(2)」		④ 医療協力体制等の構築 「リスクシナリオ：2-4-(2)」	
ア	災害拠点病院である韮崎市立病院への緊急車両の通行及び物資等の搬入路を確保するため、警察など関係機関と連携を密にし、緊急輸送網の確保を検討する必要があります。	市立病院、総務課	ア 韮崎市立病院への緊急車両の通行及び物資等の搬入路を確保するため、警察など関係機関と連携を密にし、緊急輸送網の確保を検討します。
⑤ 関係機関との協議 「リスクシナリオ：3-2-(1)」		⑤ 関係機関との協議 「リスクシナリオ：3-2-(1)」	
ア	山梨県警察や韮崎警察署と主要交差点への人員配置の協議を行うとともに、信号機への電源付加装置の設置を要望する必要があります。	総務課	ア 山梨県警察や韮崎警察署に対し、信号機への電源付加装置の設置を要望します。また、主要交差点への人員配置の協議を行います。
イ	地域の交通安全団体と災害時の交通誘導などについて、協力体制を協議する必要があるとあります。	総務課	イ 韮崎警察署交通安全協議会等と、災害時の交通誘導などの協力体制について協議します。
⑥ 道路等の防災・減災対策 「リスクシナリオ：5-2-(1)」		⑥ 道路等の防災・減災対策 「リスクシナリオ：5-2-(1)」	
ア	幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、平時から国・県・市の関係部署が連携し、防災・減災対策を強化する必要があります。	建設課	ア 関係機関が連携し、災害時においても緊急輸送道路の通行が確保できるよう、検討を進めます。
イ	緊急輸送道路に指定されている路線をはじめ、計画的な整備や維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保と整備が必要です。	建設課	イ 関係機関が連携し、円滑な輸送体制の確保と整備について、検討を進めます。
ウ	鉄道の分断について、移動手段の代替機能の確保を検討するとともに、鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要があります。	総合政策課、総務課	ウ 鉄道の分断による市民や帰宅困難者の移動手段を確保するため、関係機関・事業者等との連携を強化します。
⑦ 電柱の倒壊、樹木の倒木への対応 「リスクシナリオ：5-2-(2)」		⑦ 電柱の倒壊、樹木の倒木への対応 「リスクシナリオ：5-2-(2)」	
ア	電柱の倒壊及び樹木の倒木により、交通が遮断される恐れがあることから、緊急輸送道路等における送電線等の地下埋設による無電柱化を進めるとともに、倒木による影響の大きい樹木の特定や伐採等の措置を図る必要があります。	建設課	ア 電柱の倒壊により、道路交通が阻害され避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた東京電力パワーグリッド(株)との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、緊急輸送道路等における無電柱化を検討します。また、路線付近における森林調査を実施し、倒木のおそれのある樹木の伐採等必要な除根伐を行います。
⑧ 高齢者等の移動支援 「リスクシナリオ：6-3-(2)」		⑧ 高齢者等の移動支援 「リスクシナリオ：6-3-(2)」	
ア	自動車運転免許証を保有していない、または返納された高齢者や障がい者等を対象に、災害時にも対応し機能できる外出を支援する必要があります。	総合政策課、福祉課、長寿介護課	ア 全市域での市民バスの運行など災害時にも利用できる外出支援を検討し、移動手段の確保を図ります。

個別施策分野	[3] 交通・防災・消防	【推進方針】	
【評価結果】		【推進方針】	
(3) 防災意識の向上や避難行動等に係る施策		(3) 防災意識の向上や避難行動等に係る施策	
① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策「リスクシナリオ：1-1-1(1)」 ア 過去の震災等で、家具の転倒による死傷者が多数発生していることから、建物内の家具等の下敷きによる死傷者を出さないために、転倒防止対策の啓発や促進を行う必要が有ります。	総務課	① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策「リスクシナリオ：1-1-1(1)」 ア 耐震性がある建物でも、家具等の転倒によって死傷者が発生しないよう、NPO法人減災ネットやまなしへの委託事業のほか、地区長連合会、自主防災組織連絡協議会の総会や様々な団体の会議などにおいて、また、事業所等にも家具等固定化の啓発活動を行います。	
② 防災意識の高揚「リスクシナリオ：1-1-1(3)」 ア 市及び防災関係機関は、大規模な災害発生時に、市、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるように、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上または現地において計画的に実践的な防災訓練を行う必要が有ります。 イ 防災意識の高揚を図るため、出前講座等の中で地域や家庭での予防・安全対策の必要性や災害時の行動等、防災知識の普及啓発を進める必要が有ります。	総務課、市立病院 総合政策課、総務課、教育課	② 防災意識の高揚「リスクシナリオ：1-1-1(3)」 ア 市、県、関係機関などが参加して行う「富士川流域における大規模土砂災害を想定した合同訓練」や「市総合防災訓練」などにおいて、より実践的な訓練を実施し、対応力の向上を図ります。 また、避難所の利用者が避難所の開設及び運営を自主的に行えるように、小中学校ごとに特定地区総合防災訓練、その4年後にアローアップ訓練を実施していますが、住民の自主的な意識を維持するために、引き続き、訓練を実施します。 市立病院においても、業務継続計画（BCP）に基づき、防災・避難訓練を継続して実施し、防災意識の高揚を図ります。 イ 出前講座等のほか、市から地区に積極的に出向き、災害時の行動等について住民を交えた協議を行い、避難行動等の理解を深めます。	
③ 火災予防に関する啓発活動「リスクシナリオ：1-1-1(7)」 ア 火災が発生した場合の迅速な対応を図るため、住宅などの火災警報器の普及を促進する必要が有ります。 イ 停電復旧時等の火災発生を防ぐため、避難時の電源ブレーカーの遮断の更なる周知徹底を図る必要が有ります。	総務課、峡北消防本部 総務課	③ 火災予防に関する啓発活動「リスクシナリオ：1-1-1(7)」 ア 現在、峡北管内の住宅用火災報知機の設置率は82%であり、その内、条例に適合している機器の設置割合は、57%ですので、適正機器の普及を促進するとともに、老朽化した火災報知機の交換の必要性についても啓発活動を行います。 イ 市総合防災訓練における地区避難訓練などの際に、電源ブレーカーの遮断を実施するよう、引き続き、自主防災組織などを通じ周知を徹底します。	
④ ハザードマップの整備「リスクシナリオ：1-2-1(1)」 ア 大規模化する災害を想定した浸水想定区域や避難所等の変更などに合わせ、ハザードマップを随時見直しする必要があります。	建設課、総務課	④ ハザードマップの整備「リスクシナリオ：1-2-1(1)」 ア これまでも、ハザードマップの改訂や追録版の発行などを迅速に行っていますが、引き続き、必要に応じた見直しを行い、自主防災組織連絡協議会や地区に出向き周知します。	
⑤ 水害警戒避難体制の整備「リスクシナリオ：1-2-1(4)」 ア ハザードマップ等を活用し、浸水想定区域内の市民に対する周知を行い、円滑な避難ができるよう支援する必要があります。 イ 様々な状況の変化に対応した、臨機応変な避難指示などの発出時期等を随時見直しを行うことと併せて、防災情報をもちに、住民自身の確かな判断を行い、自分の命は自分で守る行動ができるようにする必要があります。 ウ 孤立した避難者の救助体制や生活必需品の備蓄、情報伝達手段等を確保する必要が有ります。	建設課、総務課 総務課 総務課	⑤ 水害警戒避難体制の整備「リスクシナリオ：1-2-1(4)」 ア 地区へ出向いての説明などを積極的に進めるとともに、想定浸水深標識等の設置により、円滑な避難ができるよう支援します。 また、避難時に浸水想定区域内の市民に高台の中央公園等への避難の周知を行い、速やかに車等で避難ができるようにします。 イ 自分の命は自分で守ることを、地区長連合会や自主防災組織連絡協議会の総会をはじめ、様々な団体の会議の場で啓発活動を行います。 また、避難指示等の発出時期については、引き続き随時見直しを行います。 ウ 孤立するおそれのある地区を把握するとともに、どのような状況になるのかをシミュレーションし、救助体制や情報伝達手段等について検討を進めます。 また、孤立するおそれのある集落等では、地域で市民による生活物資の備蓄を呼びかけます。	

<p>⑥ 避難体制等の整備 「リスクシナリオ：1-3-(1)」</p> <p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載したハザードマップの随時見直し等や市民への周知徹底を図り、警戒や避難体制を整える必要があります。</p> <p>イ 土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。 また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の強化を推進する必要があります。</p> <p>ウ 土砂災害の発生時に、市民の安全を確保するとともに、被災者のための安全な一時収容場所や避難のための道路等を確保する必要があります。</p>	<p>建設課、総務課</p>	<p>⑥ 避難体制等の整備 「リスクシナリオ：1-3-(1)」</p> <p>ア これまでも、ハザードマップの改訂や記録版の発行などを迅速に行っていますが、引き続き、必要に際した見直しを行い、自主防災組織連絡協議会や地区に出向き周知します。 また、土砂災害警戒標識の設置により、平時から土砂災害に対する危機意識の醸成を図り、避難の必要性を周知します。</p> <p>イ 特に、土砂災害特別警戒区域における自主防災組織に対し、市と連携した地域減災リーダー等による避難訓練や防災教育を実施し、防災意識や地域の連帯感、コミュニティの醸成を図ります。</p> <p>ウ 被災者を一時収容するため、予め安全な避難場所や避難のための道路を整備し、避難などを迅速かつ適切に進め、市民の安全を確保します。</p>
<p>⑦ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：1-4-(2)」</p> <p>ア 危険箇所や避難行動要支援者等の把握、地区防災訓練の推進等、地域防災力の向上が必要です。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑦ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：1-4-(2)」</p> <p>ア 自主防災組織の再編と併せ、地区防災計画（地区減災マップ、避難行動要支援者を優先避難させる地区タイムライン、訓練計画等を盛り込む）の策定を促進します。</p>
<p>⑧ 避難行動要支援者等への対応 「リスクシナリオ：1-4-(3)」</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿登録者の個別計画（要支援者個々の避難方法を定めた避難支援計画）を、実効性のあるものに見直し必要があります。 また、要支援者の避難訓練を地域毎で実施していく必要があります。</p>	<p>福祉課</p>	<p>⑧ 避難行動要支援者等への対応 「リスクシナリオ：1-4-(3)」</p> <p>ア 要支援者個々の避難方法等についても定めるなど、実効性のあるものに見直しします。 また、名簿を活用した避難訓練の実施を推進します。</p>
<p>⑨ 関係機関との連携 「リスクシナリオ：2-5-(1)」</p> <p>ア 集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合に、適切な避難及び誘導できるよう一時滞在施設の確保などについて、関係機関と協議する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑨ 関係機関との連携 「リスクシナリオ：2-5-(1)」</p> <p>ア 帰宅困難者の避難及び誘導ができるよう、また一時滞在施設の確保など、施設や関係機関と協議を進め、必要に応じて、受入れ施設の整備について検討します。</p>
<p>⑩ 農業用水利施設の被害防止 「リスクシナリオ：7-2-(3)」</p> <p>ア 農業用水利施設の適切な安全管理を実施し、防災重点ため池の耐震改修を進め、ハザードマップの作成を行う必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>⑩ 農業用水利施設の被害防止 「リスクシナリオ：7-2-(3)」</p> <p>ア 決壊のおそれのあるため池については、県と連携し、堤体や畦畔の点検・補強を行うとともに、計画的に改修します。 また、ため池ハザードマップを作成し、危険箇所を周知します。</p>
<p>⑪ 治水対策等 「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p> <p>ア ハザードマップ等を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を、平時から図るに備える必要があります。</p>	<p>総務課、建設課</p>	<p>⑪ 治水対策等 「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p> <p>ア 地区へ出向いての説明などを積極的に進め、円滑な避難ができるよう支援します。 また、自分の命は自分で守ることを、地区長連合会や自主防災組織連絡協議会の総会をはじめ、様々な団体等の会議の場で啓発活動を行います。</p>
<p>[3] 交通・防災・消防</p>		
<p>個別施策分野</p>		
<p>【評価結果】</p>		
<p>(4) 地域の防災力向上に係る施策</p>		
<p>① 防災意識の高揚 「リスクシナリオ：1-1-(3)」</p> <p>ア 大規模地震時の救命率を高めるため、災害現場において、市民等が適切な応急処置ができるよう救急講習会を開催し、普及啓発活動を行う必要があります。</p>		
<p>② 消防体制の整備 「リスクシナリオ：1-1-(4)」</p> <p>ア 大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため、常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みの推進と広域的な連携体制を構築する必要があります。</p>		
<p>【推進方針】</p> <p>(4) 地域の防災力向上に係る施策</p> <p>① 防災意識の高揚 「リスクシナリオ：1-1-(3)」</p> <p>ア 市で進めている地域減災リーダーの育成は、資格取得時に普通救命講習の受講を義務付けていることから、更なる育成を図り応急措置ができる住民を増やします。</p> <p>② 消防体制の整備 「リスクシナリオ：1-1-(4)」</p> <p>ア 市や消防団と城北消防本部との連携を強化するとともに、広域的な連携体制の構築を行います。 また、市民及び民間事業所などと協働して、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みを推進します。</p>		

<p>③ 水警戒避難体制の整備 「リスクシナリオ：1-2-(4)」</p> <p>ア 様々な状況の変化に対応した、臨機応変な避難指示などの発出時期等を随時見直しを行うことと併せて、防災情報をもとに、住民自身の確定的判断を行い、自分の命は自分で守る行動ができるようにする必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>③ 水警戒避難体制の整備 「リスクシナリオ：1-2-(4)」</p> <p>ア 自分の命は自分で守ることを、地区長連合会や自主防災組織連絡協議会の総会をはじめ、様々な団体等の会議の場で啓発活動を行います。 また、避難指示等の発出時期については、引き続き随時見直しを行います。</p>
<p>④ 異常降雪時における道路管理及び除雪体制 「リスクシナリオ：1-2-(5)」</p> <p>ア 異常降雪時においては、主要幹線から順次除排雪を実施しますが、建設安全協議会等との連携を密にし、除雪体制の強化に向けた取り組みを進める必要があります。</p> <p>イ 地域の実情に応じた除雪の実施と集落の生活道路の寸断への対応など、道路環境の維持・向上を図るため、地域住民との連携による除排雪の取り組みを推進する必要があります。</p> <p>ウ 異常な降雪量の除排雪を進めるには、雪の捨て場所を確保する必要があります。</p>	<p>建設課 建設課 総務課、建設課、市民生活課</p>	<p>④ 異常降雪時における道路管理及び除雪体制 「リスクシナリオ：1-2-(5)」</p> <p>ア 平成26年2月の大雪における除雪の取り組みを踏まえ、気象情報等により、迅速な活動が行えるよう備えます。</p> <p>イ 平成26年2月の大雪における除雪の取り組みを踏まえ、地域住民による隣近所との支え合いによる除雪等の共助や連携した迅速な活動が行えるよう、区役員との情報共有を図ります。</p> <p>ウ 平成26年2月の大雪における取り組みを踏まえ、事前に雪の捨て場所を定めます。</p>
<p>⑤ 避難体制等の整備 「リスクシナリオ：1-3-(1)」</p> <p>ア 土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。 また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の強化を推進する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑤ 避難体制等の整備 「リスクシナリオ：1-3-(1)」</p> <p>ア 特に、土砂災害特別警戒区域における自主防災組織に対し、市と連携した地域減災リーダー等による避難訓練や防災教育を実施し、防災意識や地域の連帯感、コミュニティの醸成を図ります。</p>
<p>⑥ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：1-4-(2)」</p> <p>ア 発言する情報に対し、市民が正しい知識と行動力を身につけるためには、平時からの自主防災組織の育成や消防団の充実・強化など、地域で災害に対応できる体制を整える必要があります。</p> <p>イ 危険箇所や避難行動要支援者等の把握、地区防災訓練の推進等、地域防災力の向上が重要です。</p>	<p>総務課 総務課</p>	<p>⑥ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：1-4-(2)」</p> <p>ア 地域減災リーダーの育成を引き続き行うとともに、減災リーダーを活用した自主防災組織の再編を進めています。 また、災害時に備え、防災資器材整備の支援を行います。 なお、消防団への入団促進や更なる消防団活動の充実強化のため、市消防団本団役員会で協議します。</p> <p>イ 自主防災組織の再編と併せ、地区防災計画（地区減災マップ、避難行動要支援者を優先避難させる地区タイムライン、訓練計画等）の策定を促進します。</p>
<p>⑦ 避難行動要支援者等への対応 「リスクシナリオ：1-4-(3)」</p> <p>ア 生活支援体制整備事業の推進により地域の課題把握と解決策を検討し、地域住民とともに災害時にも対応できる地域ネットワークの構築が必要です。</p>	<p>長寿介護課、福祉課</p>	<p>⑦ 避難行動要支援者等への対応 「リスクシナリオ：1-4-(3)」</p> <p>ア 生活支援体制整備事業の取り組みを推進するため、生活支援コーディネーターと地域の話し合いの場を設置し地域の課題把握などを行い、支え合いの体制づくりを進めています。災害時にも対応できるネットワークの構築を進めます。</p>
<p>⑧ 情報伝達手段の整備 「リスクシナリオ：1-4-(4)」</p> <p>ア 防災行政無線避難地域の方や携帯電話を持たない方への戸別受信機機の設置を促進する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑧ 情報伝達手段の整備 「リスクシナリオ：1-4-(4)」</p> <p>ア 携帯電話等の所有者には防災アプリなどの登録を推進していますが、避難情報等を迅速に伝達するために、避難地域や携帯電話を持たない世帯には戸別受信機機の設置を促進します。なお、携帯電話を持たない世帯等で設置を希望する世帯には、その事情に応じて柔軟に対応します。</p>
<p>⑨ 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築 「リスクシナリオ：2-1-(1)」</p> <p>ア 避難の長期化に対応できるよう備蓄倉庫を整備するとともに、計画的な備蓄により、食料・飲料水・生活必需品などの必要となる物資を確保する必要があります。 また、各家庭での備蓄をローリングストック方式により促進する必要があります。</p> <p>イ 備蓄品については、多様なニーズに合わせ、アレルギー対応食料等の新たな品目の導入について検討する必要があります。</p> <p>ウ 他の自治体、各種団体、民間事業者等と災害時の相互協定、広域応援について協定を締結し、災害発生時の応急対応策や食料・飲料水等の確保など継続した災害対応力を強化する必要があります。</p>	<p>総務課、教育課 総務課、教育課、福祉課 総務課</p>	<p>⑨ 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築 「リスクシナリオ：2-1-(1)」</p> <p>ア 防災拠点施設への備蓄倉庫の整備を進めるとともに、引き続き、市において計画的に備蓄を進め、各家庭においても、3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるよう周知を行います。</p> <p>イ 園児・児童・生徒等の食物アレルギーの状況を踏まえ、対応食料等の導入を進めます。</p> <p>ウ これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけという状態にならないよう、実効性を確保します。 また、更なる効果的な協定の締結を進めます。</p>

<p>⑩ 物資・資機材等の備蓄、調達方法「リスクシナリオ：2-2-(2)」</p> <p>ア 孤立するおそれのある集落には、自主防災組織により公民館等に一定期間過こせるだけの備蓄を進める必要があります。</p> <p>イ ドローンの導入など、陸路以外の物資運搬方法を検討する必要性があります。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p>	<p>⑩ 物資・資機材等の備蓄、調達方法「リスクシナリオ：2-2-(2)」</p> <p>ア 行政の対策だけでは限界があるため、自主防災組織による備蓄などを働きかけます。</p> <p>イ ドローンによる物資運搬方法などについて、既に実施している他自治体の取り組みなどを調査・研究します。 また、遠距離の孤立集落に対しては、県等にヘリコプターを要請し援助を求めます。</p>
<p>⑪ 消防広域応援体制の整備「リスクシナリオ：2-3-(1)」</p> <p>ア 防災関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、「災害時受援計画」を策定する必要性があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑪ 消防広域応援体制の整備「リスクシナリオ：2-3-(1)」</p> <p>ア 大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく他自治体などからの職員の手援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受け入れ体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組めます。</p>
<p>⑫ 地域防災力の向上「リスクシナリオ：2-3-(2)」</p> <p>ア 大規模災害時の死亡率を高めるため、災害現場において、市民等が適切な応急処置ができるよう救急講習会を開催し、普及啓発活動を行う必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑫ 地域防災力の向上「リスクシナリオ：2-3-(2)」</p> <p>ア 市で進めている地域防災リーダーの育成は、資格取得時に普通救命講習の受講を義務付けていることから、更なる育成を図り応急措置ができる住民を増やします。</p>
<p>⑬ 市民等の自主的救護体制の整備「リスクシナリオ：2-4-(4)」</p> <p>ア 救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により医療活動が困難となること、予想されるため、市民等に対し近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について、自主的に対応する必要があることを周知徹底し、自主的救護体制を整備する必要があります。</p> <p>イ 災害現場において、市民等が適切な応急処置ができるよう救急講習会を開催するなど、普及啓発活動を推進する必要があります。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課、教育課</p>	<p>⑬ 市民等の自主的救護体制の整備「リスクシナリオ：2-4-(4)」</p> <p>ア 住民が自身の安全を確保したうえで、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等の共助について周知し、自主的対応ができる救護体制の整備を進めます。</p> <p>イ 市で進めている地域防災リーダーの育成は、資格取得時に普通救命講習の受講を義務付けていることから、更なる育成を図り応急措置ができる住民を増やします。</p>
<p>⑭ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備「リスクシナリオ：2-5-(2)」</p> <p>ア 計画的な備蓄により、食料・飲料水・生活必需品などの必要となる物資を確保する必要があります。</p> <p>イ 他の自治体、各種団体、民間事業者等と災害時の相互協定、広域応援について協定を締結し、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保など、継続した災害対応力を強化する必要があります。</p>	<p>総務課、教育課</p> <p>総務課</p>	<p>⑭ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備「リスクシナリオ：2-5-(2)」</p> <p>ア 引き続き、計画的な備蓄を進めます。</p> <p>イ これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけという状態にならないよう、市総合防災訓練への参加などにより実効性を確保します。 また、更なる効果的な協定の締結を進めます。</p>
<p>⑮ 相互応援体制の整備「リスクシナリオ：3-1-(3)」</p> <p>ア 災害支援協定先の自治体や企業、団体からの応援を適時的確に受ける体制を、平時から構築するとともに、他団体が被災した際には、適切な支援が行えるような体制を整備する必要があります。</p>	<p>総務課、関連協定締結課</p>	<p>⑮ 相互応援体制の整備「リスクシナリオ：3-1-(3)」</p> <p>ア これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけという状態にならないよう、市総合防災訓練への参加などにより実効性を確保します。 また、他団体が被災した際には、適切な支援が行えるような体制を整備します。</p>
<p>⑯ 市民による避難所開設・運営訓練「リスクシナリオ：3-1-(4)」</p> <p>ア 小中学校ごとに特定地区総合防災訓練を実施し、避難所の利用者が避難所の開設及び運営を自主的に行えるようにするとともに、住民と施設管理者とで「緊急時施設利用合意書」を締結しています。 また、4年後には「フォロワーアップ訓練」を実施し、その検証を行っています。住民の自主的な意識を維持するために、引き続き、訓練を実施する必要があります。</p>	<p>総務課、教育課</p>	<p>⑯ 市民による避難所開設・運営訓練「リスクシナリオ：3-1-(4)」</p> <p>ア 引き続き、特定地区総合防災訓練やフォロワーアップ訓練を図ります。 避難所の開設及び運営の意識の更なる醸成を図ります。</p>
<p>⑰ 文化財の保護「リスクシナリオ：3-1-(5)」</p> <p>ア 市内に現存する文化財を災害から守るため、防災対策を講じる必要があります。</p>	<p>総務課、教育課</p>	<p>⑰ 文化財の保護「リスクシナリオ：3-1-(5)」</p> <p>ア 文化財防火週間における防災訓練を引き続き実施するとともに、必要に応じ専門家の支援を受けながら貴重な文化財の防災対策を講じます。</p>
<p>⑱ 山梨県電力供給体制強化戦略の取り組み「リスクシナリオ：4-1-(1)」</p> <p>ア 県は、「事前の対策による被害の最小化」「停電からの早期復旧」「災害に強いエネルギーシステムの導入」を3本の柱とした「電力供給体制強化戦略」を策定しました。 本市においても、県や関係機関と連携した取り組みを推進する必要があります。</p>	<p>総務課、建設課、産業観光課、市民生活課</p>	<p>⑱ 山梨県電力供給体制強化戦略の取り組み「リスクシナリオ：4-1-(1)」</p> <p>ア 県が策定した戦略においては、市町村等と連携した「樹木の事前伐採」「復旧作業の役割分担による早期復旧」等、具体的な取り組みを示していますので、本市においても、この取り組みを推進します。</p>

<p>⑬ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p>	<p>総務課、教育課</p>	<p>⑬ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p>
<p>ア 計画的な備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品など必要となる物資を確保する必要がありますが、併せて、備蓄倉庫を整備する必要があります。</p> <p>イ 災害時の相互協定、応援協定に基づき、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、引き続き災害対応力の強化を図る必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>ア 引き続き、市において計画的に備蓄を進めるとともに、各家庭においても、3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるよう周知を行います。</p> <p>また、備蓄倉庫が整備されていない避難所への整備計画を進めます。</p> <p>イ これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけという状態にならないよう、市総合防災訓練への参加などにより実効性を確保します。</p>
<p>⑭ ライフラインの災害対応力の強化 「リスクシナリオ：6-1-(1)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑭ ライフラインの災害対応力の強化 「リスクシナリオ：6-1-(1)」</p>
<p>ア 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、代替機能の確保など関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>ア 災害発生時のライフラインの損傷は、市民の生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、その機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関や事業者等と連携しながら、災害に對する対応力を強化します。</p>
<p>⑮ 堤防、ため池等の損壊時の協働体制の整備 「リスクシナリオ：7-2-(2)」</p>	<p>建設課</p>	<p>⑮ 堤防、ため池等の損壊時の協働体制の整備 「リスクシナリオ：7-2-(2)」</p>
<p>ア 迅速な応急対応を実施するため、国・県・建設安全協議会等と災害時の協力について、事前に協議しておく必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>ア 韮崎市建設安全協議会と災害時応援協定を締結していますが、国や県、関係機関とも災害時の協働体制などについて、相互の連携強化を図ります。</p>
<p>⑯ コミュニティ強化の支援 「リスクシナリオ：8-2-(1)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑯ コミュニティ強化の支援 「リスクシナリオ：8-2-(1)」</p>
<p>ア 地域防災力の柱として、市民が中心となった自主防災組織の育成を行っていますが、少子高齢化に伴う地域活動の担い手不足の解消や、より機能する自主防災組織とするため、地域減災リーダーの活用を含め、再編を推進する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>ア 令和元年度から、地区長連合会や自主防災組織連絡協議会において説明を重ね、令和2年度からの3年間で再編を進めることとしています。</p>
<p>イ 公助だけに頼らない自助と共助を、地域において実践するためには、地域全体での地域活動への参加や実践が図られる取り組みを行う必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>イ 地区長連合会や自主防災組織連絡協議会等において、地域全体での活動参加などの取り組みについて検討します。</p>
<p>ウ 自治会への参加率が年々減少しており、地域での共助を進めるにあたっては加入を促進し、平時からお互いを知る関係を築くことが必要です。</p>	<p>総務課</p>	<p>ウ 地域での共助を進める手段の一つとして、自治会への加入を促進するため、令和2年度に地区長連合会や自治会へ加入促進ハンドブックを作成しましたので、令和3年度の地区役員が決定次第、各区長あてに配付します。</p>
<p>エ 地域防災力を維持するためには、保育所や幼稚園、学校等のみで行う防災訓練だけでなく、地域と連携した防災訓練の実施や地域減災リーダー連絡協議会による研修など、平時から地域防災力の向上に努める必要があります。</p>	<p>総務課、福祉課、教育課</p>	<p>エ 地域内の「共助」の意識の醸成を図り地域防災力向上させるため、地域と連携した防災訓練などを実施します。</p>
<p>⑰ 外国人居住者の地域活動への参加促進 「リスクシナリオ：8-2-(2)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑰ 外国人居住者の地域活動への参加促進 「リスクシナリオ：8-2-(2)」</p>
<p>ア 地域に住む外国人に対し、災害発生後の共助の一員としての対応力を強化する必要があるため、地域に住民生活者に対する共助の役割を担う外国人の増加を図ります。</p>	<p>総務課</p>	<p>ア 転入の際に、外国人居住者に多言語表示等によるチラシを配付するとともに、外国人を多く雇用している事業所等に対し、共助の一員としての対応力を含めた防災講習会の開催を働きかけます。</p>
<p>⑱ 災害ボランティア活動の環境整備 「リスクシナリオ：8-2-(4)」</p>	<p>福祉課</p>	<p>⑱ 災害ボランティア活動の環境整備 「リスクシナリオ：8-2-(4)」</p>
<p>ア 市内全域及び市民全員が、支援が必要な被災を受けるとは想定していないことから、平時から災害ボランティアの育成などを図るとともに、社会福祉協議会やボランティア団体と連携・協力し、市民による市内でのボランティア活動を増やす取り組みが必要です。</p>	<p>福祉課</p>	<p>ア 市民が参加して実施している災害ボランティアセンター開設・運営訓練を通じ、ボランティア意識の醸成を図ります。</p> <p>また、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携・協力し、市民による市内でのボランティア活動を増やす取り組みを推進します。</p>

個別施策分野 [3] 交通・防災・消防

<p>【評価結果】</p>	<p>所管課</p>	<p>【推進方針】</p>
<p>(5) 避難所に係る施策</p>	<p>所管課</p>	<p>(5) 避難所に係る施策</p>
<p>① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策 「リスクシナリオ：1-1-(1)」</p>	<p>総務課ほか施設所管課</p>	<p>① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策 「リスクシナリオ：1-1-(1)」</p>
<p>ア 公民館等の地域における避難所については、耐震調査を実施するとともに、適切な耐震補強や改修・修繕を行う必要があります。</p>	<p>総務課ほか施設所管課</p>	<p>ア 耐震調査や日常点検、定期点検により施設の劣化状況等を把握し、適正な修繕、改修を行い、避難所として必要な機能を維持、確保します。</p>

<p>② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策 「リスクシナリオ：1-1-(2)」</p> <p>ア 学校施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、市民交流施設、医療施設、公園施設、民間の児童福祉施設・高齢者福祉施設などの不特定多数が集まる施設は、災害時の避難場所や災害対策の拠点施設として利用されますので、耐震化・老朽化・不燃化対策を一層図る必要ががあります。</p>	施設所管課	<p>② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策 「リスクシナリオ：1-1-(2)」</p> <p>ア 既設施設の耐震化・老朽化・不燃化対策を、より一層進めるとともに、新規に施設を整備する際においても、耐震化・老朽化・不燃化措置を講じます。 なお、新規施設を建設する際は、公民連携手法等について検討します。</p>
<p>③ 防災意識の高揚 「リスクシナリオ：1-1-(3)」</p> <p>ア 市及び防災関係機関は、大規模な災害発生時に、市、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるように、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上または現地において計画的に実践的な防災訓練を行う必要ががあります。</p>	総務課、市立病院	<p>③ 防災意識の高揚 「リスクシナリオ：1-1-(3)」</p> <p>ア 市、県、関係機関などが参加して行う「富士川流域における大規模土砂災害を想定した合同訓練」や「市総合防災訓練」などにおいて、より実践的な訓練を実施し、対峙力の向上を図ります。 また、避難所の利用者が避難所の開設及び運営を自主的に実施できるように、小中学校ごとに特定地区総合防災訓練、その4年後にフォロアップ訓練を実施していますが、住民の自主的な意識を維持するために、引き続き、訓練を実施します。 市立病院においても、業務継続計画（BCP）に基づき、防災・避難訓練を継続して実施し、防災意識の高揚を図ります。</p>
<p>④ 要配慮者等の対策 「リスクシナリオ：1-1-(5)」</p> <p>ア 高齢者、障がい者、要介護者などの災害時要配慮者のさらなる福祉避難所の確保や各施設における避難確保計画の整備などを推進するため、既に締結している協定の見直しも含め、現在進めている「荳崎市福祉施設の災害対策協議会」における取り組みが必要です。</p>	福祉課、総務課、長寿介護課	<p>④ 要配慮者等の対策 「リスクシナリオ：1-1-(5)」</p> <p>ア 「荳崎市福祉施設の災害対策協議会」を定期的に開催し、福祉避難所の更なる確保や連携の強化を図ります。</p>
<p>⑤ 異峰降雪時における道路管理及び除雪体制 「リスクシナリオ：1-2-(5)」</p> <p>ア 積雪等による移動困難者対策として、積雪時の避難場所、指定避難所及び避難路の確保とその周知・啓発を図り、観光客等の帰宅困難者の避難対策の取り組みについても進める必要ががあります。</p>	総務課、教育課、産業観光課	<p>⑤ 異峰降雪時における道路管理及び除雪体制 「リスクシナリオ：1-2-(5)」</p> <p>ア 平成26年2月の大雪における取り組みを踏まえ、臨機応変な避難場所の開設など、帰宅困難者の避難対策を進めます。</p>
<p>⑥ 職員に対する防災教育 「リスクシナリオ：3-1-(1)」</p> <p>ア 職員に対して、災害時における適切な判断力や災害対応力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害対応ができるよう、防災訓練の実施や各種研修会の開催、災害対応マニュアル等による災害対応スキルの向上を図る必要ががあります。</p>	総務課、秘書人事課	<p>⑥ 職員に対する防災教育 「リスクシナリオ：3-1-(1)」</p> <p>ア 新規採用職員の研修において、防災・減災に関する学習機会を設け、採用時から、防災・減災への対応の必要性を認識させるとともに、消防団への入団や女性消防協力隊への入隊を促します。また、職員参事訓練や避難所開設運営訓練等を定期的に実施し、初動などの対応力向上を図ります。</p>
<p>⑦ 市民による避難所開設・運営訓練 「リスクシナリオ：3-1-(4)」</p> <p>ア 小中学校ごとに特定地区総合防災訓練を実施し、避難所の利用者が避難所の開設及び運営を自主的に行えるようにするとともに、住民と施設管理者とで「緊急時施設利用合意書」を締結しています。 また、4年後には「フォロアップ訓練」を実施し、その検証を行っています。住民の自主的な意識を維持するために、引き続き、訓練を実施する必要があります。</p>	総務課、教育課	<p>⑦ 市民による避難所開設・運営訓練 「リスクシナリオ：3-1-(4)」</p> <p>ア 引き続き、特定地区総合防災訓練やフォロアップ訓練を指定する際も、住民による自主的な避難所の開設及び運営の意識の更なる醸成を図ります。</p>
<p>⑧ 伝達手段の確保 「リスクシナリオ：4-2-(1)」</p> <p>ア 避難所における避難者の被災状況や支援ニーズの把握は、迅速かつ的確に行う必要がありますが、その際の有効な手段について検討する必要があります。 また、被災箇所からの被災状況や支援ニーズの情報収集も必要不可欠です。災害対策本部へ情報提供できる手段について整備する必要があります。</p>	総務課	<p>⑧ 伝達手段の確保 「リスクシナリオ：4-2-(1)」</p> <p>ア 現在、災害対策本部と指定避難所間の情報をオンラインで共有できる仕組み（wifi環境）を整備していますが、新たに避難所を指定する際もwifi環境を整備し、状況把握の迅速化に努めます。 なお、停電時においては、モバイルルータなどの代替手段により対応します。 また、被災箇所からの情報提供は、防災アプリに、被災状況確認機能や写真投稿機能を追加活用することとしていますが、その他の有効な手段について研究していきます。</p>
<p>⑨ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p> <p>ア 計画的な備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品など必要となる物資を確保する必要がありますが、併せて、備蓄品を保管する備蓄倉庫を整備する必要があります。</p>	総務課、教育課	<p>⑨ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p> <p>ア 引き続き、市において計画的に備蓄を進めるとともに、各家庭においても、3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めます。 また、備蓄倉庫が整備されていない避難所への整備計画を進めます。</p>

<p>⑩ 感染症の予防対策「リスクシナリオ：7-5-(1)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑩ 感染症の予防対策「リスクシナリオ：7-5-(1)」</p>
<p>ア 避難所での密による感染拡大を防ぐため、引き続き、指定避難所以外の避難先を確保するよう啓発する必要があります。</p>		<p>ア 引き続き、自宅が安全な場合は自宅で避難、親戚・知人宅等への避難、地区公民館等への避難などの指定避難所以外での避難について啓発を行います。</p>
<p>イ 避難所での感染予防のため、避難者の健康状態のチェック、マスクの着用、手洗いの推奨などを行うとともに、間仕切りなどによるソーシャルディスタンスを確保する必要があります。</p>	<p>健康づくり課、教育課</p>	<p>イ 引き続き、避難する場合には、消毒液や事前に各戸配布してある「問診票」の持参、マスクの着用を呼びかけるとともに、新たに感染症予防対策を盛り込み、市民向けと職員向けに作成した「避難所運営マニュアル」に沿った運営を行います。</p>
<p>ウ 感染症の拡大防止のため、一箇所に集中しないように新たな避難所を確保しておく必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>ウ 安全が確保できる場合には自宅での避難、友人・親族宅への避難などを呼びかけるとともに、民間施設などの確保を進めています。</p>
<p>⑪ 災害用トイレの整備「リスクシナリオ：7-5-(4)」</p>	<p>教育課</p>	<p>⑪ 災害用トイレの整備「リスクシナリオ：7-5-(4)」</p>
<p>ア 学校や公共施設等、避難所を開設する施設の衛生環境の維持のため、マンホールトイレ等の災害用トイレを整備するとともに、組立式トイレや簡易トイレの備蓄を推進する必要があります。</p>		<p>ア 避難所におけるトイレについては、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレといった種類によって特長が異なるため、ライフラインの状況や避難者の状況等に即して使用できるような準備をしておくことが求められており、内閣府等から避難所におけるトイレの確保に向けた検討においては、とりわけマンホールトイレの導入について、関係部局が相互に連携して検討するように求めていますので、整備に向けた検討を進めます。</p>
<p>⑫ 被災地・避難所の支援「リスクシナリオ：8-3-(1)」</p>	<p>福祉課、市民生活課、教育課</p>	<p>⑫ 被災地・避難所の支援「リスクシナリオ：8-3-(1)」</p>
<p>ア 避難所の開設が長期間にわたる場合は、開設期間を見込み、衛生面の取組の徹底や避難所環境の改善を実施する必要があります。</p>		<p>ア 避難所における良好な生活環境確保のため、避難所用の日常生活品の備蓄やトイレ機能等の衛生面の改善を図ります。</p>
<p>イ 避難所での生活が困難で支援が必要な高齢者や障がい者等に対し、福祉施設への受け入れがでる体制を整備する必要があります。</p>	<p>長寿介護課</p>	<p>イ 福祉施設との協定を進め、受け入れ先の確保を図ります。</p>
<p>ウ 被災者のこころのケア等については、市と県が連携しながら計画的に実施できる体制を構築する必要があります。</p>	<p>健康づくり課、長寿介護課、福祉課</p>	<p>ウ 被災直後から、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、避難所におけるフレイルハシンの保護等の環境整備を進めます。</p>

[3] 交通・防災・消防

<p>個別施策分野</p>		
<p>【評価結果】</p>	<p>所管課</p>	<p>【推進方針】</p>
<p>(6) 情報通信手段等の整備に係る施策</p>		<p>(6) 情報通信手段等の整備に係る施策</p>
<p>① 総合的な治水対策「リスクシナリオ：1-2-(2)」</p>	<p>総務課</p>	<p>① 総合的な治水対策「リスクシナリオ：1-2-(2)」</p>
<p>ア 洪水等の発災前及び発災後の状況に合わせた適切な対応をするため、各地区に対する情報提供方法の浸透を図る必要があります。</p>		<p>ア 防災無線による情報提供のほか、各地区への防災アプリを活用した円滑な情報提供・情報収集を行うため、定期的なアプリの操作訓練を実施します。</p>
<p>② 水害警戒避難体制の整備「リスクシナリオ：1-2-(4)」</p>	<p>総務課</p>	<p>② 水害警戒避難体制の整備「リスクシナリオ：1-2-(4)」</p>
<p>ア 洪水等に対する警戒情報や避難情報を、住民や本市を訪れている観光客等に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する必要があります。</p>		<p>ア 市民には防災無線や防災アプリなどの多様な方法で伝えるほか、観光客等には総合防炎情報システム（Lアラート）による「緊急通報メール」を活用し、迅速な情報提供を行います。</p>
<p>イ 孤立した避難者の救助体制や生活必需品の備蓄、情報伝達手段等を確保する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>イ 孤立するおそれのある地区を把握するとともに、どのような状況になるのかをシミュレーションし、救助体制や情報伝達手段等について検討を進めます。</p>
<p>ウ また、孤立するおそれのある集落等では、地域で市民による生活物資の備蓄を呼びかけま</p>		<p>す。</p>
<p>③ 情報の収集、伝達体制の確立「リスクシナリオ：1-4-(1)」</p>	<p>総務課</p>	<p>③ 情報の収集、伝達体制の確立「リスクシナリオ：1-4-(1)」</p>
<p>ア 災害発生時に国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するための体制を維持する必要があります。</p>		<p>ア 国土交通省富士川砂防事務所、北建設事務所、甲府地方気象台などの各機関と、緊急時にはホットラインにより情報伝達等が行われる体制を維持します。</p>

<p>④ 避難行動要支援者等への対応 「リスクシナリオ：1-4-(3)」</p>	<p>総務課、市民生活課、産業観光課</p>	<p>④ 避難行動要支援者等への対応 「リスクシナリオ：1-4-(3)」</p> <p>ア 外国人居住者に多言語表示等によるチラシを配付するとともに、外国人を多く雇用している事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけます。 また、観光客等には総合防災情報システム（シアラート）による「緊急速報メール」を活用し、迅速な情報提供を行います。</p>
<p>⑤ 情報伝達手段の整備 「リスクシナリオ：1-4-(4)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑤ 情報伝達手段の整備 「リスクシナリオ：1-4-(4)」</p> <p>ア 情報伝達の重要性を認識し、防災アプリ、メールマガジンなどの導入を行い、登録者数は増加していますが、登録をさらに促進する必要があります。 また、アプリに様々な機能を追加していますが、さらに有効な機能の導入を検討する必要があるがあります。</p> <p>イ 防災行政無線聴取地域の方や携帯電話を持たない方への戸別受信機の設置を促進する必要があります。</p>
<p>⑥ 防災拠点施設の整備、機能維持 「リスクシナリオ：3-1-(2)」</p>	<p>総務課、教育課</p>	<p>⑥ 防災拠点施設の整備、機能維持 「リスクシナリオ：3-1-(2)」</p> <p>ア 市庁舎等の機能不具合は、全ての事態に対する回復に直接的に影響することから、いかなる大規模な災害時においても利用可能な情報通信設備・電源設備の整備などにより、必要な機能を維持する必要があります。</p>
<p>⑦ 市民等への災害情報の伝達 「リスクシナリオ：4-1-(3)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑦ 市民等への災害情報の伝達 「リスクシナリオ：4-1-(3)」</p> <p>ア 情報伝達手段として、防災行政無線、広報車両、市ホームページ、防災アプリ等により引き続き、迅速かつ的確な避難情報等を積極的に伝達できる体制を整えておく必要があります。</p> <p>イ 総合防災情報システム（シアラート）の適切な運用や全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動等、地域の実情や地震・豪雨などの災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要があります。</p>
<p>⑧ 伝達手段の確保 「リスクシナリオ：4-2-(1)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑧ 伝達手段の確保 「リスクシナリオ：4-2-(1)」</p> <p>ア 情報伝達の重要性を認識し、防災アプリ、メールマガジンなど多様な伝達手段を導入していますが、今後も災害時の確実な伝達に努めるとともに、新たな有効な手段についても研究する必要があります。</p> <p>イ 避難所における避難者の被災状況や支援ニーズの把握は、迅速かつ的確に行う必要がありますが、その際の有効な手段について検討する必要があります。 また、被災箇所からの被害状況や支援ニーズの情報収集も必要不可欠ですので、災害対策本部へ情報提供できる手段について整備する必要があります。</p> <p>ウ 広報車両等による情報収集・伝達手段など、マンパワーによる様々な方法も確立しておく必要があります。</p>
<p>⑨ 伝達手段の確保 「リスクシナリオ：4-2-(1)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑨ 伝達手段の確保 「リスクシナリオ：4-2-(1)」</p> <p>ア 他自治体の伝達手段などの調査・研究や有効な手段の導入を検討し、情報伝達手段の多様化・確実化を更に進めます。</p> <p>イ 現在、災害対策本部と指定避難所間の情報をオンラインで共有できる仕組み（wifi環境）を整備していますが、新たに避難所を指定する際もwifi環境を整備し、状況把握の迅速化に努めます。 なお、停電時においては、モバイルルータなどの代替手段により対応します。 また、被災箇所からの情報提供は、防災アプリに、被災状況確認機能や写真投稿機能を追加し活用することとしています。その他の有効な手段について研究していきます。</p> <p>ウ 災害発生時の正確な情報収集・伝達手段を確保するため、状況に応じたシミュレーション等による訓練を実施します。</p>

個別施策分野 [3] 交通・防災・消防

【評価結果】

(7) 消防の体制整備等に係る施策

① 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策 「リスクシナリオ：1-1-1-(2)」

ア 消火栓は、水道管の破裂等により使用不能となるなど甚大な被害が懸念されることから、遠方からの水利確保が必要な水利不足地域や消火栓のみに依存している箇所、耐震性を有する防火水槽の整備を行う必要があります。

② 消防体制の整備 「リスクシナリオ：1-1-1-(4)」

ア 大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため、常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みの推進と広域的な連携体制を構築する必要がある。

イ 地域の安全確保のために、大きな役割を担っている消防団への入団促進や災害時において効果的な消防活動ができるよう、安全装備品の確保及び消防施設等の整備を推進し、消防団活動の更なる充実強化を図る必要があります。

③ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：1-4-(2)」

ア 衆言する情報に対し、市民が正しい知識と行動力を身につけるためには、平時からの自主防災組織の育成や消防団の充実・強化など、地域で災害に対応できる体制を整える必要があります。

④ 消防広域応援体制の整備 「リスクシナリオ：2-3-(1)」

ア 人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互協力を図る体制を整備する必要があります。

イ 防災関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、「災害時受援計画」を策定する必要があります。

⑤ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：2-3-(2)」

ア 地域の安全確保のために、大きな役割を担っている消防団への入団促進や災害時において効果的な消防活動ができるよう、安全装備品の確保及び消防施設等の整備を推進し、消防団活動の更なる充実強化を図る必要があります。

⑥ コミュニティ強化の支援 「リスクシナリオ：8-2-(1)」

ア 地域防災力の強化に、直接的にプラスとなる消防団への加入促進や韮崎市地域減災リーダーの育成、知識の向上を図るなど地域における防災力を向上させる必要があります。

所管課

総務課、上下水道課

総務課

総務課

総務課

総務課

総務課

総務課

総務課

【推進方針】

(7) 消防の体制整備等に係る施策

① 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策 「リスクシナリオ：1-1-1-(2)」

ア 水利の不足地域や消火栓のみに依存している箇所を、消防団や地区等の協力を得て把握し、計画的な耐震性防火水槽の整備に取り組みます。

② 消防体制の整備 「リスクシナリオ：1-1-1-(4)」

ア 市や消防団と城北消防本部との連携を強化するとともに、広域的な連携体制の構築を行います。また、市民及び民間事業所などと協働して、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みを推進します。

イ 入団促進などを図るため、団員報酬の増額や安全装備品などの整備を進めていますが、更なる消防団活動の充実強化のため、入団促進や安全装備品の確保等について、市消防団本団役員会で協議します。また、消防ポンプ自動車や可搬式小型動力ポンプについては、定期的に更新し、災害時に対応できるよう整備します。

③ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：1-4-(2)」

ア 地域減災リーダーの育成を引き続き行うとともに、減災リーダーを活用した自主防災組織の再編を進めています。また、災害時に備え、防災資器材整備の支援を行います。なお、消防団への入団促進や更なる消防団活動の充実強化のため、市消防団本団役員会で協議します。

④ 消防広域応援体制の整備 「リスクシナリオ：2-3-(1)」

ア 消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互協力を図る体制を整備します。

イ 大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく他自治体などからの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受け入れ体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組みます。

⑤ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：2-3-(2)」

ア 入団促進などを図るため、団員報酬の増額や安全装備品などの整備を進めていますが、更なる消防団活動の充実強化のため、入団促進や安全装備品の確保等について、市消防団本団役員会で協議します。また、消防ポンプ自動車や可搬式小型動力ポンプについては、定期的に更新し、災害時に対応できるよう整備します。

⑥ コミュニティ強化の支援 「リスクシナリオ：8-2-(1)」

ア 消防団への入団促進を図るため、団員報酬の増額や安全装備品などの整備を進めていますが、更なる消防団活動の充実強化のため、入団促進や安全装備品の確保等について、市消防団本団役員会で協議します。また、地域減災リーダーの育成を引き続き行うとともに、減災リーダーを活用した自主防災組織の再編を進めています。

個別施策分野 [4] 福祉・保健医療

【評価結果】

【推進方針】

個別施策分野	所管課	【推進方針】
<p>(1) 感染症予防対策に係る施策</p> <p>① 遺体の収容、火葬体制の確立 「リスクシナリオ：1-1-1(8)」</p> <p>ア 感染力の強い感染症による遺体の収容や火葬を行う場合は、国の「新型コロナウイルス対策ガイドライン」に基づき対応することとし、必要となる資機材等の整備を進めます。</p>	<p>市民生活課、総務課</p>	<p>(1) 感染症予防対策に係る施策</p> <p>① 遺体の収容、火葬体制の確立 「リスクシナリオ：1-1-1(8)」</p> <p>ア 国の「新型コロナウイルス対策ガイドライン」に基づき対応することとし、必要となる資機材等の整備を進めます。</p>
<p>② 医療協力体制等の構築 「リスクシナリオ：2-4-(2)」</p> <p>ア 感染力の強い感染症の感染拡大に備え、市立病院や医療関係機関が連携する中で、感染者、一般患者、救急・入院患者を区分した受け入れが可能な体制を整備し、併せて院内での感染予防を強化するため、必要となる資機材の整備を行う必要があります。</p>	<p>市立病院</p>	<p>② 医療協力体制等の構築 「リスクシナリオ：2-4-(2)」</p> <p>ア 市立病院や医療関係機関が連携する中で、感染者、一般患者、救急・入院患者を区分した受け入れが可能な体制を整備するとともに、院内での感染予防を強化するため、必要となる資機材を整備します。</p>
<p>③ 感染症の予防対策 「リスクシナリオ：7-5-(1)」</p> <p>ア 避難所や被災地区における感染症の発生予防やまん延防止のため、平時から予防接種の促進や消毒、衛生害虫駆除を行うための感染防止処理体制を確保する必要があります。</p> <p>イ 大量の災害廃棄物が発生し、処理に相当の期間を要するため、衛生対策に留意する必要があります。</p> <p>ウ 平素から、市民が良好な健康状態を維持するための取り組みが必要です。</p> <p>エ マスクや手指消毒液等を備蓄するとともに、市民への備蓄を啓発する必要があります。</p> <p>オ 避難所での密による感染拡大を防ぐため、引き継ぎ、指定避難所以外の避難先を確保するよう啓発する必要があります。</p> <p>カ 避難所での感染予防のため、避難者の健康状態のチェック、マスクの着用、手洗いの推奨などを行うとともに、間仕切りなどによるソーシャルディスタンスを確保する必要があります。</p> <p>キ 災害ボランティアの受け入れの際、感染力の強い感染症予防対策を検討する必要があります。</p> <p>ク 感染症の拡大防止のため、一箇所に集中しないように新たな避難所を確保しておく必要があります。</p>	<p>健康づくり課、市民生活課</p> <p>市民生活課</p> <p>健康づくり課</p> <p>総務課、健康づくり課</p> <p>総務課</p> <p>総務課、健康づくり課、教育課</p> <p>福祉課、健康づくり課、総務課</p> <p>総務課、建設課</p>	<p>③ 感染症の予防対策 「リスクシナリオ：7-5-(1)」</p> <p>ア 引き継ぎ、予防接種の接種率の向上を図るとともに、消毒などの感染防止処理体制を構築します。</p> <p>イ 災害廃棄物処理計画に基づき、災害に備えて平時から取り組んでおくべき事項及び災害廃棄物処理の手順を明確にしておきます。</p> <p>ウ 引き継ぎ、健康診査などを受けやすい環境を整えるとともに、健康教育に取り組み、平素から良好な健康状態を維持できる体制を確保します。</p> <p>エ 市において、感染症予防対策に必要な物品等を計画的に備蓄を進めていますが、各家庭においても、備蓄に努めることや避難する場合は持参するよう周知を行います。</p> <p>オ 引き継ぎ、自宅が安全な場合は自宅での避難、親戚・知人宅等への避難、地区公民館等への避難などの指定避難所以外での避難について啓発を行います。</p> <p>カ 引き継ぎ、避難する場合には、消毒液や事前に各戸配布してある「問診票」の持参、マスクの着用を呼びかけるとともに、新たに感染症予防対策を盛り込み、市民向けと職員向けに作成した「避難所運営マニュアル」に沿った運営を行います。</p> <p>キ 災害ボランティアを受け入れる際の感染力の強い感染症予防対策について、経路自治体の対応などを調査し検討します。</p> <p>ク 安全が確保できるときは自宅での避難、友人・親戚宅への避難などを呼びかけるとともに、民間施設などの確保を進めています。</p>
<p>④ 災害用トイレの整備 「リスクシナリオ：7-5-(4)」</p> <p>ア 学校や公共施設等、避難所を開設する施設の衛生環境の維持のため、マンホールトイレ等の災害用トイレを整備するとともに、組立式トイレや簡易トイレの備蓄を推進する必要があります。</p>	<p>総務課、教育課</p>	<p>④ 災害用トイレの整備 「リスクシナリオ：7-5-(4)」</p> <p>ア 避難所におけるトイレについては、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレといった種類によって特長が異なるため、ラインアップの状況や避難者の状況等に応じた使用ができるよう準備しておくことが求められており、内閣府等から避難所におけるトイレの確保に向けた検討においては、とりわけマンホールトイレの導入について、関係部局が相互に連携して検討するように求めていますので、整備に向けた検討を進めます。</p>
<p>⑤ 被災地・避難所の支援 「リスクシナリオ：8-3-(1)」</p> <p>ア 避難所の開設が長期間にわたる場合は、開設期間を見込み、衛生面の取り組みの徹底や避難所環境の改善を実施する必要があります。</p>	<p>総務課、福祉課、市民生活課、教育課</p>	<p>⑤ 被災地・避難所の支援 「リスクシナリオ：8-3-(1)」</p> <p>ア 避難所における良好な生活環境確保のため、避難所用の日常生活品の備蓄やトイレ機能等の衛生面の充実を図ります。 また、被災者のニーズに沿った環境整備を進めます。</p>

個別施策分野

[4] 福祉・保健医療

【評価結果】

【推進方針】

評価結果	所管課	推進方針
<p>(2) 要配慮者に係る施策</p>		<p>(2) 要配慮者に係る施策</p>
<p>① 要配慮者等の対策「リスクシナリオ：1-1-(5)」</p> <p>ア 高齢者、障がい者、要介護者などの災害時要配慮者のさらなる福祉避難所の確保や各施設における避難確保計画の整備などを推進するため、既に締結している協定の見直しも含め、現在進めている「韮崎市福祉施設の災害対策協議会」における取り組みが必要です。</p> <p>イ 一人暮らし高齢者の安心・安全確保のため、急病や緊急時の消防への通報体制を整える必要があります。</p> <p>ウ 介護が必要な方の安心・安全な生活環境の向上のため、地域密着型サービス等の事業所整備の検討が必要です。</p>	<p>福祉課、総務課、長寿介護課</p> <p>長寿介護課、総務課、城北消防本部</p> <p>長寿介護課</p>	<p>① 要配慮者等の対策「リスクシナリオ：1-1-(5)」</p> <p>ア 「韮崎市福祉施設の災害対策協議会」を定期的に開催し、福祉避難所の更なる確保や連携の強化を図ります。</p> <p>イ 65歳以上の一人暮らしの方の緊急通報システム「ふれあいペンダント」の設置、聴覚や言語に障がいがある方の「ネット119緊急通報システム」への登録を促進します。</p> <p>ウ 「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、必要な介護サービスが提供されるよう地域密着型サービス等の事業所整備を検討します。</p>
<p>② 避難行動要支援者等への対応「リスクシナリオ：1-4-(3)」</p> <p>ア 地域包括支援センターを中心とした活動により、総合相談や高齢者等の実態把握をすることで、災害時に対応可能な体制を整備する必要があります。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿を随時見直し、最新の情報を提供していく必要があります。</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿登録者の個別計画（要支援者個々の避難方法を定めた避難支援計画）を、実効性のあるものに見直し必要があります。</p> <p>また、要支援者の避難訓練を地域毎で実施していく必要があります。</p> <p>エ 本市に住む外国人や観光客の安全・安心を確保するため、災害情報を伝達する手段を整備する必要があります。</p>	<p>長寿介護課</p> <p>福祉課、長寿介護課</p> <p>福祉課</p> <p>総務課、市民生活課、産業観光課</p>	<p>② 避難行動要支援者等への対応「リスクシナリオ：1-4-(3)」</p> <p>ア 総合相談や高齢者等の実態把握を行い、避難行動要支援者名簿への登録を促すなど、災害時に対応できる体制を整備します。</p> <p>イ 名簿の提供方法について、入力や名簿の作成がより容易にできるシステムの導入を含め検討します。</p> <p>ウ 要支援者個々の避難方法等についても定めるなど、実効性のあるものに見直しします。また、名簿を活用した避難訓練の実施を推進します。</p> <p>エ 外国人居住者に多言語表示等によるチラシを配付するとともに、外国人を多く雇用している事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけます。また、観光客等には総合防災情報システム（Ｌアラート）による「緊急速報メール」を活用し、迅速な情報提供を行います。</p>
<p>③ 高齢者等の移動支援「リスクシナリオ：6-3-(2)」</p> <p>ア 自動車運転免許証を保有していない、または返納された高齢者や障がい者等を対象に、災害時にも対応し機能できる外出を支援する必要性があります。</p>	<p>総務課、総合政策課、福祉課、長寿介護課</p>	<p>③ 高齢者等の移動支援「リスクシナリオ：6-3-(2)」</p> <p>ア 市全域での市民ハスの運行など災害時にも利用できる外出支援を検討し、移動手段の確保を図ります。</p>
<p>④ 外国人居住者への情報発信「リスクシナリオ：8-2-(3)」</p> <p>ア 被災した外国人に対する生活支援情報や災害情報等の情報発信について、多言語化や音声化、やさしい日本語での資料提供を行う必要があります。</p> <p>また、どこに行けば情報が得られるのかを、あらかじめ周知しておく必要があります。</p>	<p>総務課、総合政策課、市民生活課</p>	<p>④ 外国人居住者への情報発信「リスクシナリオ：8-2-(3)」</p> <p>ア 転入の際や外国人を多く雇用している事業所等に対し、外国人居住者に多言語表示等によるチラシを配付します。</p>
<p>⑤ 被災地・避難所の支援「リスクシナリオ：8-3-(1)」</p> <p>ア 避難所での生活が困難で支援が必要な高齢者や障がい者等に対し、福祉施設への受け入れができる体制を整備する必要があります。</p>	<p>福祉課、長寿介護課</p>	<p>⑤ 被災地・避難所の支援「リスクシナリオ：8-3-(1)」</p> <p>ア 福祉施設との協定を進め、受け入れ先の確保を図ります。</p>

個別施策分野 [4] 福祉・保健医療

【評価結果】

(3) 医療・福祉施設の安全や機能維持に係る施策

① 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策 「リスクシナリオ：1-1-1-(2)」

ア 学校施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、市民交流施設、医療施設、公園施設、民間の児童福祉施設・高齢者福祉施設などの不特定多数が集まる施設は、災害時の避難場所や災害対策の拠点施設として利用されますので、耐震化・老朽化・不燃化対策を一層図る必要があります。

イ 公共施設内の備品等の転倒防止対策の促進が必要です。

【推進方針】

(3) 医療・福祉施設の安全や機能維持に係る施策

① 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策 「リスクシナリオ：1-1-1-(2)」

ア 既設施設の耐震化・老朽化・不燃化対策を、より一層進めるとともに、新規に施設を整備する際においても、耐震化・老朽化・不燃化措置を講じます。
なお、新規施設を建設する際は、公民連携手法等について検討します。

イ 転倒等の危険性がある備品などについて、防止用器具を取り付けます。

② 防災意識の高揚 「リスクシナリオ：1-1-1-(3)」

ア 市及び防災関係機関は、大規模な災害発生時に、市、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初期、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上または現地において計画的に実践的な防災訓練を行う必要があります。

② 防災意識の高揚 「リスクシナリオ：1-1-1-(3)」

ア 市、県、関係機関などが参加して行う「富士川流域における大規模土砂災害を想定した合同訓練」や「市総合防災訓練」などにおいて、より実践的な訓練を実施し、対応力の向上を図ります。
また、避難所の利用者が避難所の開設及び運営を自主的に行えるように、小中学校ごとに特定地区総合防災訓練、その4年後にフォローアップ訓練を実施していただきますが、住民の自主的な意識を維持するために、引き続き、訓練を実施します。
市立病院においても、業務継続計画（BCP）に基づき、防災・避難訓練を継続して実施し、防災意識の高揚を図ります。

③ 医療機関におけるライフライン等の確保 「リスクシナリオ：2-4-(1)」

ア 災害拠点病院である市立病院では、災害時の医療機能を維持するため、地震対策を図り自家発電機、災害用井戸などを整備するなどとして、供給の長期途絶に備える必要があります。

イ 市立病院の来院者や入院患者、医療を提供するための職員に対する食料・飲料水のほか、燃料等の確保や調達手段を確保する必要があります。

③ 医療機関におけるライフライン等の確保 「リスクシナリオ：2-4-(1)」

ア 災害時の医療機能を維持するため、自家発電機、災害用井戸などを整備するなどとして、供給の長期途絶に備えます。

イ 給務課と連携しながら、食料・飲料水や非常電源用の燃料等の確保及び調達手段の確立を進めます。

④ 医療協力体制等の構築 「リスクシナリオ：2-4-(2)」

ア 医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、関係機関と協力し医療救護マニュアルに基づく訓練を継続する必要があります。

イ 感染力の強い感染症の感染拡大に備え、市立病院や医療関係機関が連携する中で、感染者一般患者、救急・入院患者を区分した受け入れができる体制を整備し、併せて院内での感染予防を強化するため、必要となる資機材の整備を行う必要があります。

④ 医療協力体制等の構築 「リスクシナリオ：2-4-(2)」

ア 災害による負傷者への速やかな医薬品等を提供するため、関係機関との連携を強化するために訓練を実施します。

イ 市立病院や医療関係機関が連携する中で、感染者、一般患者、救急・入院患者を区分した受け入れができる体制を整備するとともに、院内での感染予防を強化するため、必要となる資機材を整備します。

所管課

施設所管課

全課

総務課、市立病院

市立病院

市立病院、総務課

健康づくり課、市立病院

市立病院

個別施策分野		[4] 福祉・保健医療	
【評価結果】		【推進方針】	
(4) 災害時の医療、福祉、保健衛生に係る施策			
① 防災意識の高揚「リスクシナリオ：1-1-(3)」			
ア 大規模災害時の救命率を高めるため、災害現場において、市民等が適切な応急処置ができるよう救急講習会を開催し、普及啓発活動を行う必要があります。	総務課、教育課		
② 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築「リスクシナリオ：2-1-(1)」			
ア 災害時に医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携し、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要があります。	健康づくり課、市立病院		
③ 医療協力体制等の構築「リスクシナリオ：2-4-(2)」			
ア 市内医療機関や県内外の関係機関との連絡・応援体制を整備するとともに、派遣方法等について連携強化する必要があります。	市立病院、健康づくり課		
イ 医療需要が供給を上回る事態に对应するため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分けるトリアージ訓練を継続的に行う必要があります。	市立病院、健康づくり課		
ウ 県や医療関係機関と連携し、負傷者の迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、初期医療体制及び後方医療体制等の強化を図る必要があります。	健康づくり課		
エ 災害時の負傷者等に对应するため、臨時の救護所における医療救護活動について、医療救護マニュアルの充実を図ります。	健康づくり課		
④ 在宅医療・介護の連携強化「リスクシナリオ：2-4-(3)」			
ア 関連のある多くの職種との連携強化を図るための会議の開催等、保健福祉部門も交えた災害時に対応可能な体制の整備を行う必要があります。	福祉課、長寿介護課、市立病院、健康づくり課、総務課		
⑤ 被災地・避難所の支援「リスクシナリオ：8-3-(1)」			
ア 被災者のところのケア等については、市と県が連携しながら計画的に実施できる体制を構築する必要があります。	健康づくり課、長寿介護課、福祉課、総務課		
(4) 災害時の医療、福祉、保健衛生に係る施策			
① 防災意識の高揚「リスクシナリオ：1-1-(3)」			
ア 市で進めている地域減災リーダーの育成は、資格取得時に普通救命講習の受講を義務付けていることから、更なる育成を図り応急措置ができる住民を増やします。			
② 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築「リスクシナリオ：2-1-(1)」			
イ 災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材、医薬品等の確保に努めます。			
③ 医療協力体制等の構築「リスクシナリオ：2-4-(2)」			
ア 災害拠点病院である重岡市立病院において、災害時に必要とされる医療従事者を確保するため、市内医療機関や県内外の各機関と連携し、総合的な医療救護活動等の体制整備を推進します。			
また、災害派遣医療チーム（DMATT）の受援体制と情報共有がスムーズに行われるよう連携強化を図ります。			
イ 市立病院で定期的に実施している防災訓練において、業務継続計画（BCP）に基づき、引き続き、トリアージの手順などを確認する訓練を行うなど、迅速な医療救護ができる体制を整えます。			
ウ 迅速かつ適切な医療救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用が図られるよう、県や医療関係機関と共に訓練を実施します。			
エ 災害による負傷者への速やかな救護のため、経験自治体の対応などを調査しマニュアルの充実を図ります。			
④ 在宅医療・介護の連携強化「リスクシナリオ：2-4-(3)」			
ア 災害時に対応可能な体制の整備を進めるため、既存の協議会等を活用し、保健福祉部門も交えた関連のある多くの職種との連携強化を図るための会議を開催します。			
⑤ 被災地・避難所の支援「リスクシナリオ：8-3-(1)」			
ア 被災直後から、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、避難所におけるブライバシの保護等の環境整備を進めます。			

個別施策分野

[5] 産業

【評価結果】

【推進方針】

産業		所管課	【推進方針】
(1) 農林・商工業の振興に係る施策			
① 事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進 「リスクシナリオ：5-1-1(1)」			
ア	災害時において、被害を最小限に食い止めることができよう、災害時の重要業務を継続するための事業継続計画の策定を促進・支援するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力などの体制を整える必要ががあります。また、物流の複数ルートを確認するなど、生産力が低下しない対策を進める必要ががあります。	産業観光課、総務課、市立病院	ア 事業所に対し、BCPの策定を働きかけるとともに、国や関係機関等による策定のための支援制度の周知を行います。また、防災訓練の実施、事業所の耐震化、物流の複数ルートの確保などの体制整備を進めるよう要請します。
② 生産力低下防止対策 「リスクシナリオ：5-1-2(2)」			
ア	製品の供給体制の維持や燃料、材料供給ルートの確保のため、道路の震災対策や洪水・土砂災害対策を確実に推進する必要があります。	建設課	ア 農工団地や工業団地入居事業者、及び穂坂地区や七里岩台上の事業者などの生産力を低下させないため、震災対策のほか、周辺探検道路の拡幅整備や迂回路の整備などを進めます。
③ 農水産業に係る生産基盤の対策 「リスクシナリオ：5-3-1(1)」			
ア	大規模自然災害による食料不足に備え、良好な農地環境の保全、担い手の育成など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。	産業観光課、建設課	ア 良好な農地環境の保全、担い手の育成など、強靱な農業生産基盤の整備を促進します。
イ	畑地帯総合整備事業等により、引き続き、生産基盤の総合的な強化を図り、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上、農家経営の安定化を図る必要ががあります。	産業観光課、建設課	イ 畑地帯総合整備事業や土地改良事業による担い手農家への農地の集積、集約化や優良農地の整備、遊休農地の解消対策を推進します。
ウ	災害時における家畜等の感染症予防、防疫体制を整備する必要があります。	産業観光課	ウ 家畜の防疫について、生産者等と定期的に意見交換、情報交換を行い、感染症の防止対策を進めます。
エ	鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生等、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐ必要ががあります。	産業観光課	エ 引き続き、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整等、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進します。
④ 農地の荒廃防止 「リスクシナリオ：7-3-1(1)」			
ア	農地の荒廃防止のため、農業従事者への適切な支援・維持管理を推進する必要ががあります。	産業観光課、建設課	ア 農地の荒廃防止のため、農業従事者への適切な支援を継続します。
イ	防災につながる農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、生産活動を支援する必要があります。	産業観光課、建設課	イ 引き続き、中山間地域などでの生産活動を支援します。
⑤ 農産物の風評被害防止 「リスクシナリオ：7-4-1(1)」			
ア	風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農産物等の検査体制を国・県等と連携して推進し、安全性を高めたうえで消費者の安心を担保するとともに、消費者に対して、本市の正確な情報などのような方法で発信すれば、多くの方に伝わるかなど効果的な情報発信を検討する必要があります。	産業観光課	ア 災害発生時の市外への情報発信を迅速かつ的確に行うとともに、効果的かつ効果的な発信方法をなどの風評被害防止対策について、関係機関と連携して検討を進めます。
イ	平時から、食の安全・安心を追求した農産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図る必要ががあります。	産業観光課	イ 本市の特産品である、コム・モモ・ブドウなどの農産物の生産体制の充実を図り、産地ブランド力の向上を図ります。

個別施策分野

【5】 産業

【評価結果】

(2) 農地・森林等の整備に係る施策

① 生産力低下防止対策「リスクシナリオ：5-1-(2)」

ア 大規模自然災害による食料不足に備え、良好な農地環境の保全、担い手の育成など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。

② 電柱の倒壊、樹木の倒木への対応「リスクシナリオ：5-2-(2)」

ア 電柱の倒壊及び樹木の倒木により、交通が遮断される恐れがあることから、緊急輸送道路等における送電線等の地下埋設による無電柱化を進めるとともに、倒木による影響の大きい樹木の特定や伐採等の措置を図る必要があります。

③ 農水産業に係る生産基盤の対策「リスクシナリオ：5-3-(1)」

ア 引き続き、農業生産基盤の整備や関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止・解消を図るとともに、農業の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要があります。

イ 農水産業被害を最小限に抑えるため、農地や農水産業用施設の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成など、管理体制の充実・強化を促進する必要があります。また、定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平時からの適切な維持管理を促進する必要があります。

④ 農業用水利施設の被害防止「リスクシナリオ：7-2-(3)」

ア 農業用水利施設の適切な安全管理を実施し、防災重点ため池の耐震改修を進め、ハザードマップの作成を行う必要があります。

⑤ 農地の荒廃防止「リスクシナリオ：7-3-(1)」

ア 農地の洪水調整機能を最大限発揮させるためには、特に、水田が適切に管理されている必要があります。

イ 引き続き、農業生産基盤の整備や関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止・解消を図るとともに、農業の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要があります。

ウ 畑地帯総合整備事業等により、引き続き、生産基盤の総合的な強化を図り、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上、農家経営の安定化を図る必要があります。

⑥ 森林の荒廃防止「リスクシナリオ：7-3-(2)」

ア 森林が有する水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害の抑制等の多面的機能の維持を図るため、下草刈りや不要木の伐採など、適切な維持管理を図る必要があります。

イ 市の面積の65%を占める森林を健全な状態に管理するため、「韮崎市森林整備計画」を策定し、これに基づき植栽や間伐等を行っています。病虫害の駆除や火災防止活動等と併せて効果的に実施する必要があります。

【推進方針】

(2) 農地・森林等の整備に係る施策

① 生産力低下防止対策「リスクシナリオ：5-1-(2)」

ア 良好な農地環境の保全、担い手の育成など、強靱な農業生産基盤の整備を促進します。

② 電柱の倒壊、樹木の倒木への対応「リスクシナリオ：5-2-(2)」

ア 電柱の倒壊により、道路交通が阻害され避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた東京電力パワーグリッド(株)との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、緊急輸送道路等における無電柱化を検討します。また、路線付近における森林調査を実施し、倒木のおそれのある樹木の伐採等必要な除間伐を行います。

③ 農水産業に係る生産基盤の対策「リスクシナリオ：5-3-(1)」

ア 農地等には、多面的な防災機能の役割があることから、生産基盤の低下を避けるため、担い手を育成するとともに、農地や森林の荒廃を防ぎ適切な維持管理を行います。また、土地改良事業による優良農地の整備や遊休農地の解消等を推進します。

イ 農地や農水産業用施設等の管理体制の整備、老朽化・耐震化対策を行うなど、平時からの適切な維持管理を行います。

④ 農業用水利施設の被害防止「リスクシナリオ：7-2-(3)」

ア 決壊のおそれのあるため池については、県と連携し、堤体や畔畔の点検・補強を行うとともに、計画的に改修します。また、ため池ハザードマップを作成し、危険箇所を周知します。

⑤ 農地の荒廃防止「リスクシナリオ：7-3-(1)」

ア 農地の洪水調整機能を発揮させるため、JA梨北等と連携し、適切な水田の管理を促進します。

イ 農地等には、多面的な防災機能の役割があることから、生産基盤の低下を避けるため、担い手を育成するとともに、農地や森林の荒廃を防ぎ適切な維持管理を行います。また、土地改良事業による優良農地の整備や遊休農地の解消等を推進します。

ウ 畑地帯総合整備事業や土地改良事業による担い手農家への農地の集積、集約化や優良農地の整備、遊休農地の解消対策を推進します。

⑥ 森林の荒廃防止「リスクシナリオ：7-3-(2)」

ア 森林が有する多面的機能の維持を図るため、下草刈りや不要木の伐採など、峡北森林組合等と連携し、適切な維持管理を図ります。

イ 森林を健全な状態に管理するための取り組みを推進します。

所管課

産業観光課、建設課

建設課

産業観光課、建設課

産業観光課、建設課

建設課

建設課

建設課

建設課

産業観光課

産業観光課

個別施策分野	【5】 産業	【推進方針】	
【評価結果】		【推進方針】	
(3) 事業所等の安全対策に係る施策		所管課	
① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策「リスクシナリオ：1-1-1(1)」	ア 過去の震災等で、家具の転倒による死傷者が多数発生していることから、建物内の家具等の下敷きによる死傷者を出さないために、転倒防止対策の啓発や促進を行う必要があります。	総務課	ア 耐震性がある建物でも、家具等の転倒によって死傷者が発生しないよう、NPO法人減災ネットやまなしへの委託事業のほか、地区長連合会、自主防災組織連絡協議会の総会や様々な団体の会議などにおいて、また、事業所等にも家具等固定化の啓発活動を行います。
② 消防体制の整備「リスクシナリオ：1-1-1(4)」	ア 大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため、常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みの推進と広域的な連携体制を構築する必要があります。	総務課	ア 市や消防団と峡北消防本部との連携を強化するとともに、広域的な連携体制の構築を行います。また、市民及び民間事業所などと協働して、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みを推進します。
③ 関係機関との連携等「リスクシナリオ：2-5-1(1)」	ア 商業施設や事業所に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水、生活必需品の備蓄や安否確認の体制整備を要請する必要があります。	総務課、産業観光課	ア 施設や事業所と生活必需品の備蓄などについて協議を進めます。
④ 電源の確保「リスクシナリオ：4-1-1(2)」	ア 事業所や一般住宅等においても、太陽光発電、住宅用燃料電池、蓄電池等の代替電力を普及促進する必要があります。	市民生活課	ア 引き続き、補助金制度において代替電力の普及促進を図るとともに、更なる周知を行います。
⑤ 事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進「リスクシナリオ：5-1-1(1)」	ア 災害時において、被害を最小限に食い止めることができよう、災害時の重要業務を継続するための事業継続計画の策定を促進・支援するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力などの体制を整える必要があります。また、物流の複数ルートを確認するなど、生産力が低下しない対策を進める必要があります。	産業観光課、総務課、市立病院	ア 事業所に対し、BCPの策定を働きかけるとともに、国や関係機関等による策定のための支援制度の周知を行います。また、防災訓練の実施、事業所の耐震化、物流の複数ルートへの確保などの体制整備を進めるよう要請します。
⑥ 生産力低下防止対策「リスクシナリオ：5-1-1(2)」	ア 生産停止に陥らないよう、太陽光発電、燃料電池、蓄電池などの多様な代替エネルギーの調達手段を確保する必要があります。	産業観光課	ア 事業所に対し、BCPの策定を働きかけるとともに、国や関係機関等による策定のための支援制度の周知を行います。また、多様な代替エネルギーの調達手段を確保するよう要請します。
⑦ 建物壊等への対策の強化「リスクシナリオ：7-1-1(1)」	ア 事業所、店舗や倉庫などの住宅以外の建物についても、耐震化率を上げる必要がありま	建設課	ア 事業所などの建物についても、耐震化率を上げる取り組みを検討します。

個別施策分野		[6] 教育	
【評価結果】		【推進方針】	
(1) 学校施設の安全、防災教育に係る施策	(1) 学校施設の安全、防災教育に係る施策	所管課	(1) 学校施設の安全、防災教育に係る施策
① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策「リスクシナリオ：1-1-1(1)」	① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策「リスクシナリオ：1-1-1(1)」 ア インフラの「長寿命化計画」や「韮崎市耐震改修促進計画」に沿った、住宅、建築物等の耐震診断、耐震改修の着実な進捗と適正な維持管理を行う必要があります。	建設課、教育課	① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策「リスクシナリオ：1-1-1(1)」 ア インフラの長寿命化計画や耐震改修促進計画に沿った着実な進捗と適正な維持管理を行うとともに、適宜、計画の見直しを行います。 また、学校施設長寿命化計画を策定し、中長期的な施設整備の具体的な方針を定め、学校施設に求められる防災機能の強化を図ります。
② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策「リスクシナリオ：1-1-1(2)」	② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策「リスクシナリオ：1-1-1(2)」 ア 「韮崎市公共施設等総合管理計画」に基づいた改修等を、計画的かつ総合的に推進する必要があります。 イ 学校施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、市民交流施設、医療施設、公園施設、民間の児童福祉施設・高齢者福祉施設などの不特定多数が集まる施設は、災害時の避難場所や災害対策の拠点施設として利用されますので、耐震化・老朽化・不燃化対策を一層図る必要があります。 ウ 公共施設内の備品等の転倒防止対策の促進が必要です。	施設所管課 施設所管課 全課	② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策「リスクシナリオ：1-1-1(2)」 ア 公共施設適正配置実施計画とも整合性を図り、耐震化等を促進し安全性の確保、適正な配置、維持保全を実施します。 イ 既設施設の耐震化・老朽化・不燃化対策を、より一層進めるとともに、新規に施設を整備する際においても、耐震化・不燃化措置を講じます。 なお、新規施設を建設する際は、公民連携手法等について検討します。 ウ 転倒等の危険性がある備品などについて、防止用器具を取り付けます。
③ 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築「リスクシナリオ：2-1-1(1)」	③ 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築「リスクシナリオ：2-1-1(1)」 ア 備蓄品については、多様なニーズに合わせ、アレルギー対応食料等の新たな品目の導入について検討する必要があります。	総務課、教育課、福祉課	③ 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築「リスクシナリオ：2-1-1(1)」 ア 園児・児童・生徒等の食物アレルギーの状況を踏まえ、対応食料等の導入を進めます。
④ コミュニティ力強化の支援「リスクシナリオ：8-2-1(1)」	④ コミュニティ力強化の支援「リスクシナリオ：8-2-1(1)」 ア 地域防災力を維持するためには、保育園や幼稚園、学校等のみで行う防災訓練だけでなく、地域と連携した防災訓練の実施や地域減災リーダー連絡協議会による研修など、平時から地域防災力の向上に努める必要があります。	総務課、福祉課、教育課	④ コミュニティ力強化の支援「リスクシナリオ：8-2-1(1)」 ア 地域内の「共助」の意識の醸成を図り地域防災力向上させるため、地域と連携した防災訓練などを実施します。
個別施策分野		[6] 教育	
【評価結果】		【推進方針】	
(2) 生涯学習・スポーツ施設等の安全に係る施策	(2) 生涯学習・スポーツ施設等の安全に係る施策	所管課	(2) 生涯学習・スポーツ施設等の安全に係る施策
① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策「リスクシナリオ：1-1-1(1)」	① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策「リスクシナリオ：1-1-1(1)」 ア 公民館等の地域における避難所については、耐震調査を実施するとともに、適切な耐震補強や改修・修繕を行う必要があります。	総務課ほか施設所管課	① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策「リスクシナリオ：1-1-1(1)」 ア 耐震調査や日常点検、定期点検により施設の劣化状況等を把握し、適正な修繕、改修を行い、避難所として必要な機能を維持、確保します。
② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策「リスクシナリオ：1-1-1(2)」	② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策「リスクシナリオ：1-1-1(2)」 ア 「韮崎市公共施設等総合管理計画」に基づいた改修等を、計画的かつ総合的に推進する必要があります。 イ 学校施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、市民交流施設、医療施設、公園施設、民間の児童福祉施設・高齢者福祉施設などの不特定多数が集まる施設は、災害時の避難場所や災害対策の拠点施設として利用されますので、耐震化・老朽化・不燃化対策を一層図る必要があります。 ウ 公共施設内の備品等の転倒防止対策の促進が必要です。	施設所管課 施設所管課 全課	② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策「リスクシナリオ：1-1-1(2)」 ア 公共施設適正配置実施計画とも整合性を図り、耐震化等を促進し安全性の確保、適正な配置、維持保全を実施します。 イ 既設施設の耐震化・老朽化・不燃化対策を、より一層進めるとともに、新規に施設を整備する際においても、耐震化・不燃化措置を講じます。 なお、新規施設を建設する際は、公民連携手法等について検討します。 ウ 転倒等の危険性がある備品などについて、防止用器具を取り付けます。

<p>③ 文化財の保護 「リスクシナリオ：3-1-(5)」</p> <p>ア 市内に現存する文化財を災害から守るため、防災対策を講じる必要があります。</p>		<p>総務課、教育課</p>	<p>③ 文化財の保護 「リスクシナリオ：3-1-(5)」</p> <p>ア 文化財防火週間ににおける防災訓練を引き続き実施するとともに、必要に応じ専門家の支援を受けながら貴重な文化財の防災対策を講じます。</p>
<p>④ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p> <p>ア 災害時の緊急物資集積所である葦崎公園（韮崎市営総合運動場体育館）が浸水想定区域にあるため、改築の際には場所も含め、物資の緊急集積所としての役割の確保などについて検討する必要があります。</p>		<p>建設課、教育課</p>	<p>④ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p> <p>ア 改築の際には、災害時の緊急物資集積所としての役割が確保できるように努めます。</p>
<p>⑤ 治水対策等 「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p> <p>ア 河岸浸食の可能性が指摘されている「市営総合運動場及び体育館」については、再整備計画を進める必要があります。</p>		<p>教育課、建設課</p>	<p>⑤ 治水対策等 「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p> <p>ア 河岸浸食の可能性が指摘されている「市営総合運動場及び体育館」については、再整備計画を進めます。</p>

個別施策分野		[7] 国土保全	
【評価結果】		【推進方針】	
(1) 河川等の整備に係る施策		所管課	
① 総合的な治水対策 「リスクシナリオ：1-2-(2)」		建設課、教育課	
ア 国や県、防災関係機関と連携し、堤防及び施設等の改修・強化などの総合的な治水対策を推進していく必要があります。		建設課	
イ 釜無川、堀川、御勅使川をはじめ本市には多くの河川が流れており、長時間の豪雨による大規模な洪水被害の懸念があるため、流下阻害となる堆積土砂や支障木、それらによる陸地化や樹林化を抑制するための適切な河川管理による適正な河道断面の確保を、河川管理者である国及び県へ、引き続き要望する必要があります。		建設課	
ウ 市管理の河川や水路、雨水幹線、調整池等については、国及び県と連携し、堆積土砂の撤去等、防災機能維持のための適切な維持管理に努める必要があります。		建設課	
② 適切な運用管理等 「リスクシナリオ：1-2-(3)」		建設課	
ア 河川、水路、農業用水利施設については、老朽化対策や適正な維持管理を行う必要があります。		建設課	
イ 水門等については、適切な管理や円滑な運用のための体制を整備する必要があります。		建設課	
③ 水害警戒避難体制の整備 「リスクシナリオ：1-2-(4)」		総務課	
ア ハザードマップで想定している広範囲な浸水区域や河岸浸食箇所の減災方法などについて、国・県等の関係機関と検討する必要があります。		建設課	
④ 土砂災害対策 「リスクシナリオ：1-3-(2)」		建設課	
ア 国及び県に対して、砂防事業、急傾斜地崩落対策事業等の適切な整備を要請する必要があります。		建設課	
⑤ 情報の収集、伝達体制の確立 「リスクシナリオ：7-2-(1)」		建設課	
ア 災害により、堤防やため池等が被害を受けた時は、国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するためのより効果的な体制を確立する必要があります。		建設課	
⑥ 治水対策等 「リスクシナリオ：8-4-(1)」		建設課	
ア 国や県、防災関係機関と連携し、堤防及び施設等の改修・強化などの総合的な治水対策を推進するとともに、ハザードマップで想定している広範囲な浸水想定区域や河岸浸食箇所の減災方法などについても検討する必要があります。		建設課	
(1) 河川等の整備に係る施策		建設課、教育課	
① 総合的な治水対策 「リスクシナリオ：1-2-(2)」		建設課	
ア 国及び県、流域自治体等と更に連携し、河川、下水道、流域対策などの総合的な治水対策を進めます。		建設課	
イ 国及び県管理の河川等については、堤防強化や流下阻害となる支障木、堆積土砂の撤去等適切な河川の維持管理を、継続して要望します。		建設課	
ウ 甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性等を総合的に判断しながら、河川改修や水路の整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。		建設課	
② 適切な運用管理等 「リスクシナリオ：1-2-(3)」		建設課	
ア 管理者・関係機関と連携し、老朽化対策や適正な維持管理を行います。		建設課	
イ 水門等の管理者と定期的な打合せ等を行い、適切な管理や円滑な運用を継続します。		建設課	
③ 水害警戒避難体制の整備 「リスクシナリオ：1-2-(4)」		総務課	
ア 国及び県等の関係機関と対策について協議し、必要な措置を講じるよう要望します。		建設課	
④ 土砂災害対策 「リスクシナリオ：1-3-(2)」		建設課	
ア 県により指定されている土砂災害特別警戒区域の解消のため、国や県との調整を行い、土砂災害に対する砂防事業、急傾斜地崩落対策事業の推進を図ります。		建設課	
また、土砂災害が危惧される危険箇所の点検を毎年実施し、危険箇所の早期整備を国や県に要望します。特に、避難所や要配慮者施設周辺の土砂災害特別警戒区域の指定が解除できるように、優先的にハード整備を行うよう働きかけます。		建設課	
⑤ 情報の収集、伝達体制の確立 「リスクシナリオ：7-2-(1)」		建設課	
ア 国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するためのより効果的な体制を検討します。		建設課	
⑥ 治水対策等 「リスクシナリオ：8-4-(1)」		建設課	
ア 総合的な治水対策や河岸浸食の減災方法などについて、専門家の意見を伺いながら、国や県、関係機関等と連携し検討を進めます。		建設課	

横断的施策分野

[1] 老朽化対策

【評価結果】	所管課	【推進方針】
(1) 公共施設の適切な維持管理、更新に係る施策		(1) 公共施設の適切な維持管理、更新に係る施策
<p>① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策 「リスクシナリオ：1-1-1(1)」</p> <p>ア インフラの「長寿命化計画」や「韮崎市耐震改修促進計画」に沿った、住宅、建築物等の耐震診断、耐震改修の着実な進捗と適正な維持管理を行う必要があります。</p> <p>イ 公民館等の地域における避難所については、耐震調査を実施するとともに、適切な耐震補強や改修・修繕を行う必要があります。</p>	<p>建設課、教育課</p> <p>総務課ほか施設所管課</p>	<p>① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策 「リスクシナリオ：1-1-1(1)」</p> <p>ア インフラの長寿命化計画や耐震改修促進計画に沿った着実な進捗と適正な維持管理を行うとともに、適宜、計画の見直しを行います。</p> <p>また、学校施設長寿命化計画を策定し、中長期的な施設整備の具体的な方針を定め、学校施設に求められる防災機能の強化を図ります。</p> <p>イ 耐震調査や日常点検、定期点検により施設の劣化状況等を把握し、適正な修繕、改修を行う。避難所として必要な機能を維持、確保します。</p>
<p>② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策 「リスクシナリオ：1-1-2(1)」</p> <p>ア 「韮崎市公共施設等総合管理計画」に基づいた改修等を、計画的かつ総合的に推進する必要があります。</p> <p>イ 学校施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、市民交流施設、医療施設、公園施設、民間の児童福祉施設・高齢者福祉施設などの不特定多数が集まる施設は、災害時の避難場所や災害対策の拠点施設として利用されますので、耐震化・老朽化・不燃化対策を一層図る必要があります。</p> <p>ウ 老朽化している公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため、「韮崎市公営住宅長寿命化計画」に基づき、定期的に点検するとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要があります。</p>	<p>施設所管課</p> <p>施設所管課</p> <p>建設課</p>	<p>② 公共施設等の耐震化・老朽化・不燃化対策 「リスクシナリオ：1-1-2(1)」</p> <p>ア 公共施設適正配置実施計画とも整合性を図り、耐震化等を促進し安全性の確保、適正な配置、維持保全を実施します。</p> <p>イ 既存施設の耐震化・老朽化・不燃化対策を、より一層進めるとともに、新規に施設を整備する際においても、耐震化・不燃化措置を講じます。</p> <p>なお、新規施設を建設する際は、公民連携手法等について検討します。</p> <p>ウ 定期的な点検と適正な管理・更新を進めます。</p>
<p>③ 道路等の環境整備 「リスクシナリオ：1-1-1(6)」</p> <p>ア 災害時に緊急避難場所等のオープンスペースとして活用できる、都市公園内の老朽化対策や機能維持及び新たな体育館や市民の避難時の駐車場整備を図る必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>③ 道路等の環境整備 「リスクシナリオ：1-1-1(6)」</p> <p>ア 施設内の建物の老朽化対策や機能維持のための定期点検や修繕を行います。</p> <p>また、新たな体育館建設に伴い、駐車場も整備します。</p>
<p>④ 適切な運用管理等 「リスクシナリオ：1-2-(3)」</p> <p>ア 河川、水路、農業用水利施設については、老朽化対策や適正な維持管理を行う必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>④ 適切な運用管理等 「リスクシナリオ：1-2-(3)」</p> <p>ア 管理者・関係機関と連携し、老朽化対策や適正な維持管理を行います。</p>
<p>⑤ 緊急輸送道路等の整備 「リスクシナリオ：2-1-(2)」</p> <p>ア 災害時の道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>⑤ 緊急輸送道路等の整備 「リスクシナリオ：2-1-(2)」</p> <p>ア 道路施設や橋梁等を整備するにあたっては、耐震化を推進するとともに、道路の高上げ等の改良を進めます。</p>
<p>⑥ 水道施設の耐震化 「リスクシナリオ：2-1-(3)」</p> <p>ア 災害時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、「韮崎市地域水道ビジョン」等に基づき、水道施設や基幹管路等の耐震化事業を推進する必要があります。</p>	<p>上下水道課</p>	<p>⑥ 水道施設の耐震化 「リスクシナリオ：2-1-(3)」</p> <p>ア 長期停止を防ぐため、導水管等の耐震化や老朽管の布設替えを計画的に行います。</p>
<p>⑦ 道路等の整備 「リスクシナリオ：2-2-(1)」</p> <p>ア 道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化対策を善実に推進する必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>⑦ 道路等の整備 「リスクシナリオ：2-2-(1)」</p> <p>ア 道路施設や橋梁等を整備するにあたっては、耐震化を推進するとともに、道路の高上げ等の改良を進めます。</p>
<p>⑧ 道路等の防災・減災対策 「リスクシナリオ：5-2-(1)」</p> <p>ア 災害時の道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>⑧ 道路等の防災・減災対策 「リスクシナリオ：5-2-(1)」</p> <p>ア 道路施設や橋梁等を整備するにあたっては、耐震化を推進するとともに、道路の高上げ等の改良を進めます。</p>

<p>⑨ 農水産業に係る生産基盤の対策「リスクシナリオ：5-3-(1)」</p>	<p>産業観光課、建設課</p>	<p>⑨ 農水産業に係る生産基盤の対策「リスクシナリオ：5-3-(1)」</p> <p>ア 農水産業被害を最小限に抑えるため、農地や農水産業用施設の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成など、管理体制の充実・強化を促進する必要がある。また、定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平時からの適切な維持管理を促進する必要があります。</p>
<p>⑩ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p>	<p>建設課、教育課</p>	<p>⑩ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p> <p>ア 災害時の緊急物資集積所である韮崎公園（韮崎市営総合運動場体育館）が浸水想定区域にあるため、改築の際には場所も含め、物資の緊急集積所としての役割の確保などについて検討する必要があります。</p>
<p>⑪ 水道施設等の整備「リスクシナリオ：6-2-(1)」</p>	<p>上下水道課</p>	<p>⑪ 水道施設等の整備「リスクシナリオ：6-2-(1)」</p> <p>ア 災害時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、「韮崎市地域水道ビジョン」等に基づき、水道施設や基幹管路等の耐震化事業を推進する必要があります。</p>
<p>⑫ 道路等の整備「リスクシナリオ：6-3-(1)」</p>	<p>建設課</p>	<p>⑫ 道路等の整備「リスクシナリオ：6-3-(1)」</p> <p>ア 老朽化した既存道路や農林道施設、崩壊の危険性のある法面、路肩の改良などを計画的に推進していく必要があります。</p>
<p>⑬ 下水道施設の老朽化・浸水対策「リスクシナリオ：7-5-(2)」</p>	<p>上下水道課</p>	<p>⑬ 下水道施設の老朽化・浸水対策「リスクシナリオ：7-5-(2)」</p> <p>ア 老朽化が進む下水道施設の長寿命化対策のため、「ストックマネジメント計画」を策定し、効果的かつ効果的に点検・調査・修繕・改築を実施する必要があります。</p>
<p>⑭ 治水対策等「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p>	<p>教育課、建設課</p>	<p>⑭ 治水対策等「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p> <p>ア 河岸浸食の可能性が指摘されている「市営総合運動場及び体育館」については、再整備計画を進める必要があります。</p>
<p>⑯ 農水産業に係る生産基盤の対策「リスクシナリオ：5-3-(1)」</p>	<p>産業観光課、建設課</p>	<p>⑯ 農水産業に係る生産基盤の対策「リスクシナリオ：5-3-(1)」</p> <p>ア 農地や農水産業用施設等の管理体制の整備、老朽化・耐震化対策を行うなど、平時からの適切な維持管理を行います。</p>
<p>⑰ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p>	<p>建設課、教育課</p>	<p>⑰ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p> <p>ア 改築の際には、災害時の緊急物資集積所としての役割が確保できるように努めます。</p>
<p>⑱ 水道施設等の整備「リスクシナリオ：6-2-(1)」</p>	<p>上下水道課</p>	<p>⑱ 水道施設等の整備「リスクシナリオ：6-2-(1)」</p> <p>ア 長期停止を防ぐため、導水管等の耐震化や老朽管の布設替えを計画的に行います。</p>
<p>⑳ 道路等の整備「リスクシナリオ：6-3-(1)」</p>	<p>建設課</p>	<p>⑳ 道路等の整備「リスクシナリオ：6-3-(1)」</p> <p>ア 老朽化した既存道路や農林道施設、崩壊の危険性のある法面、路肩の改良などを計画的に推進します。</p>
<p>㉑ 下水道施設の老朽化・浸水対策「リスクシナリオ：7-5-(2)」</p>	<p>上下水道課</p>	<p>㉑ 下水道施設の老朽化・浸水対策「リスクシナリオ：7-5-(2)」</p> <p>ア 「ストックマネジメント計画」を策定し、効果的かつ効果的に点検・調査・修繕・改築を進めます。</p>
<p>㉒ 治水対策等「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p>	<p>教育課、建設課</p>	<p>㉒ 治水対策等「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p> <p>ア 河岸浸食の可能性が指摘されている「市営総合運動場及び体育館」については、再整備計画を進めます。</p>

横断的施策分野

[2] リスクコミュニケーション

【評価結果】

【推進方針】

【評価結果】	【推進方針】	所管課
<p>(1) 市民・事業所等との防災意識の共有に係る施策</p>	<p>(1) 市民・事業所等との防災意識の共有に係る施策</p>	
<p>① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策 「リスクシナリオ：1-1-1(1)」</p> <p>ア 過去の震災等で、家具の転倒による死傷者が多数発生していることから、建物内の家具等の下敷きによる死傷者を出さないために、転倒防止対策の啓発や促進を行う必要があります。</p>	<p>① 住宅、宅地、建築物等の耐震対策 「リスクシナリオ：1-1-1(1)」</p> <p>ア 耐震性がある建物でも、家具等の転倒によって死傷者が発生しないよう、NPO法人減災ネットやまなしへの委託事業のほか、地区長連合会、自主防災組織連綿協議会の総会や様々な団体の会議などにおいて、また、事業所等にも家具等固定化の啓発活動を行います。</p>	<p>総務課</p>
<p>② 防災意識の高揚 「リスクシナリオ：1-1-1(3)」</p> <p>ア 市及び防災関係機関は、大規模な災害発生時に、市、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上または現地において計画的に実践的な防災訓練を行う必要があります。</p> <p>イ 防災意識の高揚を図るため、出前講座等の中で地域や家庭での予防・安全対策の必要性や災害時の行動等、防災知識の普及啓発を進める必要があります。</p> <p>ウ 大規模災害時の救命率を高めるため、災害現場において、市民等が適切な応急処置ができるよう教習講習会を開催し、普及啓発活動を行う必要があります。</p>	<p>② 防災意識の高揚 「リスクシナリオ：1-1-1(3)」</p> <p>ア 市、県、関係機関などが参加して行う「富士川流域における大規模土砂災害を想定した合同訓練」や「市総合防災訓練」などにおいて、より実践的な訓練を実施し、対応力の向上を図ります。</p> <p>また、避難所の利用者が避難所の開設及び運営を自主的に行えるように、小中学校ごとに特定地区総合防災訓練、その4年後にアローアップ訓練を実施していますが、住民の自主的な意識を維持するために、引き続き、訓練を実施します。</p> <p>市立病院においても、業務継続計画（BCP）に基づき、防災・避難訓練を継続して実施し、防災意識の高揚を図ります。</p> <p>イ 出前講座等のほか、市から地区に積極的に出向き、災害時の行動等について住民を交えた協議を行い、避難行動等の理解を深めます。</p> <p>ウ 市で進めている地域減災リーダーの育成は、資格取得時に普通救命講習の受講を義務付けていることから、更なる育成を図り応急処置ができる住民を増やします。</p>	<p>総務課、市立病院</p>
<p>③ 消防体制の整備 「リスクシナリオ：1-1-1(4)」</p> <p>ア 大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため、常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みの推進と広域的な連携体制を構築する必要があるとあります。</p>	<p>③ 消防体制の整備 「リスクシナリオ：1-1-1(4)」</p> <p>ア 市や消防団と峡北消防本部との連携を強化するとともに、広域的な連携体制の構築を行います。</p> <p>また、市民及び民間事業所などと協働して、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みを推進します。</p>	<p>総務課</p>
<p>④ 要配慮者等の対策 「リスクシナリオ：1-1-1(5)」</p> <p>ア 高齢者、障がい者、要介護者などの災害時要配慮者のさらなる福祉避難所の確保や各施設における避難確保計画の整備などを推進するため、既に締結している協定の見直しも含め、現在進めている「韮崎市福祉施設の災害対策協議会」における取り組みが必要です。</p>	<p>④ 要配慮者等の対策 「リスクシナリオ：1-1-1(5)」</p> <p>ア 「韮崎市福祉施設の災害対策協議会」を定期的に開催し、福祉避難所の更なる確保や連携の強化を図ります。</p>	<p>福祉課、総務課、長寿介護課</p>
<p>⑤ 道路等の環境整備 「リスクシナリオ：1-1-1(6)」</p> <p>ア 倒壊の恐れがあるプロック塙等の撤去、補強などの啓発活動が必要です。</p>	<p>⑤ 道路等の環境整備 「リスクシナリオ：1-1-1(6)」</p> <p>ア プロック塙撤去に係る補助対象を拡大し、周知を図ります。</p>	<p>建設課</p>
<p>⑥ 火災予防に関する啓発活動 「リスクシナリオ：1-1-1(7)」</p> <p>ア 火災が発生した場合の迅速な対応を図るため、住宅用などの火災警報器の普及を促進する必要があります。</p> <p>イ 停電復旧時等の火災発生を防ぐため、避難時の電源ブレーカーの遮断の更なる周知徹底を図る必要があります。</p>	<p>⑥ 火災予防に関する啓発活動 「リスクシナリオ：1-1-1(7)」</p> <p>ア 現在、峡北管内の住宅用火災報知機の設置率は82%であり、その内、条例に適合している機器の設置割合は、57%ですので、適正機器の普及を促進するとともに、老朽化した火災報知機の交換の必要性についても啓発活動を行います。</p> <p>イ 市総合防災訓練における地区避難訓練などの際に、電源ブレーカーの遮断を実施するよう、引き続き、自主防災組織などを通じ周知を徹底します。</p>	<p>総務課、峡北消防本部</p>
<p>⑦ ハザードマップの整備 「リスクシナリオ：1-2-(1)」</p> <p>ア 大規模化する災害を想定した浸水想定区域や避難所等の変更などに合わせ、ハザードマップを随時見直す必要があります。</p>	<p>⑦ ハザードマップの整備 「リスクシナリオ：1-2-(1)」</p> <p>ア これまでも、ハザードマップの改訂や記録版の発行などを迅速に行っていますが、引き続き、必要に応じた見直しを行い、自主防災組織連絡協議会や地区に出向き周知します。</p>	<p>建設課、総務課</p>

<p>③ 水警警戒避難体制の整備 「リスクシナリオ：1-2-(4)」</p>	<p>ア 様々な状況の変化に対応した、臨機応変な避難指示などの発出時期等を随時見直しを行うことと併せて、防災情報をもとに、住民自身の確かな判断を行い、自分の命は自分で守る行動ができるようにする必要がある。</p> <p>イ 孤立した避難者の救助体制や生活必需品の備蓄、情報伝達手段等を確保する必要がある。</p>	<p>総務課</p>	<p>③ 水警警戒避難体制の整備 「リスクシナリオ：1-2-(4)」</p> <p>ア 自分の命は自分で守ることを、地区長連合会や自主防災組織連絡協議会の総会をはじめ、様々な団体等の会議の場で啓発活動を行います。</p> <p>また、避難指示等の発出時期については、引き続き随時見直しを行います。</p> <p>イ 孤立するおそれのある地区を把握することにも、どのような状況になるのかをシミュレーションし、救助体制や情報伝達手段等について検討を進めます。</p> <p>また、孤立するおそれのある集落等では、地域で市民による生活物資の備蓄を呼びかけます。</p>
<p>④ 異常降雪時における道路管理及び除雪体制 「リスクシナリオ：1-2-(5)」</p>	<p>ア 地域の実情に応じた除雪の実施と集落の生活道路の寸断への対応など、道路環境の維持・向上を図るため、地域住民との連携による除排雪の取り組みを推進する必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>④ 異常降雪時における道路管理及び除雪体制 「リスクシナリオ：1-2-(5)」</p> <p>ア 平成26年2月の大雪における除雪の取り組みを踏まえ、地域住民による隣近所との支え合いによる除雪等の共助や連携した迅速な活動が行えるよう、区役員との情報共有を図ります。</p>
<p>⑩ 避難体制等の整備 「リスクシナリオ：1-3-(1)」</p>	<p>ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載したハザードマップの随時見直し等や市民への周知徹底を図り、警戒や避難体制を整える必要があります。</p> <p>イ 土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。</p> <p>また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の強化を推進する必要があります。</p>	<p>建設課、総務課</p>	<p>⑩ 避難体制等の整備 「リスクシナリオ：1-3-(1)」</p> <p>ア これまでも、ハザードマップの改訂や追録版の発行などを迅速に行っていますが、引き続き、必要に応じて見直しを行い、自主防災組織連絡協議会や地区に出向き周知します。</p> <p>また、土砂災害警戒標識の設置により、平時から土砂災害に対する危機意識の醸成を図り、避難の必要性を周知します。</p> <p>イ 特に、土砂災害特別警戒区域における自主防災組織に対し、市と連携した地域減災リーダー等による避難訓練や防災教育を実施し、防災意識や地域の連帯感、コミュニティの醸成を図ります。</p>
<p>⑪ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：1-4-(2)」</p>	<p>ア 発信する情報に対し、市民が正しい知識と行動力を身につけるためには、平時からの自主防災組織の育成や消防団の充実・強化など、地域で災害に対応できる体制を整える必要があります。</p> <p>イ 危険箇所や避難行動要支援者等の把握、地区防災訓練の推進等、地域防災力の向上が必要です。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑪ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：1-4-(2)」</p> <p>ア 地域減災リーダーの育成を引き続き行うとともに、減災リーダーを活用した自主防災組織の再編を進めています。</p> <p>また、災害時に備え、防災資器材整備の支援を行います。</p> <p>なお、消防団への入団促進や更なる消防団活動の充実強化のため、市消防団本団役員会で協議します。</p> <p>イ 自主防災組織の再編と併せ、地区防災計画（地区減災マップ、避難行動要支援者を優先避難させる地区タイムライン、訓練計画等を盛り込む）の策定を促進します。</p>
<p>⑫ 避難行動要支援者等への対応 「リスクシナリオ：1-4-(3)」</p>	<p>ア 地域包括支援センターを中心とした活動により、総合相談や高齢者等の実態把握をすることで、災害時に対応可能な体制を整備する必要があります。</p> <p>イ 生活支援体制整備事業の推進により地域の課題把握と解決策を検討し、地域住民とともに災害時にも対応できる地域ネットワークの構築が必要です。</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿登録者の個別計画（要支援者個々の避難方法等を定めた避難支援計画）を、実効性のあるものに見直す必要があります。</p> <p>また、要支援者の避難訓練を地域毎で実施していく必要があります。</p> <p>エ 本市に住む外国人や観光客の安全・安心を確保するため、災害情報を伝達する手段を整備する必要があります。</p>	<p>長寿介護課</p> <p>長寿介護課、福祉課</p> <p>福祉課</p> <p>総務課、市民生活課、産業観光課</p>	<p>⑫ 避難行動要支援者等への対応 「リスクシナリオ：1-4-(3)」</p> <p>ア 総合相談や高齢者等の実態把握を行い、避難行動要支援者名簿への登録を促すなど、災害時に対応できる体制を整備します。</p> <p>イ 生活支援体制整備事業の取り組みを推進するため、生活支援コーディネーターと地域の話合いの場を設置し地域の課題把握などを行い、支え合いの体制づくりを進めています。災害時にも対応できるネットワークの構築を進めます。</p> <p>ウ 要支援者個々の避難方法等についても定めるなど、実効性のあるものに見直します。</p> <p>また、名簿を活用した避難訓練の実施を推進します。</p> <p>エ 外国人居住者に多言語表示等によるチラシを配付するとともに、外国人を多く雇用している事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけます。</p> <p>また、観光客等には災害情報共有システム（シェアアラート）による「緊急速報メール」を活用し、迅速な情報提供を行います。</p>
<p>⑬ 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築 「リスクシナリオ：2-1-(1)」</p>	<p>ア 避難の長期化に対応できるような備蓄倉庫を整備することにも、計画的な備蓄により、食料・飲料水・生活必需品などの必要となる物資を確保する必要があります。</p> <p>また、各家庭での備蓄をローリングストック方式により促進する必要がある。</p>	<p>総務課、教育課</p>	<p>⑬ 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築 「リスクシナリオ：2-1-(1)」</p> <p>ア 防災拠点施設への備蓄倉庫の整備を進めるとともに、引き続き、市において計画的に備蓄を進め、各家庭においても、3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるよう周知を行います。</p>

<p>⑭ 物資・資機材等の備蓄、調達方法「リスクシナリオ：2-2-(2)」</p> <p>ア 孤立するおそれのある集落には、自主防災組織により公民館等に一定期間過こせるだけの食料等の備蓄を進める必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑭ 物資・資機材等の備蓄、調達方法「リスクシナリオ：2-2-(2)」</p> <p>ア 行政の対策だけでは限界があるため、自主防災組織による備蓄などを働きかけます。</p>
<p>⑮ 地域防災力の向上「リスクシナリオ：2-3-(2)」</p> <p>ア 大規模災害時の救命率を高めるため、災害現場において、市民等が適切な応急処置ができるよう救急講習会等を開催し、普及啓発活動を行う必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑮ 地域防災力の向上「リスクシナリオ：2-3-(2)」</p> <p>ア 市で進めている地域減災リーダーの育成は、資格取得時に普通救命講習の受講を義務付けていることから、更なる育成を図り応急措置ができる住民を増やします。</p>
<p>⑯ 市民等の自主的救護体制の整備「リスクシナリオ：2-4-(4)」</p> <p>ア 救急車や搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により医療活動が困難となること予想されるため、市民等に対し近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について、自主的に対応する必要があることを周知徹底し、自主的救護体制を整備する必要があります。</p> <p>イ 災害現場において、市民等が適切な応急処置ができるよう救急講習会を開催するなど、普及啓発活動を推進する必要があります。</p>	<p>総務課 総務課、教育課</p>	<p>⑯ 市民等の自主的救護体制の整備「リスクシナリオ：2-4-(4)」</p> <p>ア 住民が自身の安全を確保したうえで、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等の共助について周知し、自主的対応ができる救護体制の整備を進めます。</p> <p>イ 市で進めている地域減災リーダーの育成は、資格取得時に普通救命講習の受講を義務付けていることから、更なる育成を図り応急措置ができる住民を増やします。</p>
<p>⑰ 関係機関との連携等「リスクシナリオ：2-5-(1)」</p> <p>ア 集合施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合に、適切な避難及び誘導ができるよう一時滞在施設の確保などについて、関係機関と協議する必要があります。</p> <p>イ 商業施設や事業所に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水、生活必需品の備蓄や安否確認の体制整備を要請する必要があります。</p>	<p>総務課 総務課、産業観光課</p>	<p>⑰ 関係機関との連携等「リスクシナリオ：2-5-(1)」</p> <p>ア 帰宅困難者の避難及び誘導ができるよう、また一時滞在施設や医療機関との確保について検討します。</p> <p>イ 施設や事業所と生活必需品の備蓄などについて協議を進めます。</p>
<p>⑱ 市民による避難所開設・運営訓練「リスクシナリオ：3-1-(4)」</p> <p>ア 小中学校ごとに特定地区総合防災訓練を実施し、避難所の利用者が避難所の開設及び運営を自主的にこなせるようにするとともに、住民と施設管理者とで「緊急時施設利用合意書」を締結しています。</p> <p>また、4年後には「フォロワーアップ訓練」を実施し、その検証を行っています。住民の自主的な意識を維持するために、引き続き、訓練を実施する必要があります。</p>	<p>総務課、教育課</p>	<p>⑱ 市民による避難所開設・運営訓練「リスクシナリオ：3-1-(4)」</p> <p>ア 引き続き、特定地区総合防災訓練やフォロワーアップ訓練を実施し、住民による自主的な避難所の開設及び運営の意識の更なる醸成を図ります。</p>
<p>⑲ 電源の確保「リスクシナリオ：4-1-(2)」</p> <p>ア 事業所や一般住宅等においても、太陽光発電、住宅用燃料電池、蓄電池等の代替電力を普及促進する必要があります。</p>	<p>市民生活課</p>	<p>⑲ 電源の確保「リスクシナリオ：4-1-(2)」</p> <p>ア 引き続き、補助金制度において代替電力の普及促進を図るとともに、更なる周知を行います。</p>
<p>⑳ 伝達手段の確保「リスクシナリオ：4-2-(1)」</p> <p>ア 避難所における避難者の被災状況や支援ニーズの把握は、迅速かつ的確に行う必要がありますが、その際の有効な手段について検討する必要があります。</p> <p>また、被災箇所からの被災状況や支援ニーズの情報収集も必要不可欠です。災害対策本部へ情報提供できる手段について整備する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑳ 伝達手段の確保「リスクシナリオ：4-2-(1)」</p> <p>ア 現在、災害対策本部と指定避難所間の情報をオンラインで共有できる仕組み（wifi環境）を整備していますが、新たに避難所を指定する際もwifi環境を整備し、状況把握の迅速化に努めます。</p> <p>なお、停電時においては、モバイルルータなどの代替手段により対応します。</p> <p>また、被災箇所からの情報提供は、防災アプリに、被災状況確認機能や写真投稿機能を追加活用することとしています。その他の有効な手段について研究していきます。</p>
<p>㉑ 事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進「リスクシナリオ：5-1-(1)」</p> <p>ア 災害時において、被害を最小限に食い止めることができよう、災害時の重要業務を継続するための事業継続計画の策定を促進・支援するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力などの体制を整える必要があります。</p> <p>また、物流の復数ルートを確認するなど、生産力が低下しない対策を進める必要があります。</p>	<p>産業観光課、総務課、市立病院</p>	<p>㉑ 事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進「リスクシナリオ：5-1-(1)」</p> <p>ア 事業所に対し、BCPの策定を働きかけるとともに、国や関係機関等による策定のための支援制度の周知を行います。</p> <p>また、防災訓練の実施、事業所の耐震化、物流の復数ルートの確保などの体制整備を進めるよう要請します。</p>
<p>㉒ 生産力低下防止対策「リスクシナリオ：5-1-(2)」</p> <p>ア 生産停止に陥らないよう、太陽光発電、燃料電池、蓄電池などの多様な代替エネルギーの調達手段を確保する必要があります。</p>	<p>産業観光課</p>	<p>㉒ 生産力低下防止対策「リスクシナリオ：5-1-(2)」</p> <p>ア 事業所に対し、BCPの策定を働きかけるとともに、国や関係機関等による策定のための支援制度の周知を行います。</p> <p>また、多様な代替エネルギーの調達手段を確保するよう要請します。</p>

<p>⑳ 農水産業に係る生産基盤の対策「リスクシナリオ：5-3-(1)」</p> <p>ア 災害時における家畜等の感染症予防、防疫体制を整備する必要があります。</p>	産業観光課	<p>⑳ 農水産業に係る生産基盤の対策「リスクシナリオ：5-3-(1)」</p> <p>ア 家畜の防疫について、生産者等と定期的に意見交換、情報交換を行い、感染症の防止対策を進めます。</p>
<p>㉑ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p> <p>ア 計画的な備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品など必要となる物資を確保する必要がありますが、併せて、備蓄品を保管する備蓄倉庫を整備する必要があります。</p>	総務課、教育課	<p>㉑ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備「リスクシナリオ：5-3-(2)」</p> <p>ア 引き続き、市において計画的に備蓄を進めるとともに、各家庭においても、3日分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるよう周知を行います。また、備蓄倉庫が整備されていない避難所への整備計画を進めます。</p>
<p>㉒ ライフラインの災害対応力の強化「リスクシナリオ：6-1-(1)」</p> <p>ア 供給先からの複数のルートを確認するなど、エネルギーの供給停止を防ぐ対策を進める必要があります。</p> <p>イ 住宅・地域への自立型電源の普及促進のための取り組みを進める必要があります。</p> <p>ウ 住宅などの建て替え等の際は、省エネ性能に優れた高断熱建材等の使用などを推進する必要があります。</p>	総務課 市民生活課 市民生活課	<p>㉒ ライフラインの災害対応力の強化「リスクシナリオ：6-1-(1)」</p> <p>ア 関連事業者と災害協定を締結し、緊急時のエネルギー供給体制の整備を推進します。</p> <p>イ 住宅・地域への自立型電源の普及を促進するとともに、そのための支援などの取り組みを進めます。また、エネルギーの安定供給のために補助金制度を設け、家庭用リチウムイオン蓄電池や燃料電池、EV車からの外部給電器を推進します。</p> <p>ウ 住宅の建て替えの際には、高断熱建材の使用など、省エネ性能に優れた住宅になるよう推進します。また、補助制度により、家庭用リチウムイオン蓄電池や燃料電池、EV車からの外部給電器等を推進します。</p>
<p>㉓ 建物環境等の対策の強化「リスクシナリオ：7-1-(1)」</p> <p>ア 住宅等の倒壊による死傷者の発生、交通麻痺を回避するため、幹線道路や生活道路、緊急輸送道路周辺における住宅について、国庫補助などを活用し、耐震化率を上げる必要があります。</p> <p>イ 事業所、店舗や倉庫などの住宅以外の建物についても、耐震化率を上げる必要があります。</p>	建設課 建設課	<p>㉓ 建物環境等の対策の強化「リスクシナリオ：7-1-(1)」</p> <p>ア 耐震化率の向上を図るため、戸別訪問による耐震化の必要性と補助制度の周知を、なお一層進めます。また、補助制度が有効活用されるよう、制度の見直しを行います。</p> <p>イ 事業所などの建物についても、耐震化率を上げる取り組みを検討します。</p>
<p>㉔ 農地の荒廃防止「リスクシナリオ：7-3-(1)」</p> <p>ア 農地の荒廃防止のため、農業従事者への適切な支援・維持管理を推進する必要があります。</p> <p>イ 防災につながる農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、生産活動を支援する必要があります。</p>	産業観光課、建設課 産業観光課、建設課	<p>㉔ 農地の荒廃防止「リスクシナリオ：7-3-(1)」</p> <p>ア 農地の荒廃防止のため、農業従事者への適切な支援を継続します。</p> <p>イ 引き続き、中山間地域などでの生産活動を支援します。</p>
<p>㉕ 感染症の予防対策「リスクシナリオ：7-5-(1)」</p> <p>ア 避難所や被災地区における感染症の発生予防やまん延防止のため、平時から予防接種の促進や消毒、衛生害虫駆除を行うための感染防止処理体制を確保する必要があります。</p> <p>イ 平素から、市民が良好な健康状態を維持するための取り組みが必要です。</p> <p>ウ マスクや手指消毒液等を備蓄するとともに、市民への備蓄を啓発する必要があります。</p> <p>エ 避難所での密による感染拡大を防ぐため、引き続き、指定避難所以外の避難先を確保するよう啓発する必要があります。</p> <p>オ 避難所での感染予防のため、避難者の健康状態のチェック、マスクの着用、手洗いの推奨などを行うとともに、間仕切りなどによるソーシャルディスタンスを確保する必要があります。</p> <p>カ 感染症の拡大防止のため、一箇所に集中しないように新たな避難所を確保しておく必要があります。</p>	健康づくり課、市民生活課 健康づくり課 総務課、健康づくり課 総務課 総務課、健康づくり課 建設課	<p>㉕ 感染症の予防対策「リスクシナリオ：7-5-(1)」</p> <p>ア 引き続き、予防接種の接種率の向上を図るとともに、消毒などの感染防止処理体制を構築します。</p> <p>イ 引き続き、健康診査などを受けやすい環境を整えるとともに、健康教育に取り組み、平素から良好な健康状態を維持できる体制を確保します。</p> <p>ウ 市において、感染症予防対策に必要な物品等を計画的に備蓄を進めていますが、各家庭においても、備蓄に努めることや避難する場合等は持参するよう周知を行います。</p> <p>エ 引き続き、自宅が安全な場合は自宅での避難、親戚・知人宅等への避難、地区公民館等への避難などの指定避難所以外での避難について啓発を行います。</p> <p>オ 引き続き、避難する場合には、消毒液や事前に各戸配布してある「問診票」の持参、マスクの着用を呼びかけるとともに、新たに感染症予防対策を盛り込み、市民向けと職員向けに作成した「避難所運営マニュアル」に沿った運営を行います。</p> <p>カ 安全が確保できる場合には自宅での避難、友人・親族宅への避難などを呼びかけるとともに、民間施設などの確保を進めています。</p>

<p>⑳ 処理体制の整備 「リスクシナリオ：8-1-(1)」</p> <p>ア 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うため、引き継ぎ、ごみの分別等の環境に配慮した行動ができるよう、周知徹底を図る必要があります。</p>	市民生活課	<p>⑳ 処理体制の整備 「リスクシナリオ：8-1-(1)」</p> <p>ア 災害廃棄物の円滑な処理に必要なごみの分別化を図るため、現在進めているごみの減量化と同様に、分別意識向上の取り組みを推進します。</p>
<p>㉑ コミュニティ強化の支援 「リスクシナリオ：8-2-(1)」</p> <p>ア 地域防災力の柱として、市民が中心となった自主防災組織の育成を行っていますが、少子高齢化に伴う地域活動の担い手不足の解消や、より機能する自主防災組織とするため、地域減災リーダーの活用を含め、再編を推進する必要があります。</p> <p>イ 公助だけに頼らない自助と共助を、地域において実践するために、地域全体での地域活動への参加や実践が図られる取り組みを行う必要があります。</p> <p>ウ 自治会への加入率が年々減少しており、地域での共助を進めるにあたっては加入を促進し、平時からお互いを知る関係を築くことが必要です。</p> <p>エ 地域防災力の強化に、直接的にプラスとなる消防団への加入促進や荏碓市地域減災リーダーの育成、知識の向上を図るなど地域における防災力を向上させる必要があります。</p> <p>オ 地域防災力を維持するためには、保育所や幼稚園、学校等のみで行う防災訓練だけでなく、地域と連携した防災訓練の実施や地域減災リーダー連絡協議会による研修など、平時から地域防災力の向上に努める必要があります。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課、福祉課、教育課</p>	<p>㉑ コミュニティ強化の支援 「リスクシナリオ：8-2-(1)」</p> <p>ア 令和元年度から、地区長連合会や自主防災組織連絡協議会において説明を重ね、令和2年度からの3年間で再編を進めることとしています。</p> <p>イ 地区長連合会や自主防災組織連絡協議会等において、地域全体での活動参加などの取り組みについて検討します。</p> <p>ウ 地域での共助を進める手段の一つとして、自治会への加入を促進するため、令和2年度に地区長連合会や自治会への加入促進ハンドブックを作成しましたので、令和3年度の地区役員が決定次第、各区長あてに配付します。</p> <p>また、市民生活課窓口のほか不動産業者に転入者等へのチラシの配布依頼をし、加入率の向上に取り組めます。</p> <p>エ 消防団への入団促進を図るため、団員報酬の増額や安全装備品などの整備を進めています。更なる消防団活動の充実強化のため、入団促進や安全装備品の確保等について、市消防団本団役員会で協議します。</p> <p>また、地域減災リーダーの育成を引き継ぎ行うとともに、減災リーダーを活用した自主防災組織の再編を進めています。</p> <p>オ 地域内の「共助」の意識の醸成を図り地域防災力向上させるため、地域と連携した防災訓練などを実施します。</p>
<p>㉒ 外国人居住者の地域活動への参加促進 「リスクシナリオ：8-2-(2)」</p> <p>ア 地域に住む外国人に対し、災害発生後の共助の一員としての対応力を強化する必要があると考えられます。</p>	総務課	<p>㉒ 外国人居住者の地域活動への参加促進 「リスクシナリオ：8-2-(2)」</p> <p>ア 転入の際に、外国人居住者に多言語表示等によるチラシを配付することにも、外国人を多く雇用している事業所等に対し、共助の一員としての対応力を高めるための防災講習会の開催を働きかけます。</p>
<p>㉓ 外国人居住者への情報発信 「リスクシナリオ：8-2-(3)」</p> <p>ア 被災した外国人に対する生活支援情報や災害情報等の情報発信について、多言語化や音声化、やさしい日本語での資料提供等を行う必要があります。</p> <p>また、どこに行けば情報が得られるのかを、あらかじめ周知しておく必要があります。</p>	総務課、総合政策課、市民生活課	<p>㉓ 外国人居住者への情報発信 「リスクシナリオ：8-2-(3)」</p> <p>ア 転入の際や外国人を多く雇用している事業所等に対し、外国人居住者に多言語表示等によるチラシを配付します。</p>
<p>㉔ 治水対策等 「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p> <p>ア ハザードマップ等を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を、平時から図り有事に備える必要があります。</p>	総務課、建設課	<p>㉔ 治水対策等 「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p> <p>ア 地区へ出向いての説明などを積極的に進め、円滑な避難ができるよう支援します。</p> <p>また、自分の命は自分で守ることを、地区長連合会や自主防災組織連絡協議会の総会をはじめ、様々な団体等の会議の場で啓発活動を行います。</p>

横断的施策分野	[3] 他機関等との連携	
【評価結果】		【推進方針】
(1) 他自治体、団体等との連携に係る施策		(1) 他自治体、団体等との連携に係る施策
<p>① 防災意識の高揚 「リスクシナリオ：1-1-(3)」</p> <p>ア 市及び防災関係機関は、大規模な災害発生時に、市、県、関係機関及び地域住民等が連携を図るのから、初動、応急対策が速やかに実施できるように、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、図上または現地において計画的に実践的な防災訓練を行う必要があります。</p>	<p>所管課</p> <p>総務課、市立病院</p>	<p>① 防災意識の高揚 「リスクシナリオ：1-1-(3)」</p> <p>ア 市、県、関係機関などが参加して行う「富士川流域における大規模土砂災害を想定した合同訓練」や「市総合防災訓練」などにおいて、より実践的な訓練を実施し、対心力の向上を図ります。</p> <p>また、避難所の利用者が避難所の開設及び運営を自主的に実行できるように、小中学校ごとに特定地区総合防災訓練、その4年後にフォローアップ訓練を実施していますが、住民の自主的な意識を維持するために、引き続き、訓練を実施します。</p> <p>市立病院においても、業務継続計画（BCP）に基づき、防災・避難訓練を継続して実施し、防災意識の高揚を図ります。</p>
<p>② 消防体制の整備 「リスクシナリオ：1-1-(4)」</p> <p>ア 大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため、常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みの推進と広域的な連携体制を構築する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>② 消防体制の整備 「リスクシナリオ：1-1-(4)」</p> <p>ア 市や消防団と峡北消防本部との連携を強化するとともに、広域的な連携体制の構築を行います。</p> <p>また、市民及び民間事業所などと協働して、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みを推進します。</p>
<p>③ 遺体の収容、火葬体制の確立 「リスクシナリオ：1-1-(8)」</p> <p>ア 災害時においても、火葬を遅滞なく行うため、「山梨県広域火葬計画」に基づき、平時から情報交換等により、体制の充実を図る必要があります。</p>	<p>市民生活課</p>	<p>③ 遺体の収容、火葬体制の確立 「リスクシナリオ：1-1-(8)」</p> <p>ア 引き続き、平時から「山梨県広域火葬計画」に基づき情報交換等を行い、体制の強化を図ります。</p>
<p>④ 総合的な治水対策 「リスクシナリオ：1-2-(2)」</p> <p>ア 国や県、防災関係機関と連携し、堤防及び施設等の改修・強化などの総合的な治水対策を推進していく必要があります。</p> <p>イ 釜無川、堀川、御勅使川をはじめ本市には多くの河川が流れており、長時間の豪雨による大規模な洪水被害の懸念があるため、流下阻害となる堆積土砂や支障木、それらによる陸地化や樹林化を抑制するための適切な河川管理による適正な河道断面の確保を、河川管理者である国及び県へ、引き続き要望する必要があります。</p> <p>ウ 市管理の河川や水路、雨水幹線、調整池等については、国及び県と連携し、堆積土砂の撤去等、防災機能維持のための適切な維持管理に努める必要があります。</p>	<p>建設課、教育課</p> <p>建設課</p> <p>建設課</p>	<p>④ 総合的な治水対策 「リスクシナリオ：1-2-(2)」</p> <p>ア 国及び県、流域自治体等と更に連携し、河川、下水道、流域対策などの総合的な治水対策を進めます。</p> <p>イ 国及び県管理の河川等については、堤防強化や流下阻害となる支障木、堆積土砂の撤去等適切な河川の維持管理を、継続して要望します。</p> <p>ウ 甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性等を総合的に判断しながら、河川改修や水路の整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。</p>
<p>⑤ 適切な運用管理等 「リスクシナリオ：1-2-(3)」</p> <p>ア 水門等については、適切な管理や円滑な運用のための体制を整備する必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>⑤ 適切な運用管理等 「リスクシナリオ：1-2-(3)」</p> <p>ア 水門等の管理者と定期的な打合せ等を行い、適切な管理や円滑な運用を継続します。</p>
<p>⑥ 水害警戒避難体制の整備 「リスクシナリオ：1-2-(4)」</p> <p>ア ハザードマップで想定している広範囲な浸水区域や河岸浸食箇所の減災方法などについて、国・県等の関係機関と検討する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑥ 水害警戒避難体制の整備 「リスクシナリオ：1-2-(4)」</p> <p>ア 国及び県等の関係機関と対策について協議し、必要な措置を講じるよう要望します。</p>
<p>⑦ 異常降雪時における道路管理及び除雪体制 「リスクシナリオ：1-2-(5)」</p> <p>ア 異常降雪時には、主要幹線から順次除排雪を実施しますが、建設安全協議会等との連携を密にし、除雪体制の強化に向けた取り組みを進める必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>⑦ 異常降雪時における道路管理及び除雪体制 「リスクシナリオ：1-2-(5)」</p> <p>ア 平成26年2月の大雪における除雪の取り組みを踏まえ、気象情報等により、迅速な活動が行えるよう備えます。</p>
<p>⑧ 土砂災害対策 「リスクシナリオ：1-3-(2)」</p> <p>ア 国及び県に対して、砂防事業、急傾斜地崩落対策事業等の適切な整備を要請する必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>⑧ 土砂災害対策 「リスクシナリオ：1-3-(2)」</p> <p>ア 県により指定されている土砂災害特別警戒区域の解消のため、国や県との調整を行い、土砂災害に対する砂防事業、急傾斜地崩落対策事業を毎年実施し、危険箇所の早期整備を国や県に要望します。特に、避難所や要配慮者施設周辺の土砂災害特別警戒区域の指定が解除できるように、優先的にハード整備を行うよう働きかけます。</p>

<p>⑨ 情報の収集、伝達体制の確立 「リスクシナリオ：1-4-(1)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑨ 情報の収集、伝達体制の確立 「リスクシナリオ：1-4-(1)」</p> <p>ア 国土交通省富士川砂防事務所、中北建設事務所、甲府地方気象台などの各機関と、緊急時にはホットラインにより情報伝達等が行われる体制を維持します。</p>
<p>⑩ 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築 「リスクシナリオ：2-1-(1)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑩ 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築 「リスクシナリオ：2-1-(1)」</p> <p>ア これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけでなく、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保など継続した災害対応力を強化する必要があると見込まれます。</p> <p>イ 災害時に医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携し、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要があります。</p>
<p>⑪ 緊急輸送道路等の整備 「リスクシナリオ：2-1-(2)」</p>	<p>建設課</p>	<p>⑪ 緊急輸送道路等の整備 「リスクシナリオ：2-1-(2)」</p> <p>ア 幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、国・県・市の関係部署が連携し検討する必要があります。</p>
<p>⑫ 道路等の整備 「リスクシナリオ：2-2-(1)」</p>	<p>建設課</p>	<p>⑫ 道路等の整備 「リスクシナリオ：2-2-(1)」</p> <p>ア 幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、国・県・市の関係部署が連携し検討する必要があります。</p>
<p>⑬ 物資・資機材等の備蓄、調達方法 「リスクシナリオ：2-2-(2)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑬ 物資・資機材等の備蓄、調達方法 「リスクシナリオ：2-2-(2)」</p> <p>ア ドローンの導入など、陸路以外の物資運搬方法を検討する必要があります。</p>
<p>⑭ 消防広域応援体制の整備 「リスクシナリオ：2-3-(1)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑭ 消防広域応援体制の整備 「リスクシナリオ：2-3-(1)」</p> <p>ア 人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互協力を図る体制を整備する必要があります。</p> <p>イ 防災関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、「災害時受援計画」を策定する必要があります。</p>
<p>⑮ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：2-3-(2)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑮ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：2-3-(2)」</p> <p>ア 地域の安全確保のために、大きな役割を担っている消防団への入団促進や災害時において効果的な消防活動ができるよう、安全装備品の確保及び消防施設等の整備を推進し、消防活動の更なる充実強化を図る必要があります。</p>
<p>⑯ 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築 「リスクシナリオ：2-1-(1)」</p>	<p>健康づくり課、市立病院</p>	<p>⑯ 備蓄倉庫の整備及び物資、資機材等の備蓄、調達体制の構築 「リスクシナリオ：2-1-(1)」</p> <p>ア これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけでなく、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保など継続した災害対応力を強化する必要があると見込まれます。</p> <p>イ 災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材、医薬品等の確保に努めます。</p>
<p>⑰ 緊急輸送道路等の整備 「リスクシナリオ：2-1-(2)」</p>	<p>建設課</p>	<p>⑰ 緊急輸送道路等の整備 「リスクシナリオ：2-1-(2)」</p> <p>ア 災害時においても、緊急輸送道路の通行が確保できるよう、関係機関が連携し検討を進めます。</p>
<p>⑱ 道路等の整備 「リスクシナリオ：2-2-(1)」</p>	<p>建設課</p>	<p>⑱ 道路等の整備 「リスクシナリオ：2-2-(1)」</p> <p>ア 幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、国・県・市の関係部署が連携し検討する必要があります。</p>
<p>⑲ 物資・資機材等の備蓄、調達方法 「リスクシナリオ：2-2-(2)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑲ 物資・資機材等の備蓄、調達方法 「リスクシナリオ：2-2-(2)」</p> <p>ア ドローンによる物資運搬方法などについて、既の実施している他自治体の取り組みなどを調査・研究します。</p> <p>また、遠距離の孤立集落に対しては、県等にヘリコプターを要請し援助を求めます。</p>
<p>⑳ 消防広域応援体制の整備 「リスクシナリオ：2-3-(1)」</p>	<p>総務課</p>	<p>⑳ 消防広域応援体制の整備 「リスクシナリオ：2-3-(1)」</p> <p>ア 消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互協力を図る体制を整備します。</p> <p>イ 大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく他自治体などからの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受け入れ体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組みます。</p>
<p>㉑ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：2-3-(2)」</p>	<p>総務課</p>	<p>㉑ 地域防災力の向上 「リスクシナリオ：2-3-(2)」</p> <p>ア 入団促進などを図るため、団員報酬の増額や安全装備品などの整備を進めていますが、更なる消防団活動の充実強化のため、入団促進や安全装備品の確保等について、市消防団本団役員会で協議します。</p> <p>また、消防ポンプ自動車や可搬式小型動力ポンプについては、定期的に更新し、災害時に対応できるように整備します。</p>

<p>⑱ 医療協力体制等の構築「リスクシナリオ：2-4-(2)」</p> <p>ア 災害拠点病院である韮崎市立病院への緊急車両の通行及び物資等の搬入路を確保するため、警察など関係機関と連携を密にし、緊急輸送網の確保を検討する必要があります。</p> <p>イ 市内医療機関や県内外の関係機関との連絡・応援体制を整備するとともに、派遣方法等について連携強化する必要があります。</p> <p>ウ 県や医療関係機関と連携し、負傷者の迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため、初期医療体制及び後方医療体制等の強化を図る必要があります。</p> <p>エ 医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、関係機関と協力し医療救護マニュアルに基づく訓練を継続する必要があります。</p> <p>オ 感染力の強い感染症の感染拡大に備え、市立病院や医療関係機関が連携する中で、感染者、一般患者、救急・入院患者を区分した受け入れができる体制を整備し、併せて院内での感染予防を強化するため、必要となる資機材の整備を行う必要があります。</p>	<p>市立病院、総務課</p> <p>市立病院、健康づくり課</p> <p>健康づくり課</p> <p>健康づくり課、市立病院</p> <p>市立病院</p>	<p>⑱ 医療協力体制等の構築「リスクシナリオ：2-4-(2)」</p> <p>ア 韮崎市立病院への緊急車両の通行及び物資等の搬入路を確保するため、警察など関係機関と連携を密にし、緊急輸送網の確保を検討します。</p> <p>イ 災害拠点病院である韮崎市立病院において、災害時に必要とされる医療従事者を確保するため、市内医療機関や県内外の各機関と連携し、総合的な医療救護活動等の体制整備を推進します。</p> <p>ウ 迅速かつ適切な医療救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用が図られるよう、県や医療関係機関と共に訓練を実施します。</p> <p>エ 災害による負傷者への速やかな医薬品等を提供するため、関係機関との連携を強化するために訓練を実施します。</p> <p>オ 市立病院や医療関係機関が連携する中で、感染者、一般患者、救急・入院患者を区分した受け入れができる体制を整備するとともに、院内での感染予防を強化するため、必要となる資機材を整備します。</p>
<p>⑲ 在宅医療・介護の連携強化「リスクシナリオ：2-4-(3)」</p> <p>ア 関連のある多くの職種との連携強化を図るための会議の開催等、保健福祉部門も交えた災害時に対応可能な体制の整備を行う必要があります。</p>	<p>福祉課、長寿介護課、市立病院、健康づくり課、総務課</p>	<p>⑲ 在宅医療・介護の連携強化「リスクシナリオ：2-4-(3)」</p> <p>ア 災害時に対応可能な体制の整備を進めるため、既存の協議会等を活用し、保健福祉部門も交えた関連のある多くの職種との連携強化を図るための会議を開催します。</p>
<p>⑳ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備「リスクシナリオ：2-5-(2)」</p> <p>ア 他の自治体、各種団体、民間事業者等と災害時の相互協定、広域応援について協定を締結し、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保など、継続した災害対応力を強化する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑳ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備「リスクシナリオ：2-5-(2)」</p> <p>ア これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけという状態にならないよう、市総合防災訓練への参加などにより実効性を確保します。</p> <p>また、更なる効果的な協定の締結を進めます。</p>
<p>㉑ 避難者の受け入れ対策「リスクシナリオ：2-6-(1)」</p> <p>ア 富士山噴火災害により、市町村を越えた避難が想定されるため、対応力の強化に向けて県や周辺市町村等と避難、輸送の支援について協議する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>㉑ 避難者の受け入れ対策「リスクシナリオ：2-6-(1)」</p> <p>ア 本市は、富士吉田市と避難者を受け入れる協定を締結しています。受け入れなどの対応力を強化するとともに、輸送の支援体制について、富士吉田市や県等と協議を進めます。</p>
<p>㉒ 降圧対策「リスクシナリオ：2-6-(2)」</p> <p>ア 風向きによっては、市内でも数cmの降圧の可能性があるので、処理体制や農作物等への被害の予防対策を進める必要があります。</p>	<p>市民生活課、産業観光課、建設課</p>	<p>㉒ 降圧対策「リスクシナリオ：2-6-(2)」</p> <p>イ 関係部署において、降圧によりどのような被害が想定されるかを把握し、処理方法や農作物等の予防・除去などの対策を検討します。</p>
<p>㉓ 相互応援体制の整備「リスクシナリオ：3-1-(3)」</p> <p>ア 災害支援協定先の自治体や企業、団体からの応援を適時的確に受け入れる体制を、平時から構築するとともに、他団体が被災した際には、適切な支援が行えるような体制を整備する必要があります。</p>	<p>総務課、関連協定締結課</p>	<p>㉓ 相互応援体制の整備「リスクシナリオ：3-1-(3)」</p> <p>ア これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけという状態にならないよう、市総合防災訓練への参加などにより実効性を確保します。</p> <p>また、他団体が被災した際には、適切な支援が行えるような体制を整備します。</p>
<p>㉔ 関係機関との協議「リスクシナリオ：3-2-(1)」</p> <p>ア 山梨県警察や韮崎警察署と主要交差点への人員配置の協議を行うとともに、信号機への電源付加装置の設置を要望する必要があります。</p> <p>イ 地域の交通安全団体と災害時の交通誘導などについて、協力体制を協議する必要性があります。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p>	<p>㉔ 関係機関との協議「リスクシナリオ：3-2-(1)」</p> <p>ア 山梨県警察や韮崎警察署に対し、信号機への電源付加装置の設置を要望します。</p> <p>また、主要交差点への人員配置の協議を行います。</p> <p>イ 韮崎警察署交通安全協議会等と、災害時の交通誘導などの協力体制について協議します。</p>

<p>③ 山梨県電力供給体制強化戦略の取り組み 「リスクシナリオ：4-1-1(1)」</p> <p>ア 県は、「事前の対策による被害の最小化」「停電からの早期復旧」「災害に強いエネルギーシステムの導入」を3本の柱とした「電力供給体制強化戦略」を策定しました。本市においても、県や関係機関と連携した取り組みを推進する必要があります。</p>	<p>総務課、建設課、産業観光課、市民生活課</p>	<p>③ 山梨県電力供給体制強化戦略の取り組み 「リスクシナリオ：4-1-1(1)」</p> <p>ア 県が策定した戦略においては、市町村等と連携した「樹木の事前伐採」「復旧作業の役割分担による早期復旧」等、具体的な取り組みを示していますので、本市においても、この取り組みを推進します。</p>
<p>④ 道路等の防災・減災対策 「リスクシナリオ：5-2-1(1)」</p> <p>ア 幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、平時から国・県・市の関係部署が連携し、防災・減災対策を強化する必要があります。</p> <p>イ 緊急輸送道路に指定されている路線をはじめ、計画的な整備や維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保と整備が必要です。</p> <p>ウ 鉄道の分断について、移動手段の代替機能の確保を検討するとともに、鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要があります。</p>	<p>建設課 建設課 総合政策課、総務課</p>	<p>④ 道路等の防災・減災対策 「リスクシナリオ：5-2-1(1)」</p> <p>ア 関係機関が連携し、災害時においても緊急輸送道路の通行が確保できるよう、検討を進めます。</p> <p>イ 関係機関が連携し、円滑な輸送体制の確保と整備について、検討を進めます。</p> <p>ウ 鉄道の分断による市民や帰宅困難者の移動手段を確保するため、関係機関・事業者等との連携を強化します。</p>
<p>⑤ 電柱の倒壊、樹木の倒木への対応 「リスクシナリオ：5-2-2(1)」</p> <p>ア 電柱の倒壊及び樹木の倒木により、交通が遮断される恐れがあることから、緊急輸送道路等における送電線等の地下埋設による無電柱化を進めるとともに、倒木による影響の大きい樹木の特定や伐採等の措置を図る必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>⑤ 電柱の倒壊、樹木の倒木への対応 「リスクシナリオ：5-2-2(1)」</p> <p>ア 電柱の倒壊により、道路交通が阻害される障壁の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた東京電力パワーグリッド(株)との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、緊急輸送道路等における無電柱化を検討します。</p> <p>また、路線付近における森林調査を実施し、倒木のおそれのある樹木の伐採等必要な除間伐を行います。</p>
<p>⑥ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 「リスクシナリオ：5-3-2(1)」</p> <p>ア 災害時の相互協定、応援協定に基づき、災害発生時の応急対応や食料・飲料水等の確保など、引き続き災害対応力の強化を図る必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑥ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 「リスクシナリオ：5-3-2(1)」</p> <p>ア これまでも、様々な機関と協定の締結を進めていますが、単に協定を締結しているだけという状態にならないよう、市総合防災訓練への参加などにより実効性を確保します。</p> <p>また、更なる効果的な協定の締結を進めます。</p>
<p>⑦ ライフラインの災害対応力の強化 「リスクシナリオ：6-1-1(1)」</p> <p>ア 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、代替機能の確保など関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要があります。</p>	<p>総務課</p>	<p>⑦ ライフラインの災害対応力の強化 「リスクシナリオ：6-1-1(1)」</p> <p>ア 災害発生時のライフラインの損傷は、市民の生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、その機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関や事業者等と連携しながら、災害に對する対応力を強化します。</p>
<p>⑧ 水道施設等の整備 「リスクシナリオ：6-2-1(1)」</p> <p>ア 大規模災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、災害時応急井戸の活用、飲料水の備蓄など代替の確保について検討する必要があります。</p>	<p>上下水道課、総務課</p>	<p>⑧ 水道施設等の整備 「リスクシナリオ：6-2-1(1)」</p> <p>ア 被災後の調査や応急復旧等を効率的に実施するため、広域的な応援体制や関係機関との協力体制を確立します。</p> <p>また、災害時応急井戸等の活用についても進めていきます。</p>
<p>⑨ 応急給水等の対策 「リスクシナリオ：6-2-2(1)」</p> <p>ア 断水時における緊急的措置として給水車による給水を行っています。配備している台数で対応できない広域的な断水状態になることを想定し、平時から他自治体及び他団体との支援体制を強化していく必要があります。</p> <p>イ 被災した上下水道施設等を、迅速に復旧させるために必要な市内事業者や関係機関等との連携を強化するとともに、復旧に必要な資機材の備蓄を行う必要があります。</p>	<p>上下水道課 上下水道課</p>	<p>⑨ 応急給水等の対策 「リスクシナリオ：6-2-2(1)」</p> <p>ア 市が給水車として使用できる車両は少なく、災害時には速やかに応急給水所を開設することが重要であることから、迅速な対応ができるよう、支援体制の強化を進めます。</p> <p>また、市のみでは十分な給水ができないと判断したときは、日本水道協会を通じ支援を要請します。</p> <p>イ 速やかに応急給水活動が行えるよう資機材の備蓄、更新及び調達体制の強化を図るとともに、平時から市内事業者や関係機関等との連携強化に向けた協議を進めます。</p>
<p>⑩ 建物倒壊等の対策の強化 「リスクシナリオ：7-1-1(1)」</p> <p>ア 建設安全協議会等の関係機関との連携強化を平時から進め、被災時の迅速な道路復旧体制を確立する必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>⑩ 建物倒壊等の対策の強化 「リスクシナリオ：7-1-1(1)」</p> <p>ア 災害時において、地域の方を結集し迅速な道路等復旧体制を構築するため、市建設安全協議会と災害時応援協定を締結していますが、訓練を実施するなど相互の連携強化を図ります。</p>

<p>③① 情報の収集、伝達体制の確立 「リスクシナリオ：7-2-(1)」</p> <p>ア 災害により、堤防やため池等が被害を受けた時は、国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するための必要があります。</p>	建設課	<p>③① 情報の収集、伝達体制の確立 「リスクシナリオ：7-2-(1)」</p> <p>ア 国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するためのより効果的な体制を検討します。</p>
<p>③② 協力的体制の整備 「リスクシナリオ：7-2-(2)」</p> <p>ア 迅速な応対を実施するため、国・県・建設安全協議会等と災害時の協力について、事前に協議しておく必要があります。</p>	建設課	<p>③② 協力的体制の整備 「リスクシナリオ：7-2-(2)」</p> <p>ア 韮崎市建設安全協議会と災害時応援協定を締結していますが、国や県、関係機関とも災害時の協力的体制などについて、相互の連携強化を図ります。</p>
<p>③③ 農業用水利施設の被害防止 「リスクシナリオ：7-2-(3)」</p> <p>ア 農業用水利施設の適切な安全管理を実施し、防災重点ため池の耐震改修を進め、ハザードマップの作成を行う必要があります。</p>	建設課	<p>③③ 農業用水利施設の被害防止 「リスクシナリオ：7-2-(3)」</p> <p>ア 決壊のおそれのあるため池については、県と連携し、堤体や畦畔の点検・補強を行うとともに、計画的に改修します。 また、ため池ハザードマップを作成し、危険箇所を周知します。</p>
<p>③④ 農地の荒廃防止 「リスクシナリオ：7-3-(1)」</p> <p>ア 農地の洪水調整機能を最大限度発揮させるためには、特に、水田が適切に管理されている必要があります。</p>	建設課	<p>③④ 農地の荒廃防止 「リスクシナリオ：7-3-(1)」</p> <p>ア 農地の洪水調整機能を発揮させるため、JA梨北等と連携し、適切な水田の管理を促進します。</p>
<p>③⑤ 森林の荒廃防止 「リスクシナリオ：7-3-(2)」</p> <p>ア 森林が有する水資源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害の抑制等の多面的機能の維持を図るため、下草刈りや不要木の伐採など、適切な維持管理を図る必要があります。</p>	産業観光課	<p>③⑤ 森林の荒廃防止 「リスクシナリオ：7-3-(2)」</p> <p>ア 森林が有する多面的機能の維持を図るため、下草刈りや不要木の伐採など、岐北森林組合等と連携し、適切な維持管理を図ります。</p>
<p>③⑥ 農産物の風評被害防止 「リスクシナリオ：7-4-(1)」</p> <p>ア 風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農産物等の検査体制を国・県等と連携して推進し、安全性を高めたうえで消費者の安心を担保するとともに、消費者に対して、本市の正確な情報などのような方法で発信すれば、多くの方に伝わるかなど効果的な情報発信を検討する必要があります。</p>	産業観光課	<p>③⑥ 農産物の風評被害防止 「リスクシナリオ：7-4-(1)」</p> <p>ア 災害発生時の市外への情報発信を迅速かつ的確に行うとともに、効果的かつ効果的な発信方法などの風評被害防止対策について、関係機関と連携して検討を進めます。</p>
<p>③⑦ 処理体制の整備 「リスクシナリオ：8-1-(1)」</p> <p>ア 災害廃棄物の広域的な処理応援協定等と結び、処理能力を確保する必要があります。</p> <p>イ 処理施設について、災害に強い構造にするとともに、被災後も早期復旧を図り停滞を防止する必要があります。</p>	市民生活課 市民生活課	<p>③⑦ 処理体制の整備 「リスクシナリオ：8-1-(1)」</p> <p>ア 災害廃棄物処理計画に基づき、県をはじめとして北杜市、甲斐市、岐北広域行政事務組合との連携により、迅速に処理する体制を構築するとともに、他都県等への応援要請が必要な場合には、県が主体となり調整を行うので、県との連絡体制を整備します。 イ 管理する岐北広域行政事務組合で建て替えて予定していますので、災害に強い構造や停滞しない機能を有する施設となるよう協議します。</p>
<p>③⑧ 災害ボランティア活動の環境整備 「リスクシナリオ：8-2-(4)」</p> <p>ア 市内全域及び市民全員が、支援が必要な被災者を受けるとは想定しないことから、平時から災害ボランティアの育成などを行うとともに、社会福祉協議会やボランティア団体と連携・協力し、市民による市内でのボランティア活動を増やす取り組みが必要です。</p>	福祉課	<p>③⑧ 災害ボランティア活動の環境整備 「リスクシナリオ：8-2-(4)」</p> <p>ア 市民が参加して実施している災害ボランティアセンター開設・運営訓練を通じ、ボランティア意識の醸成を図ります。 また、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携・協力し、市民による市内でのボランティア活動を増やす取り組みを推進します。</p>
<p>③⑨ 被災地・避難所の支援 「リスクシナリオ：8-3-(1)」</p> <p>ア 避難所での生活が困難で支援が必要な高齢者や障がい者等に対し、福祉施設への受け入れができる体制を整備する必要があります。</p> <p>イ 被災者のこころのケア等については、市と県が連携しながら計画的に実施できる体制を構築する必要があります。</p>	福祉課、長寿介護課 健康づくり課、長寿介護課、福祉課、総務課	<p>③⑨ 被災地・避難所の支援 「リスクシナリオ：8-3-(1)」</p> <p>ア 福祉施設との協定を進め、受け入れ先の確保を図ります。 イ 被災直後から、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、避難所におけるフレイルハシナーの保護等の環境整備を進めます。</p>

<p>④ 住宅再建への支援 「リスクシナリオ：8-3-(2)」</p> <p>ア 被災した住宅の復旧・修繕については、長期間を要するので、国及び県の支援策を活用しながら、被災者の自立再建を後押しする施策を展開する必要があります。</p> <p>イ 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設が必要になることを想定し、建設できる候補地を精査検討しておくとともに、市営住宅の提供や民間賃貸住宅家賃助成制度等の被災者に対する支援策について、制度の適用と同時に被災者に対して情報提供できる体制を構築する必要があります。</p> <p>また、中央公園周辺の遊休農地を臨時駐車場として確保し、災害時の応急仮設住宅建設予定地としての活用を検討する必要があります。</p>	<p>建設課、産業観光課</p> <p>建設課</p>	<p>④ 住宅再建への支援 「リスクシナリオ：8-3-(2)」</p> <p>ア 過去に被災した自治体の有効な支援策等を調査し、被災者の自立再建を後押しする施策等を検討します。</p> <p>また、被災者の経済的な生活基盤を安定確保するため、雇用維持対策や再就職支援を円滑に実施する必要がありますので、公共職業安定所等の関係機関と連携を強化します。</p> <p>イ 被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な候補地の新たな選定や配置計画の策定等を行うとともに、「韮崎市公営住宅等長寿命化計画」に基づき住宅の適正な確保及び管理を行い、市営住宅等の提供や民間賃貸住宅家賃助成制度等の支援策を検討するなど、あらかじめ住居の供給体制などの整備を推進します。</p>
<p>④ 治水対策等 「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p> <p>ア 国や県、防災関係機関と連携し、堤防及び施設等の改修・強化などの総合的な治水対策を推進するとともに、ハザードマップで想定している広範囲な浸水想定区域や河岸浸食箇所の減災方法などについても検討する必要があります。</p>	<p>建設課</p>	<p>④ 治水対策等 「リスクシナリオ：8-4-(1)」</p> <p>ア 総合的な治水対策や河岸浸食の減災方法などについて、専門家の意見を伺いながら、国や県、関係機関等と連携し検討を進めます。</p>

「個別事業」編

必要な施策に対する具体的事業

(リスクシナリオ順)

No	事業名・道路河川名等	事業概要・区間	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体	リスクアナリ オの番号	SDGs の番号	担当課	交付金・補助金名
1	災害対策事業費	家具類固定化	実施中	実施中			市	1-1	9	総務課	
2	空き家対策推進事業費	空き家の管理・保全、強制執行費用等	実施中	実施中			市	1-1 7-1	9	市民生活課	住宅市街地総合整備促進事業費 補助金
3	特定空家に対する措置	特定空家等の所有者に対する助言又は指導	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	1-1 7-1	6 11	市民生活課	
4	子ども・子育て支援事業費	民間保育所等の耐震改修	実施中	実施中			市	1-1	9	福祉課	保育所等整備交付金
5	保育園の耐震化	耐震化・老朽化・不燃化対策を図る。	66% (R2:2/3園)	検討中	検討中	検討中	市	1-1	9	福祉課	
6	要配慮者に向けた福祉避難所開設情報提供体制の整備	ライブビジョンのマップ機能に福祉避難所として協定締結済みの福祉施設を加え、開設状況や受入数等が目でわかるようにする。	0%	検討中	検討中	検討中	市	1-1	11	福祉課	
7	地域介護・福祉空間整備事業費	高齢者福祉施設等の防災対策として対象設備の耐震改修、自家発電等の整備を行う。	実施中	実施中	検討中	検討中	市	1-1	9	長寿介護課	地域介護・福祉空間整備等施設 整備交付金
8	山梨県介護基盤整備等事業費	地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、地域密着型サービス施設等の整備に要する費用の一部を助成する。	実施中	実施中	検討中	検討中	市	1-1	9	長寿介護課	山梨県介護基盤整備等事業費補 助金
9	緊急通報システム事業費	急病又は事故等の緊急時に業者へ通報する。(ひとり暮らし脆弱高齢者等)	120台	実施中	検討中	検討中	市	1-1	9	長寿介護課	
10	消防施設整備事業費	消火栓、耐震性貯水槽の整備	実施中	実施中			市	1-1	9	総務課	消防防災施設整備費補助金
11	消防施設整備事業費	可撤式小型動力ポンプ自動車の更新	実施中	実施中			市	1-1 2-3	9	総務課	
12	消防ポンプ自動車整備事業費	消防ポンプ自動車の更新	実施中	完了	R7		市	1-1 2-3	9	総務課	
13	木造住宅の耐震化促進	「韮崎市耐震改修促進計画」に基づき市内の住宅の耐震診断及び耐震改修を促進する。	耐震化率 87.3%	耐震化率 95%	R7	検討中	市	1-1	11	建設課	防災・安全交付金
14	公営住宅等改修	「韮崎市公営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化する公営住宅等に対し予防保全的な修繕を行い長寿命化を図るとともに、適切な時期に更新(廃止・統合・建替)を行う。	実施中	検討中	検討中	検討中	市	1-1 8-3	11	建設課	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金
15	公営住宅長寿命化計画更新	住宅ストック数の適正化とライフサイクルコスト削減を動員した長寿命化計画を策定する。	策定済	修正・更新	R7	検討中	市	1-1 8-3	11	建設課	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金
16	削除										17と統合
17	韮崎公園周辺地区都市再生整備計画	市営体育館解体後の公園整備等 韮崎公園(市営総合運動場)を中心とした再整備事業	実施中	完成	R8	1,238	市	1-1 3-1 5-3 8-4	9 11	教育課 建設課	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画)
18	韮崎中央公園整地防災拠点整備事業	新体育館建設を中心とした地域防災拠点整備事業	実施中	完成	R7	3,611	市	1-1 3-1 5-3 8-1	11	教育課 建設課	社会資本整備総合交付金 (防災・安全交付金都市公園事業)

No	事業名・道路河川名等	事業概要・区間	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体	リスクアナリオリ の番号	SDGs の番号	担当課	交付金・補助金名
19	小中学校施設管理事業費	小中学校の老朽化対策	未着手	実施中			市	1-1	4	教育課	学校施設環境改善交付金
20	韮崎市国民健康保険韮崎市立病院業務 継続計画(BCP)の更新	現状の業務継続計画を随時見直す。	策定済 (H29.4.18)	検討中	検討中	検討中	市立病院	1-1 2-1 3-1 5-1	9	韮崎市立病院	
21	災害対策事業費	想定浸水深、土砂災害警戒等標識の整備	未着手	完成	R6	検討中	市	1-2 1-3	9	総務課	防災・安全交付金
22	洪水・土砂災害ハザードマップ更新	浸水想定区域や土砂災害警戒区域、避難所等の 変更を盛り込んだハザードマップの見直しを行 う。	作成済	修正・更新	検討中	検討中	市	1-2	13	建設課	防災・安全交付金
23	県営ため池整備事業	防災重点ため池の改修	実施中	実施中			県	1-2	9	建設課	
24	市単独道路整備事業費	河川内の浚渫	実施中	実施中			市	1-2	9	建設課	
25	河川水路整備事業費	河川の整備	実施中	実施中			市	1-2	9	建設課	
26	河川清掃	水害時の危険箇所の把握や氾濫・溢水を防止す るため、地区ごとに河川や水路内の樹木伐採、 雑草刈り、ゴミ除去等の清掃を行う。	実施中	検討中	検討中	検討中	市	1-2	13	建設課	
27	小土地改良事業	農業用水路の整備	実施中	実施中			市	1-2	9	建設課	
28	県営傾斜地崩落対策事業費	県指定以外の急傾斜地対策	未着手	実施中			市	1-3	9	建設課	
29	避難行動要支援者名簿の整備・活用	個別避難計画の作成に向け、入力や名簿の作成 がより容易にできるシステムの導入も含めた検 討を行う。また、名簿を活用した避難誘導及び 福祉避難所開設運営訓練を実施する。	0%	検討中	検討中	検討中	市	1-4	11	福祉課	
30	災害対策事業費	防災備蓄倉庫の整備	未着手	実施中	検討中	検討中	市	2-1	9	総務課	消防防災施設整備費補助金
31	水防用資機材備蓄	災害発生時に迅速な応急工事が行えるよう、水 防倉庫内の資機材の更新を行う。	実施中	検討中	検討中	検討中	市	2-1	13	建設課	防災・安全交付金
32	上水道管路耐震化事業	基幹管路耐震化事業等	基幹管路75.023m (内48.140mが 耐震化済み)	実施中			市	2-1 6-2	6	上下水道課	
33	韮崎市立病院「災害対策マニュアル」 の更新	現状の災害対策マニュアルを見直す。	策定済 (H30.4)	検討中	検討中	検討中	市立病院	2-1 2-4	9	韮崎市立病院	
34	新病院建設事業	新病院建設に向けた取り組み	未定	未定	未定	未定	市立病院	2-4 6-2	9	韮崎市立病院	
35	災害対策事業費	災害時帰宅困難者受入施設の整備	未着手	実施中	検討中	検討中	市 民間	2-5	9	総務課	住宅市街地総合整備促進事業費 補助金
36	災害廃棄物の処理体制の整備	災害廃棄物処理計画の更新 災害廃棄物処理計画に基づき、有事の際の実効 性の向上	策定済 (H28)	完成	検討中	検討中	市	2-6 7-5 8-1	6 13	市民生活課	
37	庁舎管理費	防災拠点施設の整備、機能維持	実施中	実施中			市	3-1 4-1	9	総務課	

No	事業名・道路河川名等	事業概要・区間	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体	リスクアリア の番号	SDGs の番号	担当課	交付金・補助金名
38	市民交流センター管理運営費	防災拠点施設の整備、機能維持	実施中	実施中			市	3-1 4-1	9	総合政策課	
39	保健福祉センター管理運営費	防災拠点施設の整備、機能維持を行う。	実施中	実施中			市	3-1 4-1	9	健康づくりの課	
40	老人福祉センター管理運営費	防災拠点施設の整備、機能維持を行う。	実施中	実施中	検討中	検討中	市	3-1 4-1	9	長寿介護課	
41	ディスプレイセンター管理運営費	防災拠点施設の整備、機能維持を行う。	実施中	実施中	検討中	検討中	市	3-1 4-1	9	長寿介護課	
42	健康ふれあいセンター管理運営費	防災拠点施設の整備、機能維持	実施中	実施中			市	3-1 4-1	9	産業観光課	
43	小中学校施設管理事業費	防災拠点施設の整備、機能維持	実施中	実施中			市	3-1 4-1	9	教育課	学校施設環境改善交付金
44	文化ホール管理運営費	防災拠点施設の整備、機能維持	実施中	実施中			市	3-1 4-1	9	教育課	地方創生整備推進交付金
45	民浴資料館管理運営費	防災拠点施設の整備、機能維持	実施中	実施中			市	3-1 4-1	9	教育課	
46	文化財保存事業費	文化財の防災対策	実施中	実施中			所有者	3-1	9	教育課	文化財保存事業補助金
47	クリーンエネルギー導入促進事業	家庭用リチウムイオン電池の導入に対し補助を行う。	20件 1,350千円	検討中	検討中	検討中	市	4-1 6-1	7	市民生活課	クリーンエネルギー導入 促進補助金
48	非常用自家発電設備整備	保育園に非常用自家発電設備を整備する。	0% (R2:0.3圏)	検討中	検討中	検討中	市	4-1	11	福祉課	
49	非常用自家発電設備整備	児童センターに非常用自家発電設備を整備する。	0% (R2:0.4圏)	検討中	検討中	検討中	市	4-1	11	福祉課	次世代育成支援対策施設整備交 付金(国1/3・県1/3)
50	災害対策事業費	新たな指定避難所のwi-fi環境の整備	実施中	実施中			市	4-2	9	総務課	無線システム普及支援事業費等 補助金
51	農業基盤整備促進事業	農道・農業用水路の改修	実施中	実施中			市	5-1 5-3 7-3	2	建設課	
52	市単独道路整備	市道	実施中	実施中			市	5-1 5-2 6-3	9	建設課	社会資本整備総合交付金
53	市道(神山)39号線整備事業	市道(神山)39号線	実施中	完成	R4	100	市	5-1 5-2 6-3	9	建設課	社会資本整備総合交付金
54	市道(穂坂)97号線整備事業	市道(穂坂)97号線	実施中	実施中	R12	648	市	5-1 5-2 6-3	9	建設課	社会資本整備総合交付金
55	市道(神山)27号線等整備事業	市道(神山)27号線等	実施中	完成	R5	120	市	5-1 5-2 6-3	9	建設課	社会資本整備総合交付金
56	市道(穂坂)38号線整備事業	市道(穂坂)38号線	未着手	実施中	R11	360	市	5-1 5-2 6-3	9	建設課	社会資本整備総合交付金

No	事業名・道路河川名等	事業概要・区間	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体	リスクアナリオ の番号	SDGs の番号	担当課	交付金・補助金名
57	市道(穴山)5号線整備事業	市道(穴山)5号線	未着手	実施中	R13	530	市	5-1 5-2 6-3	9	建設課	社会資本整備総合交付金
58	橋梁点検	橋梁	実施中	実施中			市	5-2 6-3	9	建設課	社会資本整備総合交付金
59	大穴隧道LED照明化工事	大穴隧道	工事施工中	完成	R3		市	5-2 6-3	9	建設課	社会資本整備総合交付金
60	河川・水路整備事業	河川及び下水道区域外の水路整備	実施中	実施中			市	5-2	9	建設課	防災・安全交付金
61	避難路等沿道建築物の耐震化	「韮崎市耐震改修促進計画」に規定する避難路等に面した建物の耐震改修を促進する。	13/16	検討中	検討中	検討中	市	7-1	9	建設課	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 防災・安全交付金
62	樹木除伐事業	緊急輸送道路等	実施中	実施中			市	5-2	9	産業観光課 建設課	防災・安全交付金
63	防災備蓄倉庫整備事業	不足している備蓄倉庫の整備	未着手	実施中	検討中	検討中	市	5-3	9	総務課	
64	畜産防疫事業	畜産施設	実施中				市	5-3	15	産業観光課	
65	有害鳥獣駆除対策事業	鳥獣による農作物の被害を防止	実施中	実施中			市	5-3	2	産業観光課	鳥獣被害防止総合対策交付金
66	小土地改良事業	農道・農業用水路の改修	実施中	実施中			市	5-3 7-3	2	建設課	
67	土地改良施設適正化推進事業	土地改良施設の整備補修	実施中	実施中			市	5-3 7-3	2	建設課	農業水路等長寿命化・防災減災事業
68	県営かんがい排水事業	朝穂堰、桶無堰、その他老朽施設	実施中	完成	R6		県	5-3 7-3	2	建設課	
69	県営畑地帯総合土地改良事業	日之城地区、その他新規地区	実施中	完成	R4		県	5-3 7-3	2	建設課	
70	県営中山間地域総合整備事業	巴野町、清哲町、神山町	実施中	実施中			県	5-3 7-3	2	建設課	
71	県営経営体育成基盤整備事業	竜岡町	実施中	完成	R7		県	5-3 7-3	2	建設課	
72	県営経営体育成基盤整備事業	南割地区、その他新規地区	未着手	完成	R8	185	県	5-3 7-3	2	建設課	
73	県営農業競争力強化整備事業	穴山町、その他新規地区	実施中	完成	R7		県	5-3 7-3	2	建設課	
74	県営ため池整備事業	馬場堤、池の平ため池	未着手	完成	R7	44	県	5-3 7-3	9	建設課	
75	駅前地下道撤去	韮崎駅ロータリー北側～ニコリ西側	未着手	完成	R4	35	市	5-3	9	建設課	社会資本整備総合交付金
76	都市計画マスタープラン	中央公園周辺(韮崎公園再整備)都市計画	未着手	検討中	R8	30	市	5-3	11	建設課	
77	マンホールトイレ整備事業	マンホールトイレの整備	未着手	検討中	検討中	検討中	市	6-2 7-5	6	総務課	防災・安全交付金

No	事業名・道路河川名等	事業概要・区間	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	目標 年次	全体事業費 (百万円)	事業 主体	リスクアナリオ の番号	SDGs の番号	担当課	交付金・補助金名
78	下水道整備事業	下水道未整備地域の下水道管整備	未着手	検討中			市	6-2	6	上下水道課	社会資本整備総合交付金
79	公共下水道整備事業	公共下水道を整備する。	実施中	実施中	R7		市	6-2	6	上下水道課	地域創生整備促進交付金
80	浄化槽設置促進事業費	浄化槽設置の促進	未着手	検討中			市	6-2	9	上下水道課	循環型社会形成推進交付金
81	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置に対して、補助金を交付する。	実施中	実施中	R7		市	6-2	6	上下水道課	地域創生整備促進交付金
82	県急傾斜地崩落対策事業	七里岩他市内急傾斜地	実施中	実施中	R11		県	6-3	9	建設課	
83	林道整備事業	林道の整備	実施中	実施中			市	6-3	9	建設課	
84	高齢者外出支援サービス事業	ひとり暮らし高齢者にタクシー乗車助成券を交付する。	実施中	実施中	検討中	検討中	市	6-4	9	長寿介護課	
85	ため池ハザードマップ作成事業	ため池ハザードマップの作成	未着手	完成			県	7-2	9	建設課	農業水路等長寿命化・防災減災事業
86	畑かん施設改修	畑かん施設の老朽管、ポンプ設備更新	検討中	検討中	検討中	検討中	市	7-3	9	建設課	
87	地盤整備	登記事項の訂正により土地の所有権等を確定し地籍を適切に整備する。	実施中	検討中	検討中	検討中	市	7-3	15	建設課	
88	果樹園芸振興事業	特産品のブランド化	実施中	実施中			市	7-4	2	産業観光課	
89	赤ワインの丘ブランド化推進事業	特産品のブランド化	実施中	実施中			市	7-4	2	産業観光課	
90	予防接種事業	平時からの感染症予防	実施中	実施中			市	7-5	3	健康づくり課	
91	下水道各種計画の策定	ストックマネジメント計画、総合地震対策計画、業務継続計画等を策定する。	未着手	検討中	検討中	検討中	市	7-5	6	上下水道課	社会資本整備総合総合交付金
92	地域コミュニティ強化事業 (自治会加入促進事業)	災害発生時において、地域で助け合う共助の骨幹である自治会への加入促進を図るため、「自治会加入促進ハンドブック」を作成する。	実施中 69.54% (加入率)	75% (加入率)	2026		地区振興委員会 市	8-2	16	総務課	
93	災害ボランティアの移動手段の確保	バス会社等との提携により、災害ボランティアの移動手段の確保を図る。	0%	検討中	検討中	検討中	市	8-2	11	福祉課	
94	障がい者に対する情報支援体制の構築	県で実施する聴覚障がい者・発達障がい者への情報支援事業への連携。	未着手	検討中	検討中	検討中	市	8-3	3	福祉課	
95	障がい者福祉施設間での利用者への受入れ、協力体制の整備	県で実施する被災障がい者の円滑な受入に係る事業への連携。	未着手	検討中	検討中	検討中	市	8-3	3	福祉課	
96	災害時の心のケア支援体制の整備	県で実施するDPAT（災害派遣精神医療チーム）派遣事業への連携。	未着手	検討中	検討中	検討中	市	8-3	3	福祉課	
97	避難所整備事業	日用品他、トイレ、循環型シャワールの整備	実施中	実施中			市	8-3	6	総務課	防災・安全交付金
98	応急仮設住宅確保	災害時に空部屋を応急仮設住宅として活用できる定住促進住宅の改修を行い、ストック数を確保する。	検討中	検討中	検討中	検討中	市	8-3	11	建設課	社会資本整備総合総合交付金 防災・安全交付金